朝鮮總督府月報

第三巻 第十一號

主要目次

朝鮮總督府月報

第三卷 第十一號

目次

口繪

調査資料

雜錄

辭令

統計

法令

判決例

(第一)平壤稅關出張所上屋倉庫構內及鐵道引込線　(第九十三頁參照)

（第二）平壤税關出張所荷揚場　（第九十三頁參照）

（第三）平壤税關出張所荷揚　（第九十三頁參照）

（五十七）　鮮人向綿張洋傘包裝　（第九十七頁參照）

（五十八）　黄燐マッチ包裝　（第九十七頁參照）

（五十九）寫眞臺紙包裝（第九十八頁參照）

（六十）荷札包裝（第九十八頁參照）

朝鮮總督府月報　第三卷第十一號

朝鮮に於ける甜菜の病害

勸業模範場技手　中田覺五郎

第一　緒言

朝鮮の氣候は大體に於て甜菜の栽培に適し天候適順なる年柄にありては北鮮又は西鮮に栽培する甜菜の汁液中含糖量は一六%以上に達し製糖の資料として充分に價値を認むるに足るものあり然れとも病害の發生と害蟲の蔓延とは時に或は慘害を來すことあるを以て甜菜栽培の業は未た之を安全なりとなす能はす當場は常に之を遺憾となし病害の豫防驅除に關し經濟上廣く實施し得へき方法を案出せむことを期し先病害の種類及其の病徵を調査せり今其の成績の大要を記述せむとす

第二　甜菜病害の種類

甜菜は製糖原料として多年周到なる注意と保護とにより人工的に改良せる作物なるを以て病害に對しては抵抗力極めて弱く歐米の主要栽培地にありても其の被害の程度は時に或は八割内外に及ふことありと稱せらる而して從來諸學者の研究により既に發見せられたる病害の種類尠からす其の主なるものを列擧すれは

一　細菌病　（病原菌不明）
二　褐斑病　Cercospora beticola sacc.
三　畸形病　Entyloma Lepoidum Trab.
四　べト病　Peronospora schachtii Fuch.
五　根燒病　病原菌の種類により左の三種に分つ
(A) 蛇眼病　Phoma-Betae Frank.
(B) 苗枯病　Pythium de Baryanum Hesse.
(C) 腐敗病　Aphanomyces laevis de Bary.
六　瘡皮病　Oospora scabies Thaxt.
七　苗立枯病　Rhizoctonia Betae Kühn.
八　菌核病　Sclerotinia sclerotium Lib.
九　銹病　Uromyces Betae Pers.
十　黒色腐敗病　Bac. Bussei u. Bac. lacerans.
十一線蟲病　Heterodera schachtii A. Smidt.

にして其の他多少發生するもの尙約二十種に達す
右の中特に慘害を來すものは蛇眼病にして之に次くをべト病及線蟲病とし前者は被害の程度屢八割に及ふことあり後者は各四割に達すること稀ならすと云ふ
朝鮮に於ては甜菜の栽培日尙淺く加ふるに其の栽培面積極めて僅少なるを以て今日迄に發見

せられたる病害の種類は四五に過ぎす其等病害の甜菜に及ぼす損害の程度は殆と獨逸に於けるものと大差なし唯褐斑病は歐米甜菜栽培地に於ては蛇眼病、ベト病、線蟲病等の如き大害を來たささるに係らす朝鮮に於ては到處之か發生を認むへく而も其の被害の程度大なるは彼と其の趣を異にするの點なりとす

本年朝鮮各地に試作せる甜菜の病害を調査せるに各地共に其の發生を認めたるは蛇眼病及褐斑病の二種にして其の被害の程度小ならす黃州に於ける蛇眼病の如き平壤に於ける褐斑病の如きは其の害特に著しきものありき

菌核病は其の發生區域未た廣からさるも發生地に於ける被害程度は前二者に讓らさるものあり當場にありては年年多少之か發生を認め本年平安南道順安郡龍興面に設置せる試作地に於ては特に其の慘害を認めたり

右に示したる蛇眼病、褐斑病、菌核病の三者は朝鮮に於ける甜菜の三大病害と稱すへきものにして其の他局部に發生するものとしては瘡皮病、苗枯病等あるも其の被害の程度大ならす線蟲病は歐米甜菜栽培地に於ては恐るへき病害と認めらるるものなるも朝鮮にては未た之か發生を認めす是朝鮮甜菜栽培上洵に喜ふへきなり然れとも朝鮮の地たる蓋之か發生に適せさるにあらすして未た之か病原菌の輸入せられさるか爲なるへきを以て一たひ病原菌の輸入せらるるあらむか歐米と其の轍を同ふするの虞なき能はす將來注意するところなかるへからす

第三　甜菜三大病害の病徵

(一)　褐斑病

本病は甜菜の種子發芽すれは直に其の子葉を侵すことなきにしもあらすと雖多くは七月下旬乃至八月上旬盛に發生し收穫期に及ふものとす而して當初は生長したる外部の葉に發生して次第に新葉を侵し含糖分多き時は其の尠き時よりも其の發生著しとす發病の部位は葉若は莖のみに限らす苞及花梗をも侵すを常とす

病原菌は濕氣によりて傳播するものにして其の發生の初めにありては肉眼にては葉面に稍褪色せる針頭大の點を認むるのみなるも後には次第に一二粍（ミリメートル）大の圓形の斑點を葉片の全面に現出するに至る此の斑點は初めは褐色にして赤紫色の周縁を有すれとも徑二三粍に增大すれは其の中心は褪褐色に變し後更に灰色に化す是れ卽ち分子胞子の集團せるものにして鏡檢すれは幾多の毛狀體群生するを認むへし

(二)　蛇眼病

本病も褐斑病と等しく稀には甜菜種子發芽後直に其の子葉に發生することあるも多くは六月乃至七月に於て雨期前褐斑病に先ちて發生す褐斑病は濕氣多き場合に於て盛に發生すれとも本病は乾燥の場合に於て病勢を加ふるものとす故に排水佳良なる砂質土等に於て栽培せる甜菜は其の被害の程度大なり而して本病は葉片のみならす葉柄、花梗をも侵し又根にも寄生するものなりとす

本病の葉片に發生するや初めは單に褐色の斑點を生するのみなるも次第に斑點の大さを增し後には同心圓を劃して徑二三糎（センチメートル）に及ふ同心圓劃線は病原菌の發育時代にあるを示すものにし

て肉眼にて本病を識別するに最都合良き特徴なりとす獨逸にては Hydnium de Baryanum Hesse 及 Aphanomyces laevis de Bary と共に根燒病(Wurzel brand)なる名稱の下に置かるるも當場にては他の根燒病と混同するの憂なからしめむ爲同心圓劃線の形狀恰も眼球に酷似するを以て葡萄の鳥眼病に因みて蛇眼病なる病名を下すこととなせり

右の同心圓劃線を生ずるは一旦營養を得て外方に發育せる菌絲か營養の缺乏を來すと共に生殖器官たる柄子器を形成し其の柄子器は外方に向つて同心圓上に排列する爲なりとす

是等同心圓斑紋更に擴大すれは互に相接合し不規則狀の斑紋となり遂に乾枯して褪色し龜裂して孔を穿つに至る

本病の根に發生するや初めは圓形の多少凹入せる黑斑を生し病勢進むに從ひ病斑互に癒著して雲形を示し表面は灰色化し次第に內部に侵入し終には內部は導管細胞を殘すのみにて全部黑色化し表面は龜裂して乾燥腐敗するものとす其の後病勢衰ふるや表面に黑色針頭大の小粒を現出す是れ卽ち柄子器にして其の形狀葉片のものに異ならさるも排列不整にして稍灰黑色を示すを常とす

(三) 菌核病

本病は八月下旬以後に於て發生す初期にありては地上部僅に枯凋するのみにして他に何等特有の病徵なきも全く枯死腐敗するに至れは葉柄の下部は白色絹絲狀の菌絲を以て蔽はれ根には菌絲一面に纏絡し處處に菌絲の結節たる菌核の形成するを見る菌核とは本菌の越年體にして營養の減したるときに形成するものとす故に寄生の全然腐敗したる場合か外圍の事情菌の

發育に不適當なるに至りたる場合に生ずる菌核の色は初め白色なるも次第に黄變し終に褐色を呈す其の形は球狀又は楕圓狀なるを常とすれとも時に或は不整形をなすものあり

本病は菌核又は菌絲によりて土壤中にて寄生するものなれは其の發病は集團的なり濕氣は之か蔓延を促かし乾燥も亦病勢を進むる傾ありとす

第四　甜菜三大病害ノ病原菌

(一)　褐斑病

病原菌は Saccard 氏によりて命名せられたる Cercospora beticola 菌にして獨逸、白耳義、丁抹、佛蘭西、葡萄牙、南北亞米利加、瑞西、墺太利、伊太利、和蘭等殆と到處に發生し日本內地にても本菌の爲に害せらるる作物尠からす Frank 氏は甜菜には本菌の外本菌と同一屬なる Cercospora Betae なる一種の菌寄生し其の菌の分生子梗は氣孔より生せす分生胞子は其の形彎曲せさるの差異ありと說けとも當場に於ける人工培養の成績に據れは Cercospora beticola の胞子も著しく長變し且彎曲することあるを以て Frank 氏の Cercospora Betae と稱するもの蓋し Cercospora beticola と同一種なるへし

本菌の分生胞子は透明にして針狀を呈し隔膜を有す長さ〇・〇七乃至〇・一二粍、幅〇・〇〇三粍にして附著部太く先端は絲狀をなす隔膜は基部に多く上部に疎なり肉眼にては白色粉狀を呈すれとも鏡檢すれは白色毛氈狀をなす

分生胞子を飴液培養基中にて發芽せしむるときは攝氏三十五度にては三時間にして發芽す發芽部位は兩端特に基部に多し而して各節ともに發芽能力を有す故に一胞子より五六箇の發芽

管を出すを常とす發芽に先ち胞子の內容は顆粒狀に變し此の顆粒は發芽管の成長に伴ふて移動し胞子は終に空虛となる

分生子梗は叢狀をなして氣孔より生す初は橄欖色なれとも後には黑褐色を呈す其形は圓筒に似て頂點は結節狀をなす多くは隔膜を缺くも稀には一二の隔膜を有する事あり長三乃至五粍幅〇・〇〇四乃至〇・〇〇五粍なり分生子は子梗の頂端に生し離れ易くして風により容易に飛散す菌絲は葉片の組織內にありては無色透明にして內容顆粒狀をなす而して葉片の組織外にあるものは暗褐色を呈し隔膜密にして內容亦濃密なり菌絲の幅は〇・〇〇〇四乃至〇・〇〇〇五粍とす

(二) 蛇眼菌

病原菌はFrank氏のPhoma Betaeと命名せるものにして初めはOudenaus氏によりPhyllosticta Betaeと命名せられ次にRostrup氏によりPhoma spherospermaと稱せられ又Prillieux氏によりてPhyllosticta tabificaと命名せられたるものなりPhomaとPhyllostictaとは其の形質近似し葉片のみに寄生すると葉片及根に寄生するとにより區別せらるるのみ故にRostrup及Prillieuxの兩氏かPhyllostictaと命名せるは根に寄生せるものを發見せさりしに依る

Rostrup氏は其の後更にSporidesmium putrefaciensなりと說きPrillieux氏は他の學者のPhomaと認むるはSphaerella tabificaの柄子器を誤認せるに過きすと說きしもFrank及Krüger兩氏の精細なる研究によりPhoma Betaeなる學名を以て至當なりとなすに至れり此の學名に對しては今日尙多少の異論なきにあらさるも當場の研究に據れは葉片に生するものと根に生するものは同一菌にしてFrank氏の命名せるものに該當すへきを確認せり

本菌の胞子は内容透明にして二乃至四箇の脂肪球を有す楕圓又は球形にして長さ〇・〇〇四乃至〇・〇〇六粍幅〇・〇〇三乃至〇・〇〇四粍なり飴培養基中にありては攝氏二十七度にて三時間にして發芽す發芽管は多くは長徑の方向より生し初めは酵母狀分裂をなすも二三回の後には普通の菌絲狀に變す

胞子は發芽に先ち内容粒狀化し多少大さを增す常溫にありては發芽後二三日にして黑色の菌絲の結節を生す是れ卽ち柄子器にして其の内部に胞子を生す

柄子器は球狀をなし一箇の孔を有す多細胞の柔組織より成り暗褐色を呈す徑〇・〇八乃至〇・一粍にして寄生の組織中に在りとす

(三)　菌核病

病原菌はEngler氏の無能菌絲の疑問屬に編入せるSclerotiumに屬するものの如し菌絲の性質より見れは白絹病菌Hypochnusに酷似するも擔子梗の發生することなく又菌核の形狀はFuckel氏の研究に係るSclerotinia Libertianaに類似するところあるも當場に於て去秋より試驗せる成績に據るに未た子實體の形成せられたるを認めさるを以てSclerotinia Libertianaにあらさるや明なり

本菌の菌核は球形又は楕圓形にして時に或は不整球狀をなすことあり其の大さは地表に於けると地中に於けるとに於て多少差異あるも當場の調査に依れは長二・〇乃至一〇・七粍幅二・〇乃至五・四粍厚二・〇乃至四・八粍にして重量は〇・〇一乃至〇・一〇瓦比重は平均一・〇九二なりき

菌核の色は初期にありては白色又は淡黃色なるも後には濃茶褐色を呈す切斷すれは初期には菌絲の錯雜せるを認むへきも後には次第に緻密となりて厚膜組織に變す

第五　朝鮮に於ける甜菜三大病原菌の由來

(一)　褐斑病

朝鮮に於ける甜菜栽培は明治三十九年以降にして爾來朝鮮各地に之か試作を行ひ今日に及へり其の間褐斑病は年により多少程度を異にするも到る處多少之か發生を見さるはなかりき本年にありては新に數箇所の試作地を設けたるに從來其の附近の地に甜菜を栽培せしことなかりしに係らす何れも著しき發生を認めたりされは褐斑病原菌は甜菜栽培の行はるる以前より朝鮮に存せしか將た甜菜種子輸入と共に輸入せられしものなるかを調査するの必要ありとす故に當場に於ては左に掲くる諸種の實驗を行へり

一　當場は病原菌の種子に附著して存在するや否を知らむ爲め本年獨逸國ハルツ市オットブロイオステテット種苗會社より購入せる甜菜種子(前年產)約五百粒を無菌水にて洗滌し其の水を細菌遠心分離器にて分離沈澱せしめたる後其の沈澱を鏡檢せしに左の菌類の存在せるを認めたり

1. Aspergillus sp.
2. Macrospovium sp.
3. Fusarium sp.
4. Cephalothecium sp.
5. Cladosporium sp.

6. Epicoccum sp.
7. Cercospora sp.
8. Phoma sp.

右の菌類中 Cercospora sp. は其形狀大小に於て全く甜菜の褐斑病原菌と同一なるを確認せりされは褐斑病原菌は甜菜の種子に附著して存在するものなるを知るへし

二　種子に病原菌の附著して存在する爲め褐斑病の發生するものなりとせは種子を消毒せは之か發生を滅し得へき筈なるを以て當場にては三氣壓にて三十分間甜菜種子を高壓蒸氣殺菌器にて殺菌せる土壤にフォルマリンにて消毒せる種子と無消毒種子とを播種し硝子鐘下に栽培せるに無消毒區のみに褐斑病の發生を認めたり卽ち本試驗に於ても甜菜種子に附著せる病原菌は褐斑病發生の原因たるへきを證するものと云ふへし

三　次に當場は左記諸種の殺菌劑を用ゐて甜菜種子を消毒し之を從來甜菜を栽培せさりし圃場に播種し發芽後未た病原菌の胞子形成せられさる時に於て褐斑病の發病步合を調査せしに其の成績左の如し

	殺菌劑		浸漬時間	發病步合
第一區	ボルドー液	一斗式	二四時間	〇・三六
第二區	同	二斗式	二四	一・四九
第三區	昇汞	五百倍	二	〇・一六
第四區	同	千倍	五	〇・三一
第五區	硫酸銅	二%液	二四	〇・一〇
第六區	同	一・五%液	二四	〇・二六

區	消毒		發病歩合	
第七區	石炭酸	一%液	五	〇・三四
第八區	フォルマリン	一%液	二	〇・四六
第九區	同	〇・五%液	五	〇・三六
第十區	同	〇・三五%液	二四	〇・四九
第十一區	無消毒			三・五七

前表に依れは消毒せし種子は無消毒の種子に比し褐斑病發生の歩合甚尠きを知れり是れ亦褐斑病は種子によりて傳播するものなるを證するものと云ふへし

四　甜菜種子に附著せる病原菌の發病の因たるやを知らむ爲め甜菜に病徴の現はるるや否完全に被害部を除去し之に硝子鐘を蔽ふて外部より病毒の傳播するを遮斷せしに一たひ發病せる苗には被害部除去の後と雖尚盛に病徴を生するを見る若夫れ空氣傳染に基く後天的病害なりとせは一たひ完全に被害部を除去せは硝子鐘下に於て何れも再ひ發病するの理なし其の再ひ發病するは病原は種子にありて病徴の現はるる頃には病毒既に根及莖を侵せるに依るものなりとす

五　未た胞子を形成せさる發病の初期には罹病の苗のみは何れの部分にも病徴を示せとも他の苗は之れと接觸交差するも病徴を呈することなし是亦空氣傳染にあらさるを示すものなりとす

六　發病の部位は子葉より起り漸次上方に及ふを常とす

右の各種の實驗により褐斑病は空氣傳染によりて發生するものにあらすして病原菌の種子に附著して存在するものに原因することを知るへしされは朝鮮に於ける褐斑病は獨逸より甜菜

種子と共に輸入せられたるものなるを推定するを得へし然れとも朝鮮には菾菜火焔菜等にも褐斑病を認め甜菜の褐斑病と同一種なるを以て現存せる甜菜の褐斑病か甜菜輸入と共に初めて朝鮮に輸入せられたるものと認むる能はす菾菜火焔菜の輸入せられたると共に褐斑病は輸入せられたりとなすを得へきなり

(二)　蛇眼病

蛇眼病は如何にして傳播するやに就きては獨逸の學者Busse氏之か調査を行ひ一昨年同國皇室農林學會報紙上に其成績を公にせり氏は土壌を消毒し之に消毒種子と無消毒種子を播種し發病の有無を調査せるに其の成績左の如くなりし

	發病歩合
一　種子をパストル法に消毒したるもの	○・
二　種子を鹽酸にて消毒したるもの	一・○一
三　消毒せさる種子	一六・一九

右の成績に依れは蛇眼病は病原菌の種子に附著するによりて傳播するものなるを知るへし當場にては遠心分離器により種子より胞子を分離沈澱せしめ鏡檢せしにPhoma屬類似の胞子を認めたり

次に當場にては各種の作物に蛇眼病菌を接種せしに甜菜の外唯菾菜に該病を發生せしめ得たるのみ而して菾菜にても接種以外之か發病を認めす故に蛇眼病は朝鮮にては甜菜に限れりと云ふも敢て不可なきなりされは朝鮮に於ける蛇眼病は其の起源は甜菜の輸入と同時にして甜菜の種子に附著して獨逸より傳來せるものなるや明なり

(三)　菌核病

菌核病は甜菜のみならす多くの根莖並に塊莖に寄生し得るものにして當場にて行へる接種試驗に依れは萊菔、火焔菜、芋、牛蒡、甘藷、萵、馬鈴薯、百合、蕪菁、甘藍にも寄生せしめ得へきを認めたりされは之か爲め害を被るへき作物の範圍大なりと云ふへし而して本菌は胞子を形成することなきを以て空氣傳染の虞なく菌核の土壤中に存在するもの發病の因をなすものなりとす從て遠隔地への傳播は他の經路よりするものなるや明なり今菌核を檢するに其の形狀色澤殆と萊菔又は甘藍の種子に似たり故に菌核は往往萊菔又は甘藍の種子中に混在することあり之か爲病菌の傳播を來すの憂ありとす牛蒡、火焔菜、甘藷、萵、馬鈴薯、百合等の種子は外觀全く菌核と異るを以て相互の識別容易なり故に此等の種子と共に病菌の傳播せらるることは蓋甚た少かるへし朝鮮にては甘藍の栽培せらるる面積僅少なるを以て菌核病の傳播は主として萊菔作に伴ふものの如し萊菔栽培地として有名なる平安北道順安郡龍興面に於ける甜菜試作地に菌核病の多く發生したるは能く之を證するものと云ふへし本年農商務省農事試驗場に於て各地產の萊菔種子を檢査せるに德利宮重大根の如きは一合中に菌核百五十六粒を混在せりと云ふ想ふに朝鮮に於ける萊菔種子中にも之を混在することと尠からさるへし

要之甜菜に菌核病を發生せるは其の原因萊菔作にありと云ふを得へし甜菜の種子は菌核と全く其の形態を異にするを以て甜菜種子に混入して新に獨逸より輸入せられたりと認むる能はさるなり

第六　病原菌の殺菌劑に對する抵抗力

當場は各種殺菌劑の甜菜の病害に對し豫防劑若は驅除劑として如何なる效力あるやを試驗せり豫防劑としては病原菌の胞子を藥液中に懸濁培養して其の發芽するや否を檢し驅除劑としては病葉に藥液を撒布し二十四時間の後病原菌の胞子を採取して懸濁培養を行ひ其の發芽力を檢せり試驗の成績左の如し（＋ハ發生　－ハ不發生）

	藥	劑	豫防劑としての胞子發芽の有無	驅除劑としての胞子發芽の有無
（一）	昇汞	八百倍	−	−
（二）		千倍	−	−
（三）		千五百倍	−	+
（四）		二千倍	+	+
（五）	硫酸銅	二％	−	−
		一％	−	+
（六）		○・五	−	+
（七）		○・一	−	+
（八）		○・○五	+	+
（九）	ボルドウ液	二斗式	−	+
（十）		三斗式	−	+
（十一）		五斗式	+	+
（十二）		八斗式	+	+
（十三）		一石式	+	+
（十四）	アイセル	○・五％	−	+
（十五）		○・一	−	+
（十六）		○・○五	+	+
（十七）	石灰硫黃合劑	八倍	−	−
（十八）		十五倍	−	+
（十九）		二十倍	+	+
（二十）	酸曹液	五十倍	−	−
		八十倍	−	+
（二十一）		百倍	−	+
（二十二）		百五十倍	−	+
（二十三）		二百倍	+	+
（二十四）	糖蜜ボルドウ	二斗式	−	$\overset{\circ}{-}$
		三斗式	−	+
（二十五）		五斗式	+	+
（二十六）	石鹸ボルドウ液	二斗式	−	$\overset{\circ}{-}$
		三斗式	−	+
（二十七）		五斗式	+	+
（二十八）	亞砒酸ボルドウ	一斗に付四匁	−	$\overset{\circ}{-}$
（二十九）		一斗に付一匁	−	$\overset{\circ}{-}$
（三十）	標準區		+	+

但 ○印は僅に發芽するも大部は發芽せざるもの
藥劑の調法は農商務省農事試驗場要報第二十號による
醱曹液は東京王子醱曹會社の製造になれるものを用ゐたり

尚菌絲の殺菌劑に對する抵抗力を檢せむ爲め飴液培養基にて菌絲を繁殖せしめ所定の時間殺菌劑の中に投入し後ち無菌水にて洗滌し之を培養して其の發育如何を調査せり其の成績左の如し（＋は發生 −は不發生）

殺菌劑 ＼ 浸漬時間		三分	五分	十分	二十分	三十分	一時	二時	三時	四時	五時
昇汞水	一千倍	＋	○−	−	−	−	−	−	−	−	−
ボルドウ液	二斗五升式	＋	＋	＋	−	−	−	−	−	−	−
	三斗式	＋	＋	＋	＋	＋	−	−	−	−	−
	五斗式	＋	＋	＋	＋	＋	−	−	−	−	−
二斗五升ボルドウ液亞砒酸加用	一斗に付十五匁	＋	＋	＋	−	−	−	−	−	−	−
	五匁	＋	＋	＋	−	−	−	−	−	−	−
石灰水	水一斗に付五百匁	＋	＋	＋	＋	−	−	−	−	−	−
	三百匁	＋	＋	＋	＋	＋	−	−	−	−	−
木灰水	水一斗に付五百匁	＋	＋	＋	＋	−	−	−	−	−	−
	三百匁	＋	＋	＋	＋	＋	−	−	−	−	−
木灰煮沸	水一斗に付五百匁	＋	＋	＋	−	−	−	−	−	−	−
	三百匁	＋	＋	＋	○−	−	−	−	−	−	−
炭酸銅アンモニア		＋	＋	＋	＋	＋	−	−	−	−	−
アイセル	百五十倍	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	−	−
	百倍	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋	−	−	−
	五十倍	＋	＋	＋	＋	＋	−	−	−	−	−

酸曹液	百五十倍	+	+	+	+	+	+	+	+	−	｜
	百倍	+	+	+	+	+	+	+	+	−	｜
	五十倍	+	+	+	+	+	+	−	｜	｜	｜
石灰硫黄合劑	五倍	+	+	+	+	+	+	−	｜	｜	｜
	原液	+	+	+	+	−	｜	｜	｜	｜	｜

前二表に依るに病原菌の殺菌劑に對する抵抗力は藥液の種類は勿論濃度及時間によりて差あるものにして其の效力は豫防と驅除との場合に於て大差あるを見る而して豫防劑は驅除劑よりも稀薄にて可なるを普通とす今各殺菌劑に就き效力の有無を記せは左の如し

一　ボルドウ合劑は豫防劑としては其の效なきにあらさるも驅除劑としては殆と無效なりとす是藥液撒布の場合に空氣層に妨けられ直接病菌に接觸する能はさるか爲なるへし

二　硫酸銅液はボルドウ合劑よりも滲透性强き爲め驅除劑として多少優れりとす

三　アイゼルは使用し得る範圍内にては殆と殺菌力を認めす

四　昇汞は其の效著しきも植物に害あり

五　石灰硫黄合劑及酸曹液は滲透性稍强きか故に豫防劑及驅除劑として有效なり

六　ボルドウ合劑に糖蜜、石鹼、又は亞砒酸を加用するときは多少效力を增すも著しきものにあらす殊に亞砒酸は母液の鹽基性ならさる限は植物に害あり

右の結果に依り實用上の方法として左の二劑を用ふるを適當なりとす

一　豫防劑としては滲透性弱く粘著力强きボルドウ合劑を可とす

一　驅除劑としては滲透性强き石灰硫黄合劑を可とす

小作制度に關する舊慣及現況

總督府試補　本岡粂次郎

本調査は忠南、全北、慶南、黄海、平南、平北の六道に於ける小作制度の概要にして現に行はるる慣習のみを記載するに努めたり

一　小作の種類

朝鮮に於ける小作は概して賃貸借にして債權關係なく偶永小作權に類するものあるも確然たる物權的性質を有するもの甚稀なり唯全北全州地方に於て從來禾利と稱し小作權賣買の慣習あり土地所有者に變更を生するも禾利は何等の影響を受くることなく殆と物權的性質を有するも其の起因は或特定小作人に永久小作せしむるか如き恩惠的のものにあらすして主として小作人轉居其の他の原因に依り小作料を納付せさる場合に際し前小作人に代りて小作料を支拂ひ其の報酬として次年度以後の小作權を得之を他に轉賣又は轉貸したるに基くか如し現今內地人地主は禾利をも併せ買收するに努むるか故に禾利の慣習は漸次減少の傾向あり黄海道平安北道に於ても之に類する慣習なきにあらさりしも現今行はるるものなし

二　小作年限

數年間の有期小作契約を爲せるもの一も之を見す同一土地を永年小作するは地主小作人共に喜ふ所なるも地主は契約上之を明定することを避くるか故に何時にても當事者の任意に解除することを得結局優勢なる地主の利益に歸す概言すれは南方に於ては實際の小作期間甚短く

年年小作人を代ふること多きに比し北方に於ては稍長く數年間小作せしむるを普通とす共に實際に於ては同一土地を數年乃至十數年間小作せるもの鮮からす稀には數十年間小作せりと稱するものあるも之等は皆主として地主の利害得失に基き其の任意に出つるものにして小作人は何等の權利を有するものにあらす

小作期限を定めす年年小作人を變更するの慣習は其の起因主として小作人多數にして從て其の勢力弱きに因るも亦其の責任小作人自身に存すること鮮からさるか如し彼等の中には正當に小作料を納付せさる者多く甚しきは其の耕作物を賣却し舊居を棄てて他に轉する者鮮からさるに因る

唯近時異例とも見るへきは慶南晉州及黃海道黃州地方に於て小地主(自作農を含む)中土地を賣却して小作人に變するに際し故らに地價を低廉ならしめ代ふるに其の土地の永年小作を約するもの多し而も彼等は依然として何等其の期限を定めさるか故に小作權の安固ならさること前と異ならす

以上の如く小作年限に付ては小作人は何等の保障と保護とを受けす唯僅少なる地方に於ては耕地面積に比し小作人少數なるか爲稍地主に對して勢力を有するを見るのみ概して年年小作人を變更するも將又數年間小作を繼續せしむるも一に地主の任意なるのみ土地荒廢の原因亦玆に存するもの鮮からさるを思はしむ

三　小作料徵收方法及其の額竝公課負擔の區分

小作料徵收方法は地方により一定せす其の名稱亦區區にして一一之を列擧すれは勞多くして

功少きを以て其の實質に付之を大別して定額法と打租法との二となし打租法を三分し檢見、刈分及打落となす之を表示すれは

イ　打租法(打作法、並作法、折半法とも稱す)

打租法とは概して曰へは慣習又は契約に依りて定まる一定率を標準とし出來高に依り收穫物を分配する方法を云ふものにして所謂分益農法の一なり打租法にも種種あり收穫物分配の方法より云へは檢見、刈分及打落あり其の分配率(全收穫高に對する小作人の所得率)より云へは折半、十分の六、十分の六半等あり而も分配率は常に負擔區分と相俟て觀察することを要するものにして公課、種子、肥料及用水料等諸種の負擔を參酌し其の分配を見るに概して地主小作人の純所得は各相半し結局土地所有に依り得る所と耕作の勞力に對する報酬と相等しき點に歸著するものの如し

從來最廣く行はるるものは畓に於ては打租法にして就中刈分法最多く打落法之に亞き檢見を行ふものは多くは大地主に止る田にありては打租法及定額法相半するか如し刈分法

とは耕作物收穫の際刈取たる儘束となし地主小作人立會分配するの方法にして藁及稈等をも共に分配するを常とす

打落法とは刈取の際立會の上收穫高を點檢し扱落又は打落の際再立會分配するの方法を云ひ檢見法とは收穫前立毛を檢査し立會の上達觀に依り收穫豫想高を諒定し小作料額を定むるの方法にして達觀に依り協議纏らさるときは坪刈に依るものとす

打租法は如此幾多の手數を要するのみならす耕作物の出來高に依りて分配額を定むるか故に小作人勤勞の結果收穫を增加せは其の增加に比例して地主は不當に增收を得之に反して小作人の怠慢に依り收穫を減少せは亦不當に地主の減收を來すか如き經濟上不合理の結果を生し耕作方法の改良上一障碍たるのみならす刈分及打落法に在りては小作人は種種の奸手段を講し不當に自己の所得を多からしめむと努むる等幾多の弊害を伴ふものにして古より農業國たる朝鮮に於て農事に改良を加へられさりし原因は小作年限の定なきと相俟て打租法の不合理なる點に存すること大なるへきを信す

特に一言すへきは檢見方法にして他の二方法に比し一段の進歩たるは言を俟たさる所にして全羅北道に於ては四十五年四月訓令を發し定額法を實施し得さる地方に於ては此の方法に依らしむることとし其の分配率を地主百分の三十五乃至四十と定め道內廣く此の方法を行へり

ロ　定額法(賭租)

定額法とは從來の收穫高を標準として契約締結の際地主及小作人の協定に依り小作料を

一定し甚しき凶歳の外は減免せさるの方法を云ふ多くは小作人に於て藁稈を收納して種子、肥料等を負擔し公課は地主の負擔とし其の小作料額は收穫高の約三割乃至四割に相當す鮮人間に在りては四割半に達せるものあり而して不可抗力に依り著しき減少あるか又は收穫皆無なるときは相當輕減又は免除をなすの慣例なり

此の方法は何れの點より見るも理想的且合理的にして田にありては稍廣く行はるるも畓に在りては比較的小部分にして年年收穫に大差なき地方のみなり

以上小作料徴收方法に關する名稱は從來の用語を避け新術語を用ゐたり蓋し地方に依り同一語も其の實質大に異り曖昧複雜なるか故に茲には舊術語を用ゐさることとせり

四　小作料納付の時期及運搬費負擔區分

小作料收納の時期は檢見法を除くの外打租にありては收穫後直に之を納付し檢見法及定額法に在りては收穫後一箇月乃至二箇月の間に完納するを例とす此の期間に於て納付せさる者は多くは不納者にして既に他に轉退したる者多しと云ふ運搬費は南鮮地方に在りては概して二里乃至三里迄は小作人之を負擔し其以上は地主の負擔にして一里に付十錢乃至十三錢を（場合によりては酒肴等を以て之に代ふることあり）小作人に支拂ふの慣例なるも北方に於ては遠近を問はす主として小作人自ら小作料を運搬し甚しき遠距離に及ふものは或は藁を小作人に與へ或は酒肴を以て其の勞を慰し又は宿泊せしむることあるに止る

五　小作契約の形式及解除

契約の形式は從來は口頭に依るもの最多く偶書面に依るものあるも概して簡單なる指定票（地方

に依り差帳、移定、支定牌旨等の語を用ふ）を以てし田畓の位置、種類、面積を標記し小作人誰某に小作せしむる旨を記載し之を小作人に交付し契約締結の證とするのみ而も地方によりては此等は契約成立の證にあらす寧ろ前小作人を排斥するの證として第二の小作者に與ふるものにして從て地主か自己の耕作せる土地を始て小作せしむるときは差帳の類を用ゐすと云へり（黃海道白川郡、平北龍川郡等）

内地人地主殊に大地主にありては詳細なる契約書を作成せるもの多く鮮人地主亦之に倣ふもの少からす其の内容は主として小作地の位置、筆數、面積、小作料額、解約の條件、保證條件等を規定す但し年限を定めたるもの一も之を見す

契約期間の定なきを原則とするか故に其の解約に付ては何時にても雙方より之を爲すことを得多くは一年乃至四五年なること既に一言したる所の如し而も耕作物は皆收穫季節あるものなるか故に猥に解約を爲すは雙方の不利益にして自然の慣行に因り多くは解除の時期一定し收穫後二三箇月又は節分迄の間に之を爲し其の以後は契約を解除することを得す但し小作人より新小作人を選定して解除の申入を爲すときは何時にても之を許すの慣例あり以上は概して畓に付て云へる所なるも田殊に山間の部にして畓少き地方にありては田には多くは間作又は混作を爲せるか故に地主より解除を爲すときは相當其の損害を賠償するか又は主たる作物の播種前たることを要するの慣例多し（平安、黃海）

契約解除の原因は主として小作料の未納、小作人の怠慢及其の不正行爲等に基くを普通とするも南鮮地方に於ては舍音により濫に契約の解除を受くること鮮からさるを見る

小作人より解除を請求すること甚た少く彼等は小作料の不當なるとき又は他に優良なる小作地を發見したるとき等は小作權を拋棄するを常とするか如し

六　小作地に於ける收穫前の生産物及小作權の賣買並典當

北部地方にては私有地に於ける小作の利益薄きか故に現今小作權（賣は小作地に於ける賣買借權）の賣買少く國有地に於て稍多きを見るのみ之に反して南鮮地方に在りては今尚私有地に於ける小作權の賣買は地主に對し祕密に行はるること少しとせす其の價額は反當一圓乃至三圓を普通とす但し全州地方に於ける禾利、晋州及馬山に於ける長期の小作權は公然賣買を爲し之を利用して又小作を爲すもの少からす從て小作料は頗る高率となり加ふるに小作人は高利を以て其の資金を借入し玆に二重に地主を有するの狀を呈し益困難に陷るもの多し

小作地に於ける收穫前の生産物を典當に供し又は賣買する例鮮からす其の最著しきものは黃海道金川郡及平北龍川郡等にして、前者に在りては普通に青田賣買と稱せられ開城商人の米穀買占策に出つるものにして彼等は小作人に金錢を貸與し收穫物に付先買權を有し其の穀價と差引淸算するの慣例なり小作人は收穫するも自己の手に歸するもの甚僅少若は皆無にして又直に負債を爲ささるへからさるのみならす穀價の高騰による利益を享くるの途なく殊に商人中には地主多きか故に小作人は全然地主に隷屬するに至る

七　舍　音（北方にては之を監官とも云ふ）

舍音とは一種の差配人にして地主小作人間に在りて一定の報酬を得て小作地の管理を爲し從て小作料徵收の保管並小作人の監督等を爲し多くは大地主又は遠距離に在る地主の設置せる

ものにして其の報酬は一定せす或は其の管理せる土地に對し自ら一定の小作料納付の責任を負ひ小作人よりは自由に小作料を徴收し其の差額を報酬に充つるものあり或は小作料は全部地主に納付し其の幾割を報酬として支給せらるるものあり或は良好の田畓を無料又は低料を以て耕作するの特權を與へらるるものあり

概して南方に於ては舍音の弊害甚しく諸種の奸手段を弄し地主に損害を與へ小作人を壓迫し爲に地主小作人間の融和を缺き甚しきは小作人に對し殆と生殺與奪の權を有する等其の弊害鮮からさるものあり之に反し北方に於ては舍音數少く地主に於ても亦舍音を優遇するか故に悪辣なる手段を弄する者少く間間任意に小作人を變更し又は小作米の一部を橫領する者なきにあらさるも其の數亦比較的に少きか如し

吉林材、哈爾賓材、沿海州材に就て

營林廠技師　今川唯市

第一章　吉林材

第一節　沿革

吉林省松花江の上流頭道江二道江並二江口流域は古來斧鉞を入れさる大森林の所在地なることと一度山東人の知るところとなりて以來該省より吉林地方に移住若は出稼して伐木に從事する者次第に多きを加ふるに當り吉林勸業道は徵税の一策として伐木の爲入山する者に對し銀一兩を徵收し斧票なるものを交付して入山權を認め入山者の各團體は伐木運材に利便なる溪谷を選ひて作業に從事し互に他の作業區を侵すことなく自ら圓滿なる作業行はれしか年次林政紊れ斧票なくして入山する者續出し偶官吏の檢査の爲入山することあるも一飯の食を口にし數個の黃白を懷にすれは其の檢査を免かるること珍とせす殊に日露戰役後行政機關の萎靡せるに乘し納税者其の跡を絶つに至れり仍て明治四十年に至り吉林勸業道は吉林林業公司なるものを創設し收税吏と兵丁とにて之を組織し道の高級官吏之か監督を爲し木材を賣買して其の利を收め一面民間の賣買者に對し徵税を行ひ又伐木者に屆出を爲さしめ認可を與へ伐木流下者は總て吉林時價の一割を著筏後三日以內に納入せしめたり該公司は又木把保護を名とし金一萬圓を備へ木把の貧に供し賣買は公司四分木把六分の率に照し利益を分てり然るに內

部の紊亂と共に財政窮乏を告け來れるに乘し長春の日本人某は資金の一部を貸付して東清鐵道の一驛小城子に製材工場を設けしめ製材原木共盛に吉林材の吸收に努めたりしか內部の腐敗愈甚しきに及ひ昨四十五年遂に該公司の解散を見るに至り某も手を斷ち茲に徵稅事務は吉林木稅局の管理に移れり

第二節　伐木業者の組織

伐木業者は之を木把、把頭及財東の三に區分し得へし

(イ)木把　直接入山伐木に從事する苦力を云ふ

(ロ)把頭　木把を指揮監督する頭目に對する名稱にして左の三に區分す

一、大把頭　吉林長春等の木材市場に常住し伐木事業を總括する者を云ひ其の同時に資本主たる場合には財東とも稱せらる

二、客把頭　伐木地に在りて金錢の出納物品食料等の購入及給付を司る者を云ふ

三、山把頭　伐木地に在りて直接木把を指揮監督し伐木に從ふ者を云ふ

(ハ)財東　資本主に對する名稱にして元來木把、把頭等は概ね山東省の出稼人にて資力に乏し故に常に之に依りて業を營む而して財東の多くは吉林長春等に雜貨又は布帛の商舖を構ふる商人なり

第三節　伐木業者相互の關係

把頭と財東との關係　伐木業に對する財東の投資方法は其の資財を投して把頭を雇ひ自營するものと把頭と共同によるもの又把頭に資金を貸付し經營せしむるものとの三あり前二者の

場合には木材の賣却完了せは所定の報酬若は利潤の配當を與ふるも市價低落等によりて生する損害には一切責を負はす而して普通一般に行はるるは後者に屬せり資金貸借の契約は頗る簡略且漠然何日決濟すへきやを疑はしむるものあり即ち該契約は吉林又は下流小城子に至る運材の終了のときを俟ち元金に三割の利子を附して償還するを普通とすされと其の決濟期は確定せす即ち運材は二三年を要するものあり其の終了を俟ち帳簿上交互計算を行ふもの多し

把頭は資金の運用竝事業の經營上木把給料の支拂に左の方法を採れり

(一)股子組織　一種の株式組織を云ふ即ち把頭は木把に作業上一切の必需品を供給し勞働賃を支拂はすして之に該當する利益金の配當を與ふる條件の組織なり故に伐木一期の清算終れは其の勞働賃に應し利益を按分す

(二)勞銀組織　之れ各地普通に行はるる組織にして木把は勞働に對する賃金を受くる外伐木上何等の權利をも保有せす

以上の兩者を比ふるに前法に從へは木把の努力彌大なれは收得亦彌大となるへきを以て事業の成功を期し易く又資金の固定額少なるを以て事業の基礎益鞏固なるへきか故に其の利たる蓋し大なりと云はさるへからす

然とも伐木の業必しも常に順調ならす殊に此の地方屢河水氾濫して筏は漂流し又時に馬賊の襲擊を受け又渇水して運材意の如くならす材價の昂低亦常なきを以て一朝不慮の損害を被らむか把頭の多くは無資力なるを以て到底其の勞働賃にても支拂ひ難く遂に木把の骨折損に歸すへけれは寧ろ安全を期する爲後者を喜ふを常とす要するに前者は資本主に安全にして後者

は勞働者に取りて安全なり目下此兩者の割合相半す

第四節　伐木運材流筏

伐木　毎年舊九月の頃把頭は數多の木把を率ひ目的の山地に入る其の行程概ね十日乃至二十日を費す木把は先其の伐木地を選定し高棚(小屋二十五人乃至四十人を容る)を建て農家より食料品を集め運材に要する牛馬等の借入を約し江岸に達する間道を開き舊十一月に入りて伐木に從事す伐木の方法は先立木を伐り倒し其の長短大小に應し適當の長に造材す而して古來決して角材を造らす如何なる大材と雖必す丸材の儘運出す之れ實に吉林材の特徴なり蓋し伐木初代に在りては江岸の森林より伐採し殆と運材の勞を要せさりしのみならす元來伐木地より編筏地に至る間地勢緩傾斜なるを以て今日尙著しき困難を感する箇所なく大材も依然丸太の儘搬出しつつあり然れとも伐木地點漸次山奥に進むに從ひ終に若干の角材を混するに非され は搬出する能はさるものあるに至るは免るへからさる勢なるへし伐木は松花江上流域各地之を爲し得るも昨今主として作業の行はるるは左の地方とす

一、頭道江

(イ)濛江(ロ)淸江(ハ)ナール河

二、二道江

(イ)頭道河子(ロ)二道河子(ハ)三道河子(ニ)娘娘庫(ホ)太沙河(ヘ)古茸河(ト)富爾河

三、江口下流

(イ)スール河(ロ)ホイバ河(ハ)ムーチー河(ニ)ペッ河(ホ)ラバ河

而して各地伐採量の割合は頭道江流域にては全伐出高の約三分、二道江五分五厘、二江口下流一分五厘にして上等材は頭道江流域の濛江に大材は二江口のスール河ホイバ河ムーチ河流域に又小材はペウ河ラバ河流域より伐出す

運材　伐木造材終了せは之に鐵環を打ち込み把犁(橇)に積み牛馬驢騾を用ゐて江岸に搬出し之を亂積す此の運材に從事する勞働者を老板子と云ひ十名乃至二十名毎に一名の把犁頭を置く彼等の勞銀一箇月六圓乃至十圓牛馬の借料は十五圓乃至二十圓を要す山中一二里を隔てて散在せる山東移民の茅屋は粟、黍、豆等の食料品より牛馬に至る迄概ね之か供給に應する故木把等の入山に際し此等を吉林より輸入する必要を見す

運材は十二月中旬に初まり翌年三月中に終る

管流及筏流　春季解氷し水量增漲するを俟ちて江岸集積材を水中に放下して管流を開始し下流大歲子に於て編筏す水量の增減河幅の廣狹により時時改編することあり筏夫を打棹的と稱し其の雇賃は作業の難易危險の多少により異れとも食料を給し每月五六圓內外其の頭目頭棹的は八九圓を普通とす

編筏は大材は十二本小材は十六本を一列に排して材の兩端に穴を穿ち小丸太又は蔓類を以て之を貫き連結したるものを截と稱し三截を一頭三頭を一批二批を一排と稱す一排は卽ち一筏なり然れとも一排は必すしも常に十八截あるにあらす六七截のものあり稀には十八截以上のものもあり而して小筏には六七人大筏には十數人の打棹的ありて筏を操縱す又筏には必す看卯子と稱する水先案內の任に當るものあり此の看卯子は小筏には一人大筏には二人を有する

を普通とす

今山地より吉林に至る間に於ける運材管流流筏の各距離を示せは概ね左の如し

伐木地點	運材距離（邦里）	管流距離（邦里）	流筏距離（邦里）	備考
濛江	五・〇	―	一五〇	一、普通管流は大蔵子流筏は吉林迄なるを以て本表は之に依り掲示せり
清江	四・〇	―	一五〇	
ナール河	四・〇	―	一五〇	
頭道河子	―	三・三	一〇八	
二道河子	―	三・三	一一六	
三道河子	―	三・三	一二五	
娘娘庫	一・六	―	一五〇	
太沙河	・八	―	一五〇	
古茸河	一・六	三・三	一六〇	
富爾河	一・六	―	一二〇	
スール河	三・三	―	一二〇	
ホイパ河	一・六	六・六	八〇	
ムーチ河	二・五	―	八〇	
ペウ河	―	八・〇	五〇	
ラパ河	三・三	八・〇	五〇	

第五節　課税

吉林の木税は從來林業公司の所管なりしか同公司解散後は全然木税局の管理に歸したること前巳に述へたるか如し而して筏の賣買行はれしとき賣渡證面金額の二割四分五厘を賣主より納付せしむる規定なり其の他吉林市外に移出のものに對しては一貨車に付二百文の移出税を課す

第六節　木材の取引

吉林に於ける木材取扱商店を木局と稱し其の數三十家あり就中主なるものを擧くれは左の如し

店名	一箇年營業高	店名	一箇年營業高	備考
萬發木	三四、〇〇〇円	源合木	一一、〇〇〇円	
祥發和	二七、〇〇〇	福興恒	一六、〇〇〇	
同聚成	二三、〇〇〇	和發木	二七、〇〇〇	
德泉木	一八、〇〇〇	恒外木	三〇、〇〇〇	
萬和木	一八、〇〇〇	會海泉	一六、〇〇〇	
永泰德	一一、〇〇〇	同聚發	一六、〇〇〇	

此等木局は皆松花江江岸に店を構へ其の取引頗る活潑なり而して其の取扱木材の種類は棵松(紅松)杉松(唐檜、白松、樅)黃花松(落葉松)を主とし赤柏松(アララギ)崩松(ビャクシン)黃柏羅(キワダ)楡木等之に次く就中建築材としては棵松を主とし杉松之に次く

木材は長末口の大小により名稱を異にすること左の如し

	長	末口
大過梁	二丈五尺	一尺六七寸—二尺
二過梁	同	一尺三四寸—一尺六七寸
長條子	一丈五尺	七八寸—一尺
改木	同	七八寸—二尺五六寸
檁子	同	四寸—七八寸
椽子	同	二三寸—二三寸

右の外左の長物あるも別に名稱なし

長三丈	末口一尺二寸
同三丈六尺	同　同
同四丈二尺	同　同
同四丈八尺	同　同
同五丈	同　同

商取引は凡て「根」を以て計算の單位とす吉林に於ける木局は多數の木挽を傭ひ盛に製材す其の挽賃は一平方尺七厘乃至一錢にして鴨緑江下流地方と大差なし今吉林市場に於ける明治四十三四年二箇年木價を示せは左の如し

樹種	名稱	寸法 長さ	寸法 末口	市價 四十四年	市價 四十三年	備考
紅松	敎子	七尺五寸	二尺八寸	六五吊文	三五	一吊文に對する邦貨の相場は左の如し
同	改木	一丈五尺	二尺四寸	七〇	三九	四十三年　二八錢
同	大過梁	二丈五尺	一尺八寸	七〇	四〇	四十四年　二二錢
同	二過梁	二丈五尺	一尺四寸	四五	二五	右は該年中の平均にして一吊一落常なきものとす
同	長條子	二丈五尺	九寸	二五	一三	
同	檁子	一丈五尺	七寸	六	二・五	
同	椽子	一丈五尺	三寸	二	一・五	
杉松	敎子			五五	三〇	本年は大暴落して二月の相場約十三錢
同	改木			六五	三五	
同	大過梁			六五	三五	
同	二過梁			四〇	二〇	
同	長條子			二二	一四	

同	榱子	五	二・五
同	椽子	一・五	八

右表によれは四十三、四十四兩年度の相場に著しき差あるは四十四年吉林市祝融の災に遇ひ大半焦土と化し木材の需用激增せしに因る而して其の後の趨勢は殆と其の下落を見す本年の如きは官帖の相場下落の結果四十四年の相場に比し一乃至二吊の高値を唱へ居れり板類の相場は何等統計の徴すへきもののなきも四十五年夏季の相場左の如し

紅松	長七尺五寸	厚七分	幅一尺	一枚ニ付九百五十文
		同八分	同一尺	一吊文
		同二寸	同一尺	二吊七百文
		同三寸	同一尺二寸	八吊文
		同三寸	同一尺五寸	十六吊文

第七節　木材の移出

吉長鐵道開通以前に於ては移出材は主として吉林より筏の儘百八十露里（一露里は我十町に當る）の水路を流下して東清線陶頼昭（小城子）驛に至り鐵道により長春に移送せられしも昨年十月同鐵道の開通を見たるか日尚淺く目下輸送未た盛ならさるも將來殆と全部同鐵道によるへきこと左の計算により明なり

吉林長春間輸送費（一貨車丸太900立方尺積の見込）

吉林陶頼昭間流下賃	円 24.0000
水揚及露人の手數料	13.0000
大角にする挽賃	23.0000

吉林材、哈爾賓材、沿海州材に就て

陶賴昭長春間汽車賃	64.500	
計	24.500	(水路によるもの)
又		
吉林に於ける水揚料	円 6.000	
大角にする挽賃	23.000	
吉長間汽車賃	40.000	
	69.000	(吉長鐵道によるもの)

124.500—69.000=55.500

55.500÷900=0.062円

卽ち吉長線によるときは水路に比し一立方尺に付六錢二厘の利あり

第八節　製材事業

前記の如く明治四十五年迄は吉林市に吉林林業公司なるものあり吉林勸業道の管理に屬し半官半民的に木材業を營み傍ら徵稅を行ひ又自ら把頭に出資して一箇年七八萬本の伐出をなせしことあり同公司は陶　昭驛を距る東南九露里松花江に沿ひたる畢家店にある露人カラニン氏製材所を買收して吉林より丸材を輸送し大角或は板類を製材して哈爾賓、伯都納及長春等に供給せり同工場は三十五馬力の蒸汽發動機と二箇の竪鋸を運轉し百餘人の職工人夫を使役し一晝夜平均百二十本の丸材を製材したるを以て吉林市外の供給材は同公司の壟斷するところなりしが遂に昨四十五年解散を見るに至れり然るに元同公司員子某は長春の一有力家より助

力を得て目下獨立自營の製材事業を起さんと計畫し舊工場の機械全部を引受けて吉林東萊門外の江岸優勝地を選ひ貯木滚を築き敷地の地均しに著手せしも資金の關係意の如くならす工事甚た進捗せす

第二章　長春に於ける木材市況

第一節　總況

(一) 木材取引上一般に用ゐらるる材積單位

名稱	寸法	使用者
根	長二丈四尺　幅一尺六寸—一尺四寸　厚一尺六寸—一尺四寸	支那人　邦人
方	一立方尺	一般
才	長七尺五寸　周圍一尺	邦人のみ燐寸用材取引に用ふ

(二) 主なる木材取扱店及取扱年額

店名	四十三年中	四十四年中
高橋材木店	七〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
則武材木店	八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
松永材木店	八〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
永發裕	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
祥順木局	八〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
天元木局	八〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
振陞木局	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
祥發木局	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇

取扱木材は紅松を主とし杉松之に次き少量の落葉松及雜木を含む此等木材は吉林材及北滿材

にして一部は長春に於て消費せられ他は南滿各地に移出せらる其の移出入及消費年額左の如し

年別	移入額	消費額	南滿移出額	仕向地
四十四年	五六、〇〇〇根	一六、〇〇〇根	四〇、〇〇〇根	大連、四平街、公主嶺 開原、鐵嶺、奉天、撫順 等
自四十五年一月 至同 六月	四九、五〇〇	一二、五〇〇	三七、〇〇〇	

備考　吉林、北滿兩材の移入割合は從來概れ相半せり

(三)木材の移入經路及運賃

(1)吉林材(運賃は丸材の儘として算出す)

(イ)吉林より松花江を下り小城子(陶賴昭)に至り之より鐵道により長春に轉送さるへき木材の運材賃は一立方尺につき約十一錢二厘(流下賃四錢一厘及鐵道賃七錢一厘)

(ロ)冬期吉林より馬車にて輸送のものは一立方尺約八錢

(ハ)吉長鐵道によるもの一立方尺約四錢四厘

(2)ハルビン材

東清鐵道運賃約十三錢內外

(四)吉林、ハルビン兩材の相場(最近三箇年の平均)

種別		吉林材 根(長二丈四尺 一尺六寸角)	一立方尺	ハルビン材 (長二丈一尺 一尺二寸角)	一立方尺
紅松	上	二四・〇〇〇円	〇・三四〇円	一九・九〇〇円	〇・三七〇円
	中	一五・〇〇〇	〇・三二〇	一四・八〇〇	〇・三六〇
	下	一〇・〇〇〇	〇・三〇〇	一〇・〇〇〇	〇・三四〇

種類	等級				
杉松	上	一九・〇〇〇	〇・三二〇	一〇・三〇〇	〇・三四〇
	中	一四・〇〇〇	〇・二九〇	八・五〇〇	〇・三一〇
	下	一〇・〇〇〇	〇・二七〇	七・六〇〇	〇・二九〇
落葉松	五丈五尺、徑八寸	九〇・〇〇〇			
	五丈、徑七寸	三〇・〇〇〇			
	四丈三尺、徑六寸	一〇・〇〇〇			
	三丈、徑四寸	五・〇〇〇			

吉林丸太(長二丈五尺徑八寸)徑一寸に付八十錢一寸板一立方尺に付紅松六十五錢杉松五十五錢長春に於ける製材賃は一平方尺金六厘乃至八厘

第二節　長春に於ける燐寸事業

長春市內唯一の燐寸會社を日清燐寸公司とす株式組織にして資本金三十五萬圓日支人共同出資にして本店を廣島に置く明治三十九年末同支店を開設し內地より職工を聘し支那人をして就て萬般の技術を習得せしめたるに約二箇年間は見習時期にして技倆拙劣工程進まさるため損失少からさりしか其の後技術の習熟するに及ひ漸く利益の增進を見るに至り現今に於ては年一割二分の配當をなしつゝあり

軸木原料は專ら擔木を用ふ白楊に代ふるに擔木のみを用ふるは蓋し該地の如き嚴寒に於ては白楊は結氷の爲材質脆弱となり機械に對する抵抗力を失ふに反し擔木は之なきに因る本原料は專ら高橋材木店より供給を受け一尺締の買價四圓五十錢乃至三圓五十錢一箇年六千噸の需用あり

製品は黃燐燐寸にして其の需用地は吉林、長春、鐵嶺、昌圖北は哈爾賓より東淸沿線各地に擴まり

現在の產額にては供給の不足を告け止むなく本店より補給しつつありと云ふ

第三節　長春木材商の取引狀況

長春に於ける吉林材及ハルビン材の移入は其の大部高橋材木店により取扱はる彼は同地建築請負業並木材販賣を營める隆泰公司と合同し吉林及ハルビン材を以て長春市場に覇を唱へ將來尙大に事業の擴張を計畫せり今其の經營の概況を記し以て同市場木材取引慣習の一班を窺ふの資となさん

高橋の資本額は之を知ること難きも或筋の說を聞くに三十萬圓內外ならむと云ふ初め吉林に吉林林業公司設立せらるるに及ひ高橋は同公司と特約を結ひ公司資金の一部を提供し上等建築材にして哈爾賓及北滿に出つるものを除き他は凡て一手に引受け又林業公司か小城子に製材所を有するに及ひては之か製品全部を買收し其の一箇年の取扱高約五萬尺締に達せりと云ふ其の後林業公司の瓦解するに及ひ元公司員子某獨立營業を開始せしか資金意の如くならさるにより常に高橋に倚り來りしかは高橋は少からさる資本を貸與して吉林に於て彼をして極力木材の買收に當らしめたり近來私立林業公司の設立さるるに及ひ子は其の株主となり長春出張所總務に擧けられ一方獨立營業を許されしかは吉林に製材工場を建て製材の傍ら吉長兩市場間の取引に從はんと計畫し高橋亦之に援助を與へ吉林材の獨占を企畫し居れり

高橋は多年露國に在りて實業に從事し概ね露國の事情に通し且北滿の露人材木商間に相當信

用ありしを以て他の邦人か屢失敗するにも拘らす彼は現今頗る得意の狀態に在りて殆とハルピン材の取引を獨占せり

高橋はハルピン材の取引に當り哈爾賓市に露人ジャック外一名を出張せしめ取引上萬般の交涉に當らしめ又山地現場には二人の店員(邦人)を派遣し各方面に涉りて伐木の狀況製材貯藏品の有無等を調査せしめつつあり元來東清鐵道沿線の伐木供給者は薪材の伐出に忙殺せられ建築材の伐出は之か副業たるか如き觀あり又資金に餘裕なきを以て悉く前金に非されは供給に應せす故に木材取扱店は註文書及豫定價格に對する前金を哈爾賓出張員宛送金し該供給者に交付せしむ價格は凡て長春著一立方尺幾何と定め貨物引替證を受領するに及ひ精算す

山地に於ては建築材は凡て長さ二十一尺及二十四尺ものなるも稀に三十尺三十八尺四十尺等長大材を伐出すと云ふ

長春材の販路は長春市內開原鐵嶺奉天昌圖及大連等にして個人との取引は代金二箇月乃至三箇月延とし滿鐵會社納めのものは貨物と引替に代金を受領す金融機關としては露亞銀行、正金銀行、正隆銀行、大清官銀號等あり

南下するハルピン材の取引は凡て長春に於てし其の運賃稅金及諸掛は勿論其の他著靡迄の危險は總て賣主の負擔とす然れとも發送地に於ける貨車積込には買主より別に監督員を出し之か指揮に任せしむ蓋し東清鐵道の貨車は積載限度を七百五十「プード」となすも積込の要領宜しきを得れは九百「プード」以上をも積み得るを以てなり

邦人にして支那貨幣に關する智識乏しく爲に往往森林又は木材に關する事業の失敗を招くことあり

第三章　吉林及長春市場に於ける貨幣

通貨には制錢、銅錢、銀貨及紙幣あり制錢は貨幣の本位をなし京錢又は吉林中錢と稱し一箇を二文五百箇を一吊文とす銅貨には黃銅製と紅銅製との二種あり十箇を以て吉林銀貨一角と稱し百五箇を以て一元とす銀貨には一角二角半元一元の四種あり紙幣は吉林官銀號の發行せる兌換紙幣(官帖)と錢舖(兩替店)又は當舖(質店)より發行せる一覽拂手形即ち錢票とあり然とも流通最盛なるは吉林官帖にして其の他の貨幣との相場上下絕えす毎年夏季は流通價格騰貴し冬季は低落するを常とす然とも其の昇降の差たる僅に三四百文に過ぎす然るに客年末より本年に入り其の相場の暴落甚しく昨夏我一圓に對する相場五吊二百文なりしもの漸次下落して本年一月十五六日頃六吊五百文以下六吊八九百文迄に大暴落を見併も尙騰貴の氣配なしと云ふ其の原因を究むるに凡そ三あり左の如し

一、昨年八月官帖一千萬吊(五吊替約我二百萬圓)を增發したること

二、長春市頭道溝に於て貨幣取引市場ありて時價に影響すること

三、吉林省內に於ても地方により官帖の市價に相違あるか故に支那商人は我電信及郵便爲替を利用し之を賣買して其の差額を利する爲日本紙幣需用多きこと

等にして第一吉林官銀號は昨年七月迄は官帖七千五百萬吊を發行し現銀準備約其の半額を備

へたるに昨年度に於ては吉林省は征蒙出師の必要あると一般行政費に不足を告けたる爲省議會の同意を得て千萬吊を官銀號より借入るることに決定し其の結果同額の官帖增發となり該官帖は民間に散布せられて通貨の膨脹を來し第二に長春市頭道溝市場に於て日日貨幣の空相場取引行はれ官帖過多にして賣方の勢力强く之か爲氣配甚た昂らさると前記第三の理由により彼此相俟て今日の頽勢を致せるなり

第四章　哈爾賓材

第一節　沿革

南滿洲に於て一般に哈爾賓材と稱せらるるものは東清鐵道本線中一面坡（イメンポ）細鱗河（シリンヘ）兩地間小白山脈（チアンリンツア）山脈（ツンコワ）山脈及丹哈達拉山脈の森林中より伐出せらるるものに係り現在の伐採區域は東西約五百餘露里（一露里は約我十町）南北（鐵道の兩側）二三十露里に亘り頗る豐富なる針濶混淆林にして其の蓄積殆と無盡藏と稱せらる

抑同地方伐木の初めて行はれしは今を去る十年前東清鐵道敷設の時にして當時當局は沿線森林の豐富なるに著目し汽車燃料として石炭に代ふるに薪材を以てし之か供給を沿線地方人民より仰き林業に依りて沿線各地を潤すことの最得策たるを思ひたり蓋し該鐵道沿線は一面坡驛附近を除き他は一帶の森林なるを以て地方人民は農業に依り生計を營み難きのみならす鐵道維持上其の沿線に於ける移民奬勵策として他に良法なかりしなるへし而して東清鐵道か此の政策を實施するに及ひ忽にして一二の資本家表はれ土民を使役して薪材の伐採供給に從事

ぜしか其の甚た有利なる事業たることを知らるるに從ひ經營希望者續出し目下沿線十七八驛に亙りて各根據を樹て主として薪材又枕木を伐出して之を東清鐵道會社に供給し更に建築材を伐採して同社及其の他に供給するに至り以て今日に及へり

第二節　伐木業者

伐木資本家は支那政府より十年乃至二十年の期間を定め多くは二十乃至三十平方露里の鐵道沿線林地を租借し毎年哈爾賓道臺衙門に於て契約を連續締結し概ね一箇年一萬圓內外の納金を年二回に分納す彼等は東清鐵道會社と約するに薪材其の他鐵道所要材料の納入を以てし內二三のものは會社に要求して本線より伐木地點迄二里乃至三里に亙る引込線の敷設を爲さしめ之か代償として一定數量の薪材納入の義務を負ふものあり

彼等資本家の多くは哈爾賓若は浦鹽に宏壯なる住宅或は本店を構へ生活狀態の如きは頗る贅澤を極む其の費す所一箇年一萬圓を下らす店員の如きも一箇月の給料下級者と雖尙百圓を下らす然も常に餘裕なきに苦しむと云ふ斯る狀況なるを以て營業により得たる利益は自家の生活費と店員の給料を償ひ難くして資金の運轉意の如くなる能はす給料の支拂は勿論使役人夫の賃金支拂すら往往圓滑を缺き爲に事業は寧ろ窮境に在るものの如し試に伐木業者の氏名及營業概況を表示せは左の如し

經營者氏名	根據地	資本	鐵道と伐木地間距離 北側	鐵道と伐木地間距離 南側	引込線有無	伐木狀況	製材所	備考
スキデルスキー	烏吉密（ウジミ）	二〇〇（萬圓）	七（露里）	一〇（露里）	—	伐木中止	—	
パンダリンカ	一面坡（イメンポ）	—	—	—	—	同	—	

スキデルスキー	未修河	—	一〇	一五	有	伐木中	有
ヤプロン合名會社	呀不立	四〇	一五	一〇	有	同	同
フリーデル	石道河子	四〇	一五	一八	有	同	同
—	高嶺子	—	—	—	—	未着手	—
スリンキン	サラヘーザー	三〇	一〇	一〇	なし	伐木中	有
キリヤンスキー チャーシン	横道河子	二〇	五	二〇	有	同	なし
フリーデル チャーシン セフチエンコ	サンドーウ	八〇	一五	二〇	同	同	同
—	山西	—	—	—	なし	未着手	同
チャーシン スリンキン ミテリフアノフ	海林	—	—	—	—	伐木中	同
支那人某	牡丹江	—	—	—	—	同	同
チャーシン	液河	—	四〇	—	なし	同	有
ニコライ	磨刀子	二〇	—	一五	同	同	同
スキデルスキー	帶麻勾	—	二〇〇	二〇	同	同	なし
チエルカツセ	穆嶺	—	二〇〇	三〇	同	同	同
スキデルスキー	細鱗河	—	二〇〇	一五	有	同	有

第三節　林況

「一面坡」「烏吉密」より呀不立地方及海林、牡丹江等の地方は間間丘陵の起伏するのみにて概して土地平坦なるも其の他の地方は小白山脈チャンリンツア嶺ツンコワ山脈の迫るありて大山高嶽蟠まるを見る而して林相は各地方大同小異にして鐵道附近はナラ(ドーブ)キワダ(バルハト)ニレ(イリム)カバ(ベリヨーザ)シナノキ(ーー)カヘデ(ーー)クルミ(オレーフ)等の雑木繁茂し殊に伐採跡地

及林間の濕地には白樺叢生す進んて線路の南北二三里を入れは紅松(ケードル)唐檜(エリ)樅(ピフタ)の類雜木林間に點綴し尙進むに從ひ二百年乃至三百年の紅松(ケードル)少からさるを見る然とも杉松は甚た少く紅松百本中一二本の杉松を認むるのみ落葉松に至りては極めて少く線路を距る七八里の遠きに入らされは之を認めす

第四節　勞働者

勞働者は山東省より移住せるものゝ七分を占め夏季は一面坡附近より西方に亙り平地に於て農耕に從ひ秋季收穫を了れは直に山地に出稼す其の他遠く山東より年年出稼する者あり而して山地の狀況に通し相當經驗と技倆を有する者は自ら把頭となり數十の木把と十數の馬を率ひて入山し勞働に從事す又一方伐木經營者の所在地には請負人(露人或は支那人)あり彼等は相當の資本と大なる店を有す之を「賬房」と稱し當業者の伐木運材作業の請負を以て生業とし多數の苦力頭を使役し資金と糧食を前貸し後には二人乃至三人の「先生」(書記)を置きて金錢物品の出納を掌らしめ自ら苦力頭の指揮監督店內の取締に任す

請負者は被請負者より資金と糧食を前借し建築材薪材の伐採運搬を請負へは之を苦力頭に轉貸し作業に從はしむ

試に各地勞働者の數を示せは左の如し

地名	人數		
石道河子	三千五百人	支那人七分	鮮人三分
橫道河子	三千五百人	同八分	同二分
サンドウジ	二三百人	同同	同同

地名	人員	内訳	
海林	四百人	支那人のみ	
波河	五千人	支那人九分	露鮮人一分
磨刀子	二千人	支那人七分	露鮮人三分
帯麻勾	一千人	同	同
穆嶺	三千人	支那人六分	鮮人四分
末修河	三千五百人	同九分	同一分

備考　右の内建築材伐出に從事するもの約十分の一他は薪材及枕木の伐出をなす又伐木夫と運材夫との割合運材距離の長短により一樣ならすと雖概ね三と七とを以て標準となすものの如し

鮮人支那人の勞銀は一日三十五錢乃至七十錢なるも露人に至りては一日九十錢を下る者極めて少く一箇月二十七圓乃至八十圓を收得す支那人及鮮人は共同生活を營み苦力頭は其の賄一切を引受け金錢其の他日用品を貸付し月末若は解散の節精算す苦力の生活は鴨綠江流域の夫に比し其の程度高く身には比較的高價の衣服を著し食物の如きも盛に麥粉を用ゐ粟、高粱は寧ろ少量に之を用ふ以て其の一斑を知るへし從て生活費を要すること多く賄人より控除せらるる額は平均一日二十五錢乃至四十錢に達す露人は收入甚た多きも彼等は支那人等に比し生活程度高く且高價なる「ウオッカー」酒を好むを以て是亦囊中常に空し今參考の爲勞働者の大部を占むる支鮮人必需品の相場を示せは左の如し

名稱	單位	價格	摘要
帽子	一箇	五十錢より一圓迄	
上衣	一枚	一圓五十錢より五圓五十錢迄	裏毛のものは高し二枚乃至四枚を着す

名稱	單位	價格	摘要
下袴	一枚	二圓內外より三圓內外まで	多量の綿を入れあるを以て一枚にて足れり
手袋	一組	五十錢より一圓迄	毛皮製のもの一圓、メリヤス品五十錢
靴	一足	一圓より一圓三十錢	牛皮製品にして冬は中に藁、毛皮を入れて穿用す冬は五箇月夏は一箇月を保つ
鍋	一箇	一圓五十錢より三圓	
土瓶	一箇	五十錢より一圓	
洗面器	一箇	八錢より十二錢迄	洗面は勿論煮菜用とし甚だ便利なり
飯碗	一箇	八　錢	
箸	五十對	十　錢	
米	一斗	三圓七十錢より四圓二十錢	苦力は正月、節句のみに用ひ請負師は常食とす
粟	一斗	一圓四十錢	馬糧とす
鹽	一斤	七　錢	
醬油	一斤	二十錢	
砂糖	一斤	十六錢より二十錢迄	
麥粉	一斤	七　錢	
酒（支那酒）	一斤	二十　錢	
葉煙草	一斤	十五錢より四十錢迄	
葱	一斤	八　錢	
味噌	一斤	七　錢	
豚肉	一斤	二十六　錢	
蠟燭	一包	二十四　錢	一包は四本入
蜜柑	一箇	四　錢	一箱（五六十入）六十五錢
粉條子	一斤	十六　錢	豆製うどん
マッチ	一包	四　錢	黄燐マッチ一包（十箇入）
茶	一斤	十五錢より十八錢迄	
漬物	一斤	十　錢	
酢	一斤	八　錢	
高粱	一プード百三十斤	一　圓	馬糧

第五節　伐木

把頭は請負師の店(賬房)に於て材木の契約を結へは舊暦十月末頃部下木把を引率して入山し適當の場所を選定して山小屋を建て伐採に著手す使用器具形狀寸法價格左の如し

斧

五寸五分
七寸
三寸
一寸
二尺八寸

支那人用

斧

支、鮮、露人用
寸法同上

支、鮮人用
他ノ寸法同上

以上三者共價三圓內外、一箇年乃至
五箇年使用ニ堪ユ

鋸

長四尺五寸
幅六寸五分
柄七寸
價三圓

伐採は擇伐法に依り雜木は主に薪材(長二尺三寸)に造材し紅松は建築材及枕木等に造材す枕木は普通形の外丸太の二つ割に造材され長十尺餘とす建築材は長二十一尺及二十四尺を普通とす

第六節　運　材

運材は拉木的(運搬夫)に依り行はれ前述の如く苦力頭ありて伐木請負師より一定數量の運材を引受け部下を率ひて入山し伐木作業地附近に小屋を建て運材期間住居に充つ運材は冬期馬橇を用ゐ馬二頭にて薪材七尺立方尺を拉出するを普通とす又建築用材にありては馬三頭乃至五頭を以て二本乃至三本を運搬す而て目下運材距離は近きは數町遠きも三里を超ゆるものなし馬橇運材終れは引込線により停車場附近の貯木場へ運出す

右の外橫道河子にはキクヤンスキー及チヤーシンの經營に係る單軌鐵道を以て盛に運材しつつあり此の裝置は運材上最近距離を取らむ爲一谿谷に集めたる木材を引込線ある他の谿谷に向ひ高丘を超ゑて運出する爲に設けられたるものにして丘頂に小さき蒸汽機關(六七馬力)を据へ其の動力により二箇の大車輪を廻轉せしめ之に長き鐵索を附し地上平均六尺餘の高さに單軌の鐵道を架設し自由に多量の木材を上下せしむ而して其の軌條の長さ九千九百四十七尺に達す

今一面坡より穆嶺に至る鐵道沿線各地に於て年額幾何の薪材と建築材を伐出するかは精密なる統計の據るへきものなきも市場の取引高に付調査したるに大約左の如し

建築材　百五十萬圓(八百萬立方尺)　山地價格による

薪．材　二百七十萬圓(二十五萬立方サージエン)　同　上

第七節　引込線に於ける貨車輸送料金

貨車は要求に依り何時にても發車す一回の往復十貨車位を限度とし其の料金は距離の遠近機關庫の所在地と否とにより差あること勿論なり

ヤブロン｝四十圓　サラヘーザー｝十五圓　ハンタヘーザー(五圓)
チメヘーザー　　　サンドージー

以上は積込積卸賃を含む

第八節　税　金

賣買成立せは賣渡明細書を支那税局出張員に示して検査を乞ひ賣主に於て納税す(税局は穆嶺及一面坡に在り)其の税額左の如し

尺二寸角内外のもの一本平均三十錢乃至三十五錢大角は平均一本五十錢丸太は平均各一尺以上のもの一本三十錢乃至四十錢を徴す

第九節　木材の販路

賣買は現金若は前金取引にして其の露領に入るものは浦鹽斯徳港又南滿洲に出つるものは長春に於ける木材商の手によりて扱はれ其の他は凡て東清鐵道會社の需用に供せらる其の木材一箇年の輸移出高(最近三箇年間に於ける平均見込高)左の如し

地名	營業者	南滿へ出つるもの 材種	南滿へ出つるもの 金額	東清鐵道會社に納むるもの 丸太	東清鐵道會社に納むるもの 枕木	東清鐵道會社に納むるもの 薪材	浦鹽へ輸出のもの 製材品
ウエーシヤーヘー	スキデルスキー	—	—円	一五,〇〇〇本	二〇,〇〇〇本	一〇,〇〇〇クボ	—円
ヤブロン	ヤブロン合名會社	大角	二〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	一七,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇
		丸太	三三,〇〇〇				
		製材	二〇,〇〇〇				

チタヘーザー	フリーデル	大角丸太	一〇〇,〇〇〇 二〇,〇〇〇	一二,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一二,〇〇〇	一五,〇〇〇
サラヘーザー	スリンキン	丸太 大角製材	三〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一二,〇〇〇	八,〇〇〇	五,〇〇〇	—
ハンタヘーザー	キリヤンスキー	大角丸太	二〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	一二,〇〇〇	一五,〇〇〇	—
ハイリン	ミテルファノフ	大角	一〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	—	—	—
エーホー	チヤーシン	大角製材	二〇,〇〇〇 四〇,〇〇〇	—	二〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	七〇,〇〇〇
モトジ	ニコライ	大角製材	一〇,〇〇〇	—	—	六,〇〇〇	六〇,〇〇〇

備考、一クボは二立方サーゼン即ち七尺立方二箇を云ふ

（未完）

歐米各國に於ける廳舍建築狀況

總督府技師　國枝　博

概要

歐米に於ける廳舍建築は其の種類及建築年代に依り一定せす短日月の間に悉く之れを調査することと能はさりしを遺憾とす

近時歐米に於ける物質的文明の發達と共に建築法も大に昔時と趣を異にするに至れり目下最も盛に建築しつつあるは米國にして從て建築材料構造及設備最も發達せり歐洲に於ても最近の建築は何れも發達したるものなれとも比較的舊時の建築にかかるものは何れも物質的幼稚なるを免れす建築の構造設備の最發達せしは實に最近數十年の事にして建築構造上一大革命を來せしものと云ふへし往時は一建築に對し特に材料を製し從て期間に於ても數十年を要せし例あり然れとも今日に於ては建築の數日に増加し時世の要求益急劇にして到底昔日の如き構造を以ては其の需用に應すること能はす玆に於て科學の發達と共に構造及材料に關し研究を重ねらるると共に改良に改良を加へ建築家は之れ等材料を安全に使用し得るに至れり之か爲建築期間を早め然も昔日の建築に比し決して粗雜なることとなし恰も諸工業の發達して手工品か機械品に代りて劣らさるか如し米國の如き數百萬圓の工事を半箇年間に完成する決して難事に非さるものとす之れ一に材料の豐富なるに依る

位置

都市に於ける各廳舍の位置は執務上交通機關の最も便利なる場所を選むは勿論にして尚此等建築は他の建築と異り實用以外に都市の裝飾と考へ以て都人の誇となすを以て多くは都市の中央を選み何れの地點より行くも便にして且望見することを得へし例へは米國ワシントンは國會議事堂を中心として周圍に各官衙を配置し市街は車輪形に四方に擴れり他の都市に於ても市街の形は異なれとも中央部分に配置するは一樣なり

平面

廳舍の平面は各其の目的に依て異なれとも今は專ら總督府廳舍の參考となるへきものに付て記さむとす卽ち各國に於ける各省廳舍市役所は其の適例なるへし從來は各階の昇降は專ら階段に依りしを以て從つて上層程不便にして階數自ら制限されたり然れとも近時都市の建築益膨脹し地積に制限さるるを以て自ら上方に發展せさる可らす此の點より昇降器の研究さるることとなり今日に於ては其の構造の完全なる殆と無缺と云ふも過言に非さるへし玆に於て平面に大變化を來し上層下層の區別を生せさるに至れり其の他耐火構造暖房通風の裝置一として完全ならさるなし高層建築は地積に制限さるる土地丈益發達するものにして然らは地積に制限されさる土地に於ては可成階數を少なくするを可とせんかと云はは然らすして或程度迄階數を要すへし是外部の美觀を保つ上に於て釣合を要し又工費にも關係するに依る其の階數は建物の面積に關係するを以て一樣に何階と確定すること能はさるも今各階室の配置に付記せは左の如し

ベースタンド(地下室)

地下室は歐米建築に盛に利用されつつあり之各都市の下水工事完全にして排水に便なれはなり下水工事の完全ならさる都市に於ては地下室を設くること蓋し困難ならむ地下室に一層と二層とあり普通は一層なり然れとも英國陸軍省の如き地下室を二層とし地水を防く爲周圍及底部を全部コンクリートとせり地下室の採光は重に中庭より之を採れとも然も充分なる能はす依て普通晝間と雖電燈を使用す地下室として應用さるへき室左の如し

一、汽鑵室
一、機關室
一、石炭庫
一、倉　庫
一、書類庫
一、炊事場(最上層に取りしは英國陸軍省の如し)
一、食　堂(同上)
一、傭人其の他寢室(同上)
一、便所、浴室

汽鑵室は暖房用及發電用に使用され建物の中央に配置さる之建物を全部平等に暖房をなす上に於て便なれはなり石炭庫は汽鑵室に接し設けられ普通外部より直接石炭を投入し得機關室も汽鑵室に接し設けられ倉庫書類庫等は適宜其の他の部分に配置さる書類庫は窓を大にし通

風を良くす炊事場は地下室に設けしもの多く特に注意すへきは臭氣を他に漏さしめさるにあり是か爲に特に排氣孔の設備あり

英國陸軍省に於ては炊事場を最上層の屋根裏に設けたり一度食糧品をリフトに依り最上層に運ひ其れより下部に降下するものとす之は最近の式にして運搬設備及防水給水等完全したる今日何等支障を來すことなく完全に行はれつつあり然れともホテルの如き大規模の炊事場は地下室に設くるものとす

第一階(米國にては地階と稱す)

第一階以上は專ら事務室に使用さる正面は玄關にして通常は階段のみ設け馬車廻しを附せしもの少なく馬車其の他は他に入口を設く他の入口は左右に建物の大小に準し適宜設けられ中庭のあるものは中庭に通すへく玄關の次はホールにてホールより各廊下及大階段に通するものとす昇降器を有するものは階段に近く設く大階段は建築の裝飾の一にして一般に重きを置く大理石、アラバスチン等を用ふ英國グラスゴー市役所の大階段は十五萬圓を費せり建物中央に大廣間を取りしあり一般公衆の出入を許す

廊下は中庭に面し事務室は適宜大小に準し配列す便所は可成各所に設け一箇所に纏めすウォタークロセットなれとも尙萬一臭氣を發する虞あるとき之を防く爲自然換氣法を設けパイプを屋上に導きしあり小階段も可成一箇所に纏めす各所に散在せしむ而して階段と昇降器とは常に同一場所に設けられ次圖の如くせしもの多し

第二階以上

長官室は第二階以上に設け其の他大小會議室附屬室を設く大會議室は通常二層を通し天井を高くせるもの多し各室の配列は千差萬様一定せす要之廳舍建築の平面は最も簡單となし廊下等餘り迂廻せさるを可とすへし

構造

基礎工事

基礎工事は建築の構造土質に依り一定せす地質岩石若は軟岩の場合は何等基礎工事を要せされとも軟弱なる場合には建築の重量に應し基礎工事を爲さゝる可からす鐵管又はレーンフォースドコンクリート構造の場合は建築の重量は專ら柱に集中するを以て各柱下のみの基礎に要す此の場合はレーンフォースドコンクリート基礎及ケーソンレシステム基礎最も應用され前者は地質粘土層若は砂層にて建物の重量フーチングに依り耐る場合に應用さるコンクリートの下部に鐵筋を配置し基礎の下部を擴大し地の受くる重量を減する式にして舊式の法より經濟的なり後者は建物の重量非常に大且地質軟弱にして岩石に達する迄數十尺あるとき地下水を防きコンクリード柱を岩石層迄

達せしむる式にしてニユーヨーク下町には一般に此の式應用されつつあり其他最近コンプレツソイルなる式ありて軟弱なる地に基礎をなすときコンクリート及割栗石を交互に分銅を高所より落下せしめ突込み豫定の重量に耐ゆる迄沈下せしむるものにして結果良好比較的經濟なり以上何れの式を應用するかは建物の重量及地質に關係し初め地質試驗をなし相互計算を以て基礎工事を設計し比較研究の上經濟的なるものを應用するを可とすへし殊に注意す可きは普通基礎レーンフオースドコンクリート式又はコンプレツソイル式にして埋立地等に應用する場合計算に適合するも數年の後自然沈下を來し建物に破損を生するに至ることあるへし

壁工事

近時專ら應用せらるる構造法は左の三種とす

一、石又は煉瓦にて積上しもの

二、鐵骨構造

三、レーン、フオースド、コンクリート構造

一は舊來の構造にして高層の建物には下部壁厚を增し有效面積を少くす普通四五階迄を限度とす

二の構造は高層建築に適し米國のハイビルヂングは專ら此の構造にして鐵柱を包むに煉瓦、コンクリート、テラコツタ、人造石等を以てし壁厚を減し室を廣く使用することを得可し

三は近時最も發達したる構造にして專ら米國桑港に建築さる壁厚を減し鐵骨構造より經濟にして今日此の式の構造にて最も高きものは十六階迄建築されあり

床構造

床は專ら鐵梁を使用し其の間に煉瓦、コンクリート、テラコツタ及レーンフオースドコンクリートを使用せしものと全部レーンフオースドコンクリート構造にせしあり後者は桑港にて最近最も應用されつつあれとも床の厚さを增すの鉄點あり依て各國多く鐵梁の間をレーンフオースドコンクリート構造とするものにしてニユーヨークに於ける建築は殆と此の式なり今日の構造法としては此の式最も適したるものならんかレーンフオースドコンクリート構造は種種なる式に用ゐらるるも今日米國に於て應用されつつあるカーンシステム最も理想に近く經濟的なるものと認む

防火構造

近時建築術の發達と共に大に防火に注意されニユーヨークの如きは市の條例を以て最も綿密に規定せり從來の建築は建物の一箇所に於て火を失すれは消防の效を奏せさる限り全部燒失す然れとも近時絕對防火構造に於ては一室に於て火を失するも其の室のみに限られ他に影響を及はさるものとす之れ市街建築及大建築に於ては最も必要なる要件にして市街にありては類燒を免るること及高層のものに危險を及はさす大建築にありては其の損害は一部に止めしむることを得へし絕對防火構造とは建築其のものを不燃材料卽ち石、煉瓦、コンクリート、鐵材を以て構造し鐵材の如きは不燃材なれとも尙熱に遇ふときは破壞するを以て之をコンクリートを以て被ひ火力の爲に絕對に燃燒若くは破壞せられさる構造を云ふ斯の如き構造を以てするも猶火災を免れす卽ち室內に裝置する家具類は不燃物を以てなすこと能はす爲に室內家具

の火災を生すへし然れとも此の場合建物は耐火的なるを以て室を密閉すれは他に導火するの恐れなし將來の大建築には各國何れも之等の點に付き注意せらるへし

裝飾

市廳舍の如き建築にありては必要以外に其の市を代表して一名所たらしむる觀あり爲に外觀を美にし內部に於ては玄關、廣間、長官室に全力を注き意匠を凝らせり其の裝飾の方法は各建築家の考に依り一定せさるも或はルネイサンスを用ゐたるあり或はゴシックを用ゐたるあり事務室に至りては反對に少しも裝飾を爲さず寧ろ簡單衞生的にして便利なるを貴ふ其の爲に周圍は巾木のみにてデードを用ゐさるあり壁も漆喰塗となし其の上にインドリン、チユレスコの如き塗料を用ひ汚れたる時は幾度も其の上に塗料を施すに便ならしむ天井も蛇腹のなきあり單に少し圓みを付せしあり入口扉の如き張木を以て一枚板の如くせしあり何等繰形を用ゐす額緣の如きも少し圓みを付せしに止るあり要之簡單にして衞生的なるを主とせしか如し然れとも堅牢なること必要にして扉の如きも松材にマホガニー材を張付しものを用ゐたるあり決して歪等を生することなく其の他金物類は殊に注意し堅牢なるものを使用せり

昇降器

從來は階上との交通は單に階段のみに依りしを以て自ら階數に限りありしか昇降器の改良と共に階段の制限若は上下の區別なく單に階段は裝飾に止るに至れり即ち萬事人力より機械的に傾きつつあれは今後の建築は階數の如何に拘らす必す昇降器を設備せらるるものにして上層に至るに從ひ不便なることは今日に於ては最早なきものと見て可なり之を以て大建築の階

數は外觀の釣合及地積又は地震等に關し便不便に關しては何等顧慮する必要なし且階數を多くすれは同床面積に對し經濟的なるへし昇降器の位置は各所に散在するを便とす通常は階段に接して設けらるること前述の如し別に荷物運搬專用のものを設けしあり

防火設備

前記の如く建築は防火的となすと雖內容物は可燃性のものなれは一度火を失したる場合は之を消防する必要あるを以て防火構造と雖防火設備を要せらる通常は消火器及消火栓にして消火器は各所に適宜の數を備へ消火栓は內外各階廊下に設くホースはたたみ込と卷込との二種ありて壁間に備へ一度事あるときは其のホースは卽時引出すことを得最後にバルブを捩れは直ちに放水をなすことを得其の位置は何れのホースを延長するも互に連絡することを得せしむ壁間に扉を設け其の內に納め外部に消火栓なる文字を示せり

通風裝置

多數集合する建物にありては特に人工的通風裝置を爲せとも普通事務室にありては自然通風式に依り入氣孔と排氣孔を設くるに止る英國陸軍省にては便所に特に排氣管を設けたり

暖房裝置

暖房設備は蒸氣溫水の二種專ら用ゐられ普通事務室には蒸氣暖房多し大建築にありては蒸氣の循環を良くする爲めバキアム式を採用せり溫水供給は別に湯沸器を地下に設け供給するものと各局所に湯沸器を供へしとの二樣あり前者の方便ならむ

電氣設備

廳舍内に使用さるへき電氣は昇降器及電燈旋風器等にして其の他掃除に使用さる場合あり電池を使用するものは呼鈴、電話、時計等にして電氣は自營と外部より供給を受くるものとあり之れ電氣の消費量多量を要する場合は自營の方經濟ならむ然れとも僅少の電氣を使用する場合は反て不經濟に終るへし要するに發電設備は經濟關係に依るものなり呼鈴電話は別に記すことなし近時多數の時計を使用する場合は時間の正確及取扱の便利なる爲め電氣時計を使用せるものあり一つの時計に振を廻せは總ての時計は電流に依り一秒の相違なく廻轉するものなり

備品

廳舍備品は一定の目的に使用さるるものは凡て一定の形を使用し堅牢を旨とせり英國パブリックウオークスに於ては政府の建築を設計施行するのみならす備品の統一を計り一定のものを供給せり

雜設備

火災其の他の事變あるとき之を報知する爲各所に非常報知器を備へるあり書類其の他を運ふ爲めニユーマチツタパイプ(壓搾空氣輸送機)を備ふるものあり郵便物は各階に差入口を設け地下室に落す設備最も多し特別の室には電氣サクシヨンクリーナー(掃除器)を備へしあり

建築材料

建築に使用さるへき諸材料は重に其の國に產するものを以てし石材煉瓦等は附近のものを使用するは言を俟たされとも尙裝飾材料も其の國のものを使用して以て誇となす建築は其の國の美術を代表するものなれは特種の材料卽ち他より得るに非されは得る事能はさるものを除き重に其の國の製作品を使用せり

調査資料

○大正二年秋柞蠶狀況

本年の秋柞蠶は支那動亂の餘波を被り一時柞蠶繭の價格下落し其の飼養經濟の收支償はさりしことありしと一方家蠶業は本春來絲價の昂騰に伴ひ益有利となりしとに依り秋柞蠶の飼養に從事する者前年に比し幾分減少せりと雖天候比較的順調なりしを以て其の收繭は增加の見込なり今九月中旬調查に係る各道の報告に依るに飼養戶數百九十三戶、放養蛾數百十六萬二千二百九十九蛾、其の收繭豫想高二千五百八十七萬三千八百顆にして前年に比し飼養戶數三・五割放養蛾數五・三七割を減したるも收繭豫想高に於て三・一割の增加を示せり其の地方別及前年との對照左の如し

地方	飼養戶數	放養蛾數	收繭豫想高	蠶兒發育狀況
京畿道	七	三、四三三	三七、四〇〇	不良
忠淸北道	—	—	—	—
忠淸南道	二	二五〇	一四、〇〇〇	良好
全羅北道	—	—	—	—
全羅南道	—	—	—	—
慶尙北道	—	—	—	—
慶尙南道	—	—	—	—
黃海道	二六	一九、〇〇〇	一五八、〇〇〇	不良
平安南道	—	—	—	—
平安北道	一五八	一、一三九、五一七	二五、六六四、四〇〇	良好
江原道	—	—	—	—
咸鏡南道	—	—	—	—
咸鏡北道	—	—	—	—
總計	一九三	一、一六二、二九九	二五、八七三、八〇〇	—
大正元年	二九七	二、五〇九、〇二二	一九、七五七、六八一	—
對前年增減(△) 數量	△一〇四	△一、三四六、七二三	一、一一六、一一九	—
對前年增減(△) 率	△三・五〇割	△五・三七割	三・一〇割	—

○大正元年度地方林業補助費に對する事業實行の狀況及成績

大正元年度に於て林業獎勵の爲各道に交附せる地方林業補助費は總額七萬四百四十四圓（第一號表の通）にして之に對する事業實行の概要及成績左の如し

一 苗圃事業

苗圃事業は氣候及前年度事業の關係に依り左記の通實行せり

（イ）京畿、全北、全南、慶北、慶南及黃海の六道は前年度の經費を以て明治四十五年春に於て實行せる播種一五一石、床替

苗四一五萬本、插條一二一萬本、据置苗八一萬本此の施業床面積計六萬五千坪の保育竝大正二年春季に於て播種一〇三石、床替苗二八二萬本插條一五三萬本、据置苗一萬本、此の施業床面積計七萬三千坪を施業せり(別紙第二號表及第三號表の通)

(ロ)忠北、忠南、平南、平北、江原、咸南及咸北の七道は明治四十五年春季に於て播種一四一石、床替苗一五七萬本、插條七〇萬本、据置苗一萬本、此施業床面積計五萬八千坪を施業し竝其の保育を行へり(別紙第四號表の通)

二　種苗の下付

各道地方費苗圃より生産せる苗木及購入種苗を一般人民に下付せり其の數量は苗木一一、五八五、五九六本插條一九九、九〇〇本種子一六九石〇三(別紙第五號表の通)なり

三　苗圃擴張

明治四十四年度末現在面積八〇町二畝二歩なりしも狹隘を告けたるを以て大正元年度中八町四反四畝十四歩(内購入地六町二反七畝二十九歩)を擴張し同年度末現在面積八八町四反六畝十六歩に達せり(別紙第六號表の通)

一號表　大正元年度地方林業補助配付額

道	補助金額	道	補助金額	道	補助金額
京畿道	円 六、八六七・〇〇	忠清北道	円 四、七六四・〇〇	忠清南道	円 五、二三四・〇〇
全羅北道	四、六七一・〇〇	全羅南道	六、六六〇・五〇	慶尚北道	八、一八四・〇〇
慶尚南道	五、三七一・五〇	黄海道	五、〇三三・〇〇	平安南道	六、七六〇・五〇
平安北道	四、八五〇・〇〇	江原道	四、二二八・五〇	咸鏡南道	三、六四八・五〇
咸鏡北道	四、一八一・五〇	合計	七〇、四四四・〇〇		

(大正二年八月六日調)

二號表　大正元年夏季以後の保育

道	播種	床替	插條	据置	施業床面積	生産苗 成苗	生産苗 幼苗	生産苗 計
京畿道	石 六一・七九	本 五四七、五四四	本 四二、四二〇	本 四三一、〇〇〇	坪 一一、一二八	本 六五九、〇〇〇	本 一、一九一、八六六	本 一、八五〇、八六六
忠清北道	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	一〇・七一	一七五、〇〇〇	一八一、三五〇	—	六、九〇三	二八三、四四〇	一八八、八〇〇	四七二、二四〇
全羅南道	一八・九八	一、六〇五、九三四	一四三、八〇〇	四九、三八二	一四、八六七	三七三、一五一	二九一、八二〇	六六四、九七一
慶尚北道	二五・九一	一、三三五、二二九	三〇四、二八〇	三、〇〇〇	一七、二八六	一、二四九、四七〇	一、〇一七、〇〇〇	二、二六六、四七〇
慶尚南道	一五、五一	一六一、〇二八	二一三、二二〇	六、三七七	六、四五二	三三五、五四一	五一七、二二五	八五二、七六六
黄海道	一八・五三	三二二、九九七	三二六、〇四六	三一八、七二〇	八、〇九一	六〇八、六三一	五八七、一五六	一、一九五、七八七
平安南道	—	—	—	—	—	—	—	—
平安北道	—	—	—	—	—	—	—	—

道								
江原道	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡南道	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一五一・四一	四、一四七、五三二	一、二一一、一一六	八〇八、四四九	六四、八一七	三、五〇九、二三三	三、七九三、八六七	七、三〇三、一〇〇

備考　合計の一致せさるは四捨五入の結果とす以下同

三號表　大正二年春季事業

（大正二年八月六日調）

道	播種	床替	插條	据置	施業床面積	明春生産苗見込 成苗	幼苗	計
	石	本	本	本	本	本	本	本
京畿道	二一・二三	四六七、四一八	三〇五、五二〇	—	九、四六七	六八九、三〇三	九六八、二二四	一、六五七、五二七
忠清北道	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	一二・九八	一八三、〇〇〇	一一六、六〇〇	—	七、〇三四	五六二、〇〇〇	五一一、〇〇〇	一、〇七三、〇〇〇
全羅南道	一八・三五	二七二、三七〇	一九〇、〇〇〇	一四、八〇〇	一二、三〇二	八四七、六五三	三二七、四九五	一、一七五、一四八
慶尚北道	二二・三四	七九七、五〇〇	四一七、三〇〇	—	一八、四七三	一、六〇一、三二四	二、〇二一、〇四〇	三、六二二、三六四
慶尚南道	一四・四〇	五一七、二二五	一八九、四五五	—	一四、四四五	六七九、五七六	一、四一七、七七四	二、〇九七、三五〇
黃海道	一四・〇三	五八七、一五六	三一三、三四九	—	一〇、七八五	一、二〇七、六六四	二三六、五〇五	一、四四四、一六九
平安南道	—	—	—	—	—	—	—	—
平安北道	—	—	—	—	—	—	—	—
江原道	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡南道	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一〇三・三三	二、八二四、六六九	一、五三二、二二四	一四、八〇〇	七二、五〇五	五、五八七、五二〇	五、四八二、〇三八	一一、〇六九、五五八

四號表　大正元年春季事業及其の保育

（大正二年八月六日調）

道	播種	床替	插條	据置	母樹植付	施業床面積	生産苗 成苗	幼苗	計
	石	本	本	本	本	坪	本	本	本
京畿道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
忠清北道	二一・五六	四三九、四一四	二三、〇九〇	—	—	一二、九一九	五五七、六九三	二、三五一、九六一	二、九〇九、六五四
忠清南道	五〇・八三	二〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	—	—	六、九〇〇	二一五、九二八	一、二一六、八四七	一、四三二、七七五
全羅北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—

道									
全羅南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尚北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尚南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
黃海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平安南道	二三•八四	四一八,〇五八	二一八,四八〇	—	—	一三,六三八	六七七,二〇〇	二三九,三八六	九一六,五八六
平安北道	二三•五一	一〇七,二八六	八,四六六	一五〇	—	七,六一二	二一五,二三〇	四三〇,一〇〇	六五五,三三〇
江原道	三•五三	二,四〇〇	二四,七〇〇	—	—	一,四九八	一一八,三〇〇	三七二,五九七	四九〇,八九七
咸鏡南道	一二•五二	一〇一,四八〇	一四一,〇〇〇	四,六八〇	九三〇	八,五二七	二五八,四二〇	二三六,二二〇	四九四,六四〇
咸鏡北道	六•九二	四八六,二〇六	二二四,七六八	二,〇〇〇	—	七,二三六	七六三,九〇〇	六一三,五二九	一,三七七,四二九
合計	一四〇•七一	一,五七四,八四四	七〇〇,五〇四	六,八三〇	九三〇	五八,三三〇	二,八〇六,六七一	五,四五〇,六四〇	八,二五七,五一一

五號表 種苗下付 （大正二年八月六日調）

道	苗木 成苗（本）	苗木 幼苗（本）	苗木 計（本）	種子（石）	插條（本）
京畿道	一,二八五,二八九	七四六,四五〇	二,〇三一,七三九	三九•四五	一二五,〇〇〇
忠清北道	五五七,六九三	一,四〇九,八〇〇	一,九六七,四九三	六八•三九	—
忠清南道	五三三,四六五	七,三〇〇	五四〇,七六五	五三	—
全羅北道	三一三,四四〇	五,八〇〇	三一九,二四〇	四•二〇	—
全羅南道	五二〇,一二八	—	五二〇,一二八	三〇	—
慶尚北道	一,二二一,五五〇	—	一,二二一,五五〇	二•七七	九〇,〇〇〇
慶尚南道	二,二三七,〇四一	—	二,二三七,〇四一	一七•六五	—
黃海道	五三〇,四四〇	—	五三〇,四四〇	四〇	—
平安南道	七五九,一〇〇	—	七五九,一〇〇	二〇	—
平安北道	二二四,一八〇	二五一,四〇〇	四七五,五八〇	一一•九四	—
江原道	一〇七,二〇〇	—	一〇七,二〇〇	—	—
咸鏡南道	二五九,〇二〇	—	二五九,〇二〇	三三•二〇	七四,〇〇〇
咸鏡北道	六一六,三〇〇	—	六一六,三〇〇	—	—
合計	九,一六四,八四六	二,四二〇,七五〇	一一,五八五,五九六	一六九•〇五	一九九,九〇〇

六號表 苗圃擴張 （大正二年八月六日調）

道	明治四十四年度末現在面積（町）	大正元年中擴張せる面積（町）	大正元年度末現在面積（町）
京畿道	八•〇〇〇〇	—	八•〇〇〇〇
忠清北道	五•九六〇九	—	五•九六〇九
忠清南道	三•六九一九	〇•九七一七	四•六七〇六
全羅北道	四•一四一六	〇•五七二六	四•七一二二
全羅南道	八•五四〇七	—	八•五四〇七
慶尚北道	八•四四二四	—	八•四四二四
慶尚南道	七•三五二五	—	七•三五二五
黃海道	五•六二一五	一•六八一四	七•三〇二九
平安南道	七•九一一一	一•三八〇三	九•二九一四
平安北道	三•九三三三	一•二一一七	五•一五一〇
江原道	四•五一二七	二•四五〇二	六•九六二九
咸鏡南道	六•四三〇四	〇•四八〇八	六•九一一二
咸鏡北道	五•四四〇二	△〇•三二一三	五•一一一九
合計	八〇•〇二〇二	八•四四一四	八八•四六一六

備考 咸鏡北道の苗圃面積減少（△印）せるは四十四年末面積に誤算ありたるに依る

○忠淸南道、全羅南北道に於ける製紙狀況

忠淸南道

連山郡

一般狀況

本郡製紙業の起源は詳ならされとも今を距る百五六十年前伐谷面尺古木寺の僧の創始したるに胚胎し爾來紙產地として著名なりしも漸次衰頽して最近一箇年の產額僅僅三千五百圓に過きす明治四十五年三月郡廳に於て當業者を糾合して製紙組合を組織せしめ補助金を得て楮苗一萬三千本を購入して組合員に配付して栽植したるに時季遲延したるに不拘發育良好にして秋季長八九尺に長し中には丈餘に達するものあり頗る好成績を得たるを以て本年度も引續き苗木を配付し原料栽培奬勵の計畫を爲せり

郡內楮皮產出高は約三千五百貫にして郡內の需要を充すに足らす多くは全北高山郡、珍山郡地方より金融組合の助力を得て共同購入を爲す產紙の種類は白紙、恆用紙、胡尺紙、窓戶紙、書厚紙(支那輸出向)等にして大正元年の產出額は約一萬二百圓にして恆用紙、胡尺紙の二千餘圓を重なるものとし大濃、廣大張、窓戶紙等之に亞く

產紙は從來各戶直接市場に搬出するか若は仲買人に託して隨意賣買し來りしか組合設置以來凡て共同販賣の方法を取れり

要するに本郡は紙產地として原料豐富ならさるの現況にありと雖地勢製紙に適合するを以て當業者に於て楮栽培を怠らす原料の增殖を計り斯業の發達に留意せは將來紙產地として面目を一新するを得へし

連山郡紙業組合

本組合は明治四十五年三月本郡紙業の改善を圖る爲紙業者及楮栽培業者を以て組織す現在組合員二十一名にして道より年額百五十圓の補助を受く

現任組合長は工業傳習所應用化學科第二回卒業生にして郡廳及當業者間に介在して原料栽培、共同購入、製品の販賣等製紙に關し斡旋するか故に當業者の受くる便益多大なり

組合組織當初に在りては當業者は疑懼の念を抱き容易に加入に應せさるの有樣なりしか漸次其の趣旨を了解し自ら之を利用せむとする者あるに至れり

本年度組合の事業計畫は前年度の事業を繼承し內地より楮苗を購入し組合員に無代配付することとせり

陽良所面上里製紙場

本場は連山邑內を距る東南約三里餘の地にあり全北高山、珍山と隣接す工業傳習所應用化學科第二回卒業生李任鎬の經營に係り明治四十四年の創業にして資本金一千圓なり

工場は溪流に沿て約三百坪の敷地を有し漉船二箇乾燥用溫突

一棟原料釜一叩解臺一其の他一通りの設備あり職工十五名を使用し胡斤紙、恆用紙を製造す

原料一箇年の消費高約九千斤にして主に全北高山、珍山地方より購入す其の價皮質の優劣により差あるも普通珍山產一隻(百三十斤)六圓乃至六圓五十錢高山產八圓五十錢乃至十圓なり此の外運賃平均三十五錢を要す原料は秋期多量に買收し置くを得策とするを以て本年よりは金融組合の助力を得て秋期原料蒐集に著手すと云ふ

最近一箇年の產額約百塊價額二千圓位にして本年よりは支那輸出向書厚紙の製造を開始する計畫あり今此等作業の狀態を示せは左の如し

黑皮精選　黑皮を一夜浸水して軟ならしめ鈍刀にて削る一人一日十二時間を以て黑皮二十五斤を仕上く其の工賃一斤に付一錢にして黑皮百斤に付四十二斤乃至五十斤の白皮を得

煮熟　白皮百斤に付八乃至九分の苛性曹達液を以て三時間煮熟す苛性曹達百斤の著價十二圓晒粉百磅九圓燃料木材一負十五錢杉葉同二十錢なり煮釜は朝鮮釜に桶を繼たるものにして一釜の容量約三十斤にして一回の煮熟に要する燃料は木材二十錢を要す

叩解　蒸煮したる原料は石盤上に載せ丸棒を以て叩解す白皮三十斤を叩解するに一日二人を要す

抄造　叩解したる原料は河水にて能く洗滌し漂白すへきものは漂白液に浸したる後漉船に入れ抄造す一人十時間の作業にて胡斤紙五百枚恆用紙六百枚を漉上くを得

要するに當場の設備は凡て舊式に屬するも紙料調製に苛性曹達、晒粉を使用し又簀の編方に留意せる等稍進步せるを認む

全羅北道

本道は朝鮮主要の紙產地として古來有名なり其の重なる產地は南原、任實、淳昌、雲峰、長水、鎭安、龍潭、茂朱、錦山、珍山、高山、全州、井邑、泰仁、高敞、茂長、興德の各郡にして年產額十萬三千餘圓に達せり道廳調査に係る明治四十四年度楮皮產額は九萬五千五百餘貫、消費額十萬四千五百餘貫にして八千九百餘貫の原料不足額は他道產を購入するの狀況なり

今同年度產紙狀況を見るに製紙戶數八百三戶、紙桶三百三十六、從業人員千四百餘名にして大壯紙の三百二十八塊餘此の價額三萬三千餘圓白紙の千六百四十六塊此の價額三萬五百餘圓を最多とし厚紙の三百八十三塊一萬一千四百餘圓胡尺紙の七百十九塊九千餘圓大籠紙の百十塊七千七百圓恆用紙の五百七十四塊五千百餘圓等を其の重なるものとす

道廳にては昨年十月內地人製紙巡廻教師一名鮮人助手一名を置き管內紙產地を調査せしめ其の改良獎勵の第一著手として先內地式原料釜を全州外十三郡の主なる製紙場に無代配付し大正二年度に於ては紙業獎勵費豫算千七百餘圓を計上し楮

苗、叩盤、漉枠等の購入及高山、鎭安、任實、高敞の四郡に製紙講話、傳習所を設置し大に紙業の改良發達を期するの計畫あり

一　全州郡

全州城外に二戸の製紙場あり一は內地人一は鮮人の經營に係るものなるも規模何れも大ならす數年前鮮人經營の製紙傳習所ありしも現今廢止せり郡內產地としては上關面、所陽面、府南面、九耳面等にして溫突紙、大壯紙、厚紙、白紙等を產す

本郡は楮皮の產出多く特に全州附近は淸流に富み水質良好にして地勢亦製紙に適合せるを以て將來紙產地として好望なりとす

二　高山郡

本郡亦楮皮の產出多く重なる產地は東上面、東下面、北下面、雲東下面、雲西上、下面等にして製造戸數百八戸、槽數四十二、從業者二百十八名にして就中東上面、雲西上面には規模稍大なるものあり

東上面長水洞製紙場

本場は明治四十五年七月の創業に係り資本金千三百圓を投し經營しつつあり

製造設備は溪流に沿て紙桶四箇叩盤三箇を据付溫紙乾燥用溫突、精選場、仕上場、搗砧場各一棟を有し乾燥用溫突焚口に養釜二箇を築き前面約二百坪の空地には細繩を張り濕紙乾燥に供する等規模稍大なるを見る

操業期は每年陰曆九月より翌年四月に至る農閑期にして大籠紙、大壯紙、厚紙等を製造す

本場の設備は舊式なるも規模稍大にして漉方に換簀を用ゐ作業を敏捷ならしむると共に原料調製に苛性曹達、晒粉を使用し紙原料として藁を應用する等大に進步せり

右の外東上面、水滿洞、芝香里、三川里及隱川里に各製紙場あり大籠紙、大壯紙、厚紙等を製造するも何れも規模小なり

三　龍潭郡

本郡は本道中主要の紙產地にして楮植付反別三百七十九反步、楮皮產額六千七百餘貫、製紙戸數二百十三戸、從業人員二百六十六人にして一箇年の紙產額約千三百餘塊に達す

南面鳳山里に製紙場あり郡內主要の製紙場にして紙桶三箇を備へ大壯紙を製造す作業期は每年十一月初より十二月末に至り約二十塊の紙を產出す產紙一塊の價約百圓にして全州又は京城に搬出せらる

四　鎭安郡

明治四十四年末調査に係る本郡楮皮產額五千六百餘貫、製紙戸數二十四戸、一箇年の產額大壯紙五十塊、厚紙三十九塊、白紙四百六十四塊にして大壯紙一塊百二十圓厚紙五十圓白紙十五圓を以て賣買せらる

五　任實郡

本郡は製紙原料の産出多く最近一箇年の楮皮産額二萬六千六百斤にして製紙戸數三十七戸紙産額三萬三千八百束なり
德峙面中極院里に製紙場あり淳昌街道に沿ひ交通便利なるを以て製紙場として恰好の地たり小河に沿ひ漉船三箇を並へ乾燥用溫突、精選場、仕上場各一棟を有し大壯紙、中壯紙、白紙等を製す最近一箇年の産額大、中壯紙五十塊、白紙三百塊にして壯紙は凡て扇子、團扇用紙として淳昌、潭陽、玉果、光州、羅州等へ白紙は全州へ搬出せらる
大壯紙は一塊百圓、中壯紙同七十圓、白紙上十四圓、下十一圓六十錢を以て取引せられつつあり

六　淳昌郡

本郡は古來苔紙の特産地として有名なりしか紙業漸次衰退して現今一箇年の産額一萬圓に充たす郡の調査に係る紙産額は壯紙八千束此の價額八千圓、白紙九千六百束此の價額千九百餘圓にして楮皮産額は約一萬五千貫なり

左部面福洞製紙場

本場は邑内を距る一里の地にあり溪流に沿ひ漉船を据へ扇籠紙を製す其の設備舊式なるも水質良好にてし製紙場に適せり
原料は任實郡より購入す

苔紙製造地

苔紙製造は赤城面山洞里を第一とし德進面玉壺里、龜岩面錦

坪里及彌亭里等之に亞く玉壺里にては色紙を製造す
原料楮皮は主に任實郡より購入し苔は井中に茂生する苔草を採取して適宜混入す紙質强靭にして苔條は一種の模樣を呈す古來昔と稱する手形用紙として尊重せらる其の他書翰、封筒紙等に用ゐらる

七　高敞郡

本郡紙産地の主なるものは古沙面加峡里、紙所里、山内面安德里、東幕里、上塔里、九岩里等にして最近一箇年の楮皮産額千二百圓、製紙額千八百六十圓なり

古沙面加峡里製紙場

本場は邑内を距る二里鷲嶺の麓にあり漉船一箇を据付白紙を抄造す最近一箇年の産額五十塊なり
里内に楮圃あり一箇年の産額二千餘斤に過きさるも植栽施肥に留意せるを認む

全羅南道

本道紙産地の主なるものは長城、谷城、求禮、光陽、綾州等なるも年産額は僅僅一萬五千餘圓に過きす本道の特産物たる扇子、團扇材料となるへき紙類は隣道淳昌、任實地方より供給を仰くの狀態にありと雖現今道廳よりは産地の主なる地方に補助金を交付し大に斯業を奬勵せるを以て漸次産額增大なるに至るへし道調査に係る明治四十四年末に於ける各郡紙産額は長城の五千八百餘圓、谷城の三千七百圓、求禮の二千餘

圓を最多とし綾州、光陽等之に亞く

長城郡

本郡は道内第一の紙産地にして白紙、窓紙、油紙等を産す四十三年中製紙傳習所を設け内地人教師を聘し内地式製造器具を備へ大に之か改良を企圖したりしも其の施設急激に過きたる爲當業者の意に合せす遂に中止の不得已に至れり大正元年十月道廳より補助金を得て更に内地人教師を招聘し巡回傳習の計畫を立て之か發展の策を講しつつあり

長城郡製紙傳習所

本所は道廳より補助金を下付して内地人教師を備聘せしめ郡農事巡回教師をして指揮監督せしむ製紙教師は郡内當業者の工場を定期巡回して其の實地に就き指導奬勵し洽く郡内製紙業者に便益を與へつつあり

西三面蓄樓里製紙場

本場は明治二十五年の創業にして現今の投資額千九百餘圓なり工場は寺院の廢絕したる跡を充用し漉場、搗砧仕上場、濕紙乾燥用溫突、内地式漉場及事務室等を備へ白紙、窓戶紙、四壯舖紙、六壯舖紙、油四壯舖紙等を製造す近く内地式漉場に於て和紙製造の計畫あり

結論

叙上の結果を概言するに各地製紙場に於ける器具設備は依然舊態を脫せすと雖原料調製に曹達、晒粉を用ゐ或は蕘、ウードパルプ等の新原料を應用する等稍製造法を改良し或は當業者間に組合を設けて原料の栽培、製品の共同販賣を行ひ又當局に於ては主要産地に傳習所を設け或は巡回講話を行ひ鋭意當業者を善導して大に斯業の改良發達を企圖しつつあるは喜ふへき現象なりとす此の趨勢を以てせむか朝鮮紙業も期年ならすして大に面目を一新するに至らむ今此の現況に鑑み將來當業者の據るへき一定の方針を研究するは極めて緊要の事なりと信するを以て玆に卑見を開陳して參考に資せむとす

一　朝鮮紙の將來

由來朝鮮に於ける紙類の消費額は甚僅少なりしか近時社界の發展に伴ひ紙類の需要漸く多きを加へたるも其の大部分は内地より移入する半紙、美濃紙等の日用紙にして朝鮮紙の需要は依然として増加の傾向を見す然とも此等は多くの當業者か徒に舊法を墨守して世運の推移を悟らす事業を改良して廣く諸般の用途に適すへき製品を出すに努めさる結果たらすむは非す元來朝鮮紙は其の種類、名稱の區區なる殆と枚擧に遑あらすと雖畢竟此等の區別は無意味のもの多く其の原料は同一なるも産地及紙質によりて種種の類別を設け名稱を異にせるものにして之か用途に應して適切の品質を備ふへき事を攻究せるもの甚た尠し假令同種の紙を以て筆記用紙に供し或は障子、溫突紙に用ゐ若は包裝用に充つるか如き一見甚た便利なるに似たれとも同一紙を以て諸種の用途に適切なるは殆と望

むへからさることにして他に適當なる紙類の存在を知らさりし時代にありては幾多の不便を忍ひ猶之を使用せさるを得さりしも既に廉價にして各種の用途に向て適切なる和洋紙の供給充分なる今日に於て多くの缺點ある朝鮮紙需要の增加せさるは誠に免れさる所なりとす

然りと雖朝鮮紙亦固有の長所あり即ち其の原料純楮皮なるか故に紙質極めて強靱能く伸縮折揉に堪へ近時の和洋紙の企及し得さる特點を有す故に朝鮮紙にして此の特長を失墜せさるに於ては永く其の需要を持續し得へく飜て內地に於ける紙業の現況を見るに近時和紙固有の原料たる楮皮は次第に其の產額を減し價額昂騰したる結果改良紙と稱し一般に三椏、ウードパルプを原料とし多く機械漉により廉價に製造せられ障子紙、傘紙、提灯、油團製造用の材料たるへき強靱なる楮紙の拂底を來したるを以て近來此等從業者は代用品として朝鮮紙に囑望せるあり又支那に於ては古來朝鮮紙を高麗紙と稱して大に珍重し其の輸出額十餘萬圓に達せるの狀況にあり而して近來各種用途に適應せる紙類の供給自由なりと雖多年の習慣上特に朝鮮固有の建築術の存在する間は窓、溫突用紙の需要減却すへきものにあらさるを以て今後當業者は楮の栽培を勵み原料の增殖を圖ると共に紙質寸法に注意し又製造法の改良に依りて生產費を低減し粗製濫造の弊を矯めて益精良品を製し內地又は支那輸出向として販賣の擴張を圖れは將來大に發展の餘地あるへし

二　朝鮮紙改良の要點

以上述へたるか如く朝鮮製紙業現下の不振は一に時勢の進步に伴はさりしに起因するものなるか故に此の際當業者を覺醒して相當の施設、適切なる改善の實行を促すを要すと雖先在來の器具設備に應急の改善を加へ廣く諸般の用途に適すへきものを製出すると同時に產額の增大を圖らさるへからす今之か改良の要點を摘記すれは左の如し

(一)　工場家屋を設くること

朝鮮製紙業は農家の副業として農閑期數箇月に過きす殊に現在從業者の資力より考ふるも敢て宏壯なる建築を望むものにあらすと雖現今の露天操業にては風雨の際は操業し能はさるか故なり

(二)　原料煮釜を大にすること

在來の製紙作業中最缺點とする所は原料煮釜の小なるにあり即在來の朝鮮平釜は容量小にして僅々二三貫の原料を煮熟し得るに過きすして操業上特に燃料消費の點に於て不經濟なり之を改良して大釜(內地式)となさは原楮剝皮蒸熱に共用し得らるるのみならす之に乾燥箱を裝置し濕紙乾燥に兼用し得らるる便法あり

(三)　原質の調製に注意すること

朝鮮紙の最大缺點は原質の離解均等ならす塵滓を有し色澤佳

ならす之原料の煮熟不同、除渣、漂白の不完全なるに依る故に原料の除渣精選に注意すると同時に煮熟叩解に在來の木灰汁に代ふるに適量の曹達晒粉を應用し叩解を容易ならしむると共に燃料の節約を計るを要す

近來或地方にては蕘、ウードパルプ等の新原料を混入するものあり之元より產紙の種類、用途を考へ適量に配合するは不可なしと雖當業者か此等に留意せす各種の紙類に混入するか如きは朝鮮紙固有の價値を失墜するものにして大に戒めさるへからす要するに急激の紙質改良は却て需要者の疑念を招く虞あるを以て當業者は此等に關し注意するを要す

（四）濕紙乾燥の改良

在來の濕紙乾燥法は小形白紙は溫突床面に貼付乾燥せしめ大形のものは草野に擴けて日光乾燥に依るか又は溫突內に懸垂乾燥せしむるものなるを以て乾燥後必す搗砧仕上の手數を要するものなり此等は適當なる乾燥器を設くるか又は板張乾燥によるを便益なりとす本所にて試作したる乾燥器は輕便にして價額廉なるか故に朝鮮紙產地向として恰好のものたり

（五）漉枠及簀の改良

在來の漉簀は竹籤粗造且編絲太さか故に紙面に厚薄の條縞を表し紙質を低下せしむるの一因たり故に之を改良すると同時に漉枠の改良を行ひ勞力の節約を計るを要す特に恆用紙胡尺紙の如き小形白紙は內地簀の如く二つ取又は三つ取に改良するを好とす

（六）紙質、寸法を一定すること

朝鮮紙は同種、同質の紙にして產地により名稱、寸法を異にするを以て取扱上甚不便なり特に支那輸出向のものは此等の不注意より往往失敗を招くことあり故に內地半紙、美濃紙等の如く其の用途により同種のものは名稱、紙質、寸法を一定するを要す

紙質寸法の一定に付ては需要地の狀況に付精査を要すへきものなりと雖曩に本所にて調査したる支那輸出向紙類の內二三を擧くれは左の如し

一 鐵嶺附近需要の高麗紙（曲尺）

	幅	長
小	幅二尺五寸	長四尺二寸
大	幅三尺一寸	長四尺六寸

一 奉天附近（同）

	幅	長
小	幅一尺八寸	長三尺六寸五分
大	幅二尺	長三尺二寸

紙質は可成厚く純白にして强靭なるを貴ふ

（七）紙糊草栽培上の注意

紙糊として專用する黃蜀葵は紙產地に於て栽培せるも播種後除草、施肥、摘芯等の手入を爲さゝるか故に徒に伸長し必要なる根部の發育不良となり粘液量少し此等は楮木栽培と相俟て大に注意を要す

本所に於て在來種、東京種、佐賀種に付試驗したる結果に依れは佐賀種最良好なり

紙糊草試驗成績

種類	一本平均重量	粘度	備考
在來種	一三・七グラム	一〇・三	粘度は粘力計より滴下する水の秒數を單位とす
東京種	一六・〇	一二・七	
佐賀種	二一・〇	一七・四	

（八）荷造改良

朝鮮紙の荷造方法は二十枚を一束とし十數束を紙にて包み繩を以て結束し人肩又は馬背によりて市場に搬出するか故に遠距離に送付するものは包裝破損し内容を傷け市價を墜すこと大なり故に包裝の上下には板を挾み之を防止するを要す

（中央試驗所更田技師調査）

○釜山に於ける鮮魚需給狀況

近時釜山方面に於ける鮮魚の内地輸送高逐年減少し却て日本内地より移入するに至りたるは全く朝鮮内地に於ける需用增加と一方内地に於てトロール漁業勃興し魚類を廉價に供給するを以てなり而して是等漁船は多く關門長崎地方を根據地とするを以て從來當地方鮮魚需用の得意先たりし關門地方はトロール漁獲物のみにて鮮魚の供給過多となり更に山陽沿線並に阪神地方迄盛に送荷供給するに至りたる結果關西九州方面

は一帶に關門及長崎等より十分鮮魚の供給を受くるに至り且つ價格も頗る低廉なるを以て中流以下の社會は殆とトロール漁獲物を用ゐ從て朝鮮產鮮魚の需用杜絶し現今に在りては僅かにトロールの漁獲物に比し極めて新鮮良好なる鮮魚一部上流社會及料理店向きとして需用せらるるに止る

一　最近五箇年間釜山港水揚高

種別／年次	明治四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年
たい	二〇三、〇二三円	一六二、〇九二円	一五七、二二五円	一七二、三八八円	一三四、二四九円
大ふか	一三、九〇五	一五、三八九	一五、六三一	一七、四三三	二四、二二五
小ふか	三四、三六八	二五、六八六	二〇、四五九	一五、八五八	一六、三三二
あわび	二六、八三三	二一、七二〇	一八、三四九	一八、八四五	一五、四〇〇
さより	一〇、二一三	八、四二三	六、四一九	六、三七三	七、一一五
ひらめ	五〇、〇五三	四九、一〇四	四九、七七二	五三、二一八	八〇、〇三五
さわら	一三八、二二一	一六一、九〇二	一二、三三八	一〇七、四七九	九八、一二二
ぼら	二八、五一六	三五、七五一	三四、九一七	四二、一六三	四一、九八八
このしろ	六、五〇九	三、五三八	八、一〇六	三、七三〇	三、一二六
ぶり	二八、二七〇	二四、〇五四	二三、七五二	二一、一八六	四一、〇六九
ばかふか	一三、三八五	六、二六四	四、九三二	四、六一五	六、九八一
いせゑび	三、九五六	六、一三四	三、六〇六	一、四八八	二、〇三〇
ゑび	一、八二三	三五九	三、八二七	五、四三三	七、〇三六
なまこ	—	—	八五四	—	一、二五五
あなご	六、九四八	五、五二四	七、二八五	九、五三九	一〇、一六八
ゑい	二、三八九	一、九七一	五、四一七	六、〇六〇	四、四三〇
たこ	—	一、〇一六	五、八七六	六、六三六	七、六四三
いか	四、二九二	四、四三三	三、七九七	四、〇六三	五、五一九
めばる	一八、八七一	二、九七四	一二、六七一	八、七九二	七、三七一
ぐち	三、四二一	三、七八八	五、〇〇九	五、二五五	七、六二四

すずき	—	四、八〇八	二、七四五	二、七〇一	四、一八九
ひらす	二四九	四一九	三、三二八	二、五七六	—
くじら	六、五四七	四、二九四	二、七三七	四、四〇六	七、〇五三
はも	四、〇六九	五、四一〇	五、四八〇	九、〇二九	七、三二九
いな	三、〇三二	—	二、六〇八	四、六九八	二、一二九
まぐろ	五、〇二一	四、六九〇	四、七二一	五、七四六	八、三九一
たち	七、一八〇	八、五八六	一〇、四五三	一六、二二〇	二一、四一三
あぢ	二、七一六	四、二九〇	八、三六七	六、六五六	六、五二四
さば	一三、七四九	二九、八四八	四一、〇三五	五六、七七五	五四、〇七二
いわし	四、〇二六	二、九七一	三、五七五	二、八一五	五、一一八
其他	一一、九八五	一六、八七五	一四三、〇〇一	八三四	一一、一五八
合計	六五三、七三七	六二三、〇九三	六三九、〇〇〇	六三一、〇九〇	六四九、〇九七

一　最近五箇年間釜山に於て水揚したる鮮魚の内朝鮮内に移送高及内地移出高

（イ）朝鮮内へ移送高

年次／區分	數量	價格	備考
明治四十二年度	三、一九七、〇四〇斤	三一七、五三〇円	明治四十一年度は
同　四十三年度	三、三二七、二八〇	三一〇、四三〇	調査すへき材料な
同　四十四年度	五、六七〇、〇〇〇	四〇二、八一〇	く價格は見積概算
大正元年度	六、一五八、八八〇	五五一、七二〇	を示す

今之を仕向地に依りて區分すれは總額の八割は京釜湖南沿線各驛（忠州、公州等内地人の居住多き處に於て需要せらるるものを含む）之を占め殘り二割は京義京元沿線並に安東縣に於て消費せらる而して京城以南に就き大田を以て南北を分つときは同驛以北は殆んと其の八分を占め京城最も多く龍山仁川（殆んと冬季に限る）之に次く大田以南は大邱並に密陽を主とし近時湖南線の開通に伴ひ漸次販路の擴張を見且つ冬季木浦近海の漁業殆んと停止するときは流車便を以て同地方に移送せらるるもの逐次增加の傾向を有す

京義並に京元沿線は平壤新義州を除くの外殆んと需用微々として振はすと雖も京元線全通するに至らは元山は冬季鮮魚の主なる需用地たるに至るへし

安東縣並に安奉沿線は頗る鮮魚の需用多く殊に釜山近海に於て漁獲せられたるものは大連營口等より輸送せらるるものに比し頗る好評を博し常に二三割方の高値を保ち居るも未た市場の設なきを以て大取引をなすに至らす然れとも夏季炎暑の候を除きて平均每日十二三箱の輸出を見將來の大需用地たるに至るへし

各季節を通して移送せらるる鮮魚はタイ、ヒラメ、アナゴ、ハモにしてサバ、アヂ、サワラ又多額に達す以上の鮮魚中アナゴ、ハモ、タイは主として割烹店若しくは上流社會に需用せられブリ、エビ等は十二一兩月に於て移送の額を增加すサバ、アヂは魚價低廉なると且つ輸送方法改良せられ遠距離の運輸に耐ゆるに至りしより昨年以來移送數量の主位を占むるに至れり

魚箱は特に新調せらるるものあれとも多く石油空箱を利用し鮮魚七十五六斤に氷塊を加へて一箇凡百斤とす鮮魚は皆數種混入の上期節に依りて價格一樣ならさるを以て精査し難きも大略一噸百四十圓より百八十圓の間にあるものと見て大差なかるへし

（ロ）內地へ移出高

年次　區分	數量	價格	備考
明治四十二年度	二、七五三、七〇〇斤	二二五、七三三円	
同　四十三年度	三、八五五、五〇〇	二四九、一九六	
同　四十四年度	三、四五〇、一〇〇	二三二、〇二八	
大正元年度	九八二、五五〇	一〇二、六六四	

當地より內地に移出する鮮魚は前表の如くにして遞次減少を示す今之か仕向地を調査するに山陽沿線其の七割に當り就中廣島は內地に於ける最大需用地にして之れに亞くを三田尻姫路神戸とす大阪京都は比較的需用多からされとも尙總額の一割五分に當り九州に於ては福岡博多を除く外仕向地として揭くへき所なく四國は全然需用皆無なり而して殘部は大垣靜岡東京等に少額宛の移送を見るに止まり且つ夏季に於ては殆んと送荷皆無となる此の外金澤、富山にヒラメ、沖サワラ等數回移送せしことあれとも何れも不成績に了れり

移出せらるる鮮魚の種類は四十二三年迄はタイ最も多額なりしか近年はサワラを主としヒラメ、ハモ、沖サワラ之に亞く鮮魚需要の割合は四十二三年に於て內地八、朝鮮七の割を示したりしも四十四年に至りては內地六、朝鮮九となり大正元年度に及ひては內地行一割八分朝鮮內其他を合して八割二分の率を示すに至り尙移出減退の傾向あり而して內地以外の移出先は大連及浦鹽等にして其價格極めて僅少なれとも大正元年度中の輸出總額は大連一萬六千百四十四斤二千百三十七圓浦鹽四千三百五十四斤四百九十圓にて何れも汽船便に依る

一　最近五箇年間釜山近海に於て漁獲し直に內地に輸送高

釜山近海に於て漁獲し直に內地に輸送せられたるものは統計的に調査するの資料を缺き確實なる數字を以て示す能はさるも其の種類少く鰆及鯖の二種に止まり鰆は十月頃より翌年三月に至るまて漁船四五十隻か漁場より直接內地に送り其の額約三萬圓內外なるか如く又鯖は四五月の候巨濟島絕影島間に於て漁獲せらるるものにして明治四十四年四十五年及大正二年にありては其の額四萬圓に達せるか如し而して此等は特別沿岸航路又は漁業母船に依つて關門竝に福岡に輸送せらる

一　最近三箇年間內地より釜山移入高竝に鮮內地中繼輸送高

最近三箇年間中明治四十三年度は鮮魚の移入せられたるもの蓋し多からさるへく且つ調査すへき材料なきを以て其の額を知るに由なし翌ねて翌明治四十四年度に及ひては長崎四萬六千八百五斤六千百二十圓及關門一萬五千五百八十斤一千八百六十圓合計六萬二千三百八十五斤七千九百八十圓の移入を見たり大正元年度に至りては未た總額を計上するに至らされ共本年一二兩月間に於て既に十二萬四千九百九斤八千八百八十七圓を算したり今其の種類竝に數量價格を擧くれは次の如し

種別	數量	價格	摘要
たい	八、二三七斤	一、四六九円	主として長崎より聯絡船車に依り移入す
いわし	八七、八一〇	四、〇八八	門司博多より汽船便に依る
ゑび	三、五二〇	七〇六	主として對州より帆船により輸入せらる

いか	一三、四一〇	一、一七三	同上
ぶり	七、四二三	九三八	長崎より移入
雑魚	四八、九〇四	三、六七七	對州、鳴門、長崎
合計	一二四、九〇九	八、八八七	

以上の鮮魚は殆んと十二、一、二、三の四箇月に移入せらるるを例とし就中十二月下旬より二月中旬迄に於て其の八九分に及ひ主として京城龍山等に輸送せられイワシ竝に雑魚、ブリは大邱及釜山に於て需要せらるるものあれ共兩者を合せて總額の二割に達せす

一　最近五箇年間釜山に於ける鮮魚の價格　（單位圓 十貫建）

（各欄 最高 最低 平均）

種別	年度	區分	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
たい	四十一年	最高 最低 平均	三〇 一三 一八	三〇 九 一七	二三 一一 一六	一九 七 一二	一八 九 一〇	一一 六 八	一六 九 一二	一六 九 一二	一六 九 一二	一三 八 一〇	一一 七 九	一二 九 一四
	四十二年	同	二六 一五 一八	二〇 一四 一七	二一 一五 一八	一五 九 一二	一四 六 一〇	一一 七 九	一三 八 一〇	二〇 八 一四	一三 七 一〇	一四 八 一一	一三 七 一〇	二三 一一 一六
	四十三年	同	二〇 一二 一七・〇	二〇 一二 [illegible]	二〇 一二 一五・八	一八 七 一一・七	一八 六 九・五	一〇 六 七・四	一四 六 九・一	一八 九 一一・八	二五 九 一三・二	一七 七 一一・八	一四 七 一一・一	一八 一〇 一三・七
	四十四年	同	一七 一〇 一三・七	二〇 一二 一五・五	二五 一〇 一五・六	二〇 九 一一・七	一二 四 七・三	一〇 六 七・五	一八 五 一〇・四	一五 七 一一・七	一八 一〇 一二・七	九 四 六・七	一七 九 一一・四	二〇 九 一二
	元年	同	一七 一〇 一三・三	二〇 一二 一四・八	一八 一一 一四・六	二〇 一〇 一三・七	一六 六 八・九	一二 七 八・九	二四 九 一三・〇	二三 九 一四・〇	一八 一〇 一四・九	一〇 五 七・八	[illegible]	二〇 一〇 一六・八
さわら	四十一年	同	二三 一四 一七	二三 一四 一七	二七 一三 二〇	一六 七 一二	一六 五 九	｜ ｜ ｜	｜ ｜ ｜	九 六 七	八 七 七	八 六 七	一一 七 九	一四 八 一一
	四十二年	同	二〇 一三 一六	一八 一三 一五	一八 一〇 一三	一三 七 九	一〇 五 八	｜ ｜ ｜	｜ ｜ ｜	一三 五 七	七 四 五	一二 五 八	一三 七 一〇	一八 九 一二
	四十三年	同	一八 一二 一四	一七 一三 一四	一七 一二 一三・五	一八 一〇 一二・五	一八 四 八・四	六 四 五・四	｜ ｜ ｜	｜ ｜ ｜	一〇 六 七・四	一七 六 一一・八	一六 八 一一・三	一八 八 一三・八
	四十四年	同	一五 一一 一三・三	二三 一四 一六・八	二〇 一〇 一五・〇	一四 一〇 一一・八	一〇 四 六・四	五 四 四・五	｜ ｜ ｜	｜ ｜ ｜	一〇 五 七・八	九 四 六・七	一二 八 九・五	一五 七 九・三
	元年	同	一五 一〇 一二・七	一九 三 一四・八	一八 一三 一五・七	一七 四 一二・四	一二 五 七	七 四 六	｜ ｜ ｜	｜ ｜ ｜	一〇 六 八・四	一〇 五 七・八	一二 八 九・五	二五 九 一四・〇

種別	ひらめ					さば					大ふか			
年度	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	元年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	元年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年
区分	最高・最低・平均	同	同	同	調	同	同	同	同	調	同	同	同	同
一月	七・六・六	一〇・七・九	一〇・五・七.〇	七・四・五.七	七・五・六.二	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	六・四・五	四・二・四	ー・ー・ー	ー・ー・ー
二月	八・五・七	九・八・八	八・六・七.〇	七・四・五.四	七・三・四.七	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	六・四・五	四・四・四	ー・ー・ー	ー・ー・ー
三月	一〇・六・八	九・七・八	八・四・六.五	六・四・五.九	七・二・四.六	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	六・四・五	五・四・四	四・三・三.七	四・ー・ー
四月	八・四・七	七・五・五	七・四・五.六	六・四・五.〇	七・五・六.三	ー・ー・ー	ー・ー・ー	六・二.〇・二.七	八・三・四.七	一三・四・七.七	六・五・五	四・二・二	五・三・四.四	四・三・三.〇
五月	八・四・六	六・四・五	六・三・四.九	六・二・四.〇	七・四・四.八	七・二・四	四・二・三	四・二・二.六	三・一・二.一	四・二・二.八	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー
六月	六・四・五	五・四・四	五・三・四.一	五・三・四.三	六・四・四.七	三・二・二	三・三・二	三・二・二.四	三・一・二.一	五・二・三.三	ー・ー・ー	ー・ー・ー	四・二・三.二	三・二・二.五
七月	八・六・七	六・四・四	六・四・四.六	八・三・四.七	一二・四・六.二	五・三・四	三・三・三	三・二・二.四	二・ー・二	八・三・四.〇	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー
八月	八・五・七	一五・四・七	八・三・五.三	六・四・五.〇	一二・七・六.三	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	四・四・四	三・三・三	四・二・三.〇	三・二・二.〇
九月	八・五・七	五・四・四	一〇・四・六.九	七・五・五.七	一〇・五・七.九	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	四・四・四	三・三・三	ー・ー・ー	ー・ー・ー
十月	六・四・五	六・四・五	九・五・六.六	七・五・五.八	八・五・六.六	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	四・四・四	三・三・三	四・三・三.三	三・ー・三
十一月	七・五・七	一〇・四・六	七・四・五.七	七・五・五.八	七・五・五.八	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	四・四・四	三・二・二	四・二・三.〇	四・三・三.三
十二月	一〇・六・八	九・五・七	八・五・五.五	八・五・五.七	七・四・五.六	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	ー・ー・ー	四・四・四	四・三・三	六・三・三.七	五・三・三.六

元年同	小ふか 四十一年同	四十二年同	四十三年同	四十四年同	元年同	ぼら 四十一年同	四十二年同	四十三年同	四十四年同	元年同	たち 四十一年同	四十二年同	四十三年同
— — —	五 四 六	四 三 四	四 三 五	三・九 三 五	四・一 三 五	九 七 一五	九 八 一〇	八・〇 七 一〇	六・四 四 八	七・八 七 九	— — —	— — —	— — —
— — —	五 三 五	三 三 四	三 二 三	四・一 四 五	四・四 二 五	九 六 一三	八 七 九	八・〇 七 一一	七・五 六 九	八・四 七 一〇	— — —	— — —	— — —
四・五 四 七	四 二 五	三 二 三	二・[illegible] [illegible] 五	四・五 四 五	四・七 四 六	一〇 九 一三	八 六 九	七・八 七 九	七・八 六 九	八・三 六 一一	— — —	— — —	— — —
四・四 四 五	二 二 三	二 二 三	二・七 二 三	三・七 三 四	四・六 四 五	— — —	— — —	六・七 六 九	六・五 五 九	八・六 七 一〇	— — —	— — —	— — —
— — —	二 二 三	二 二 二	二・四 二 三	三・〇 二 四	三・二 二 五	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	三・二 二 五
三・〇 — 三	三 二 三	二 二 二	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	二・〇 二 三
— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	四 三 六	三 三 三	二・〇 二 三
三・五 三 四	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	二・〇 二 四
— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	四・六 三 七	四 三 五	三 三 四	四・〇 三 四
三・〇 — 三	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	六・九 六 八	四・七 四 七	五・六 四 五	三 二 四	三 二 四	三・三 二 四
三・三 三 四	三 三 三	三 二 三	二・五 二 三	三・二 三 四	三・四 三 四	六 五 六	七 五 九	七・一 六 九〇	七・五 五 八	七・五 五 八	— — —	— — —	— — —
四・四 三 六	四 四 四	三 三 四	三・七 三 五	三・八 三 五	四・三 三 六	七 五 九	八 六 一五	七・一 六 八	七・八 六 一〇	七・八 六 一〇	— — —	— — —	— — —

（各欄の数値は 最高／最低／平均 の順）

種別	(種別不記)		あわび					ぶり				
年度	四十四年	元年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	元年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	元年
區分	最高最低平均	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一月	—／—／—	—／—／—	一二／八／一〇	一一／八／一〇	一四／八／九・六	一一／八／九・六	一〇／八／八・五	二〇／一〇／一二	一三／九／一一	一五／六／一〇・〇	一〇／七／八・七	一三／七／八・四
二月	—／—／—	—／—／—	九／六／八	一〇／八／九	一一／七／九・〇	一二／八／九・六	一一／七／八・八	一三／九／一二	一二／一〇／一一	一三／七／一〇・〇	一五／一〇／一一・六	一三／一〇／一〇・二
三月	—／—／—	—／—／—	一二／八／九	一〇／七／九	一〇／七／八・三	一二／八／九・八	一一／六／八・八	一五／六／一〇	一一／九／一〇	一一／九／一〇・〇	一二／七／九・七	一一／八／九・八
四月	—／—／—	—／—／—	一二／五／九	九／七／八	九／六／八・〇	一二／八／八・七	一〇／七／八・八	一二／五／八	七／六／六	—／—／—	—／—／—	—／—／—
五月	四／三／三・一	二／一／一・五	八／五／七	八／七／七	八／四／六・五	一〇／六／八・〇	九／七／八・〇	—／—／—	—／—／—	—／—／—	—／—／—	—／—／—
六月	四／一／二・七	二／一／一・三	七／五／六	八／七／七	八／六／六・五	一〇／七／八・〇	一〇／七／八・五	六／四／五	—／—／—	—／—／—	—／—／—	—／—／—
七月	四／二／三・〇	三／一／二	一〇／七／八	八／七／七	八／六／六・九	一一／七／八・三	一二／九／一〇	—／—／—	—／—／—	—／—／—	—／—／—	—／—／—
八月	四／二／三・〇	三／一／二・七	九／七／八	一二／八／九	九／六／七・七	一〇／七／九・一	一二／七／八・五	七／五／六	九／五／七	—／—／—	—／—／—	—／—／—
九月	三／—／三・〇	三／二／二・七	九／六／八	七／六／六	一五／八／九・五	一一／九／一〇・〇	一一／八／九・六	—／—／—	—／—／—	—／—／—	—／—／—	—／—／—
十月	四／二／三・〇	三／二／三・〇	八／六／七	八／七／七	—／—／—	—／—／—	—／—／—	六／五／五	八／四／六	—／—／—	—／—／—	—／—／—
十一月	—／—／—	—／—／—	一〇／六／八	一一／八／八	一〇／七／八・八	一〇／八／八・七	漁業取締規則改正のため	八／六／七	一〇／六／七	一〇／九／九・四	一〇／七／八	八／六／七
十二月	—／—／—	—／—／—	—／—／—	—／—／—	一二／七／九・三	一一／七／八		一〇／七／八	二〇／七／一〇	一五／八／一〇・〇	一五／六／九・二	二〇／七／一三・五

魚名	年												
あなご	四十一年	同	｜	八六〇	八六二	八六二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	四十二年	同	｜	〇九二	九八〇	七五八	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	四十三年	同	九八三	九七〇	八・三七〇	七・〇六九	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	四十四年	同	六五七	六五七	五・七五七	五・六四七	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	元年	同	六・一五七	七・一六八	六・九五九	六・六五八	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
すずき	四十一年	同	｜	｜	｜	｜	六五七	九七二	九七三	九七四	｜	｜	｜	｜
	四十二年	同	｜	｜	｜	｜	七六八	七・五六〇	〇六五	八六九	｜	｜	｜	｜
	四十三年	同	｜	｜	｜	｜	｜	六・七五九	九・七七三	九・〇七三	｜	｜	｜	｜
	四十四年	同	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一〇・七九三	｜	｜	｜	｜	｜
	元年	同	｜	｜	｜	｜	｜	九・三七五	一〇・五八五	｜	｜	｜	｜	｜

一　將來鮮魚需用の消長價格の高低

鮮魚の如き日常生活上の必需品は人口の增殖に伴ひ需用增加するは自然の勢にして殊に現在の狀勢にては朝鮮內地のみにても在住日人比年三萬乃至四萬人宛を增加し其の他交通機關の進むに從ひ從來輸送せさりし處迄も漸次送荷せらるる結果鮮魚の需用は年一年と增加し而も需用增加率と採捕增加率とは相伴はす常に供給不足の狀況なるを以て價格は幾分か自然騰貴の傾向あるか如く思量せらる

（慶尙南道報告）

○遞信事業概況

（大正二年九月分）

第一　通信

一　通信機關

咸鏡北道北蒼坪郵便局地況の變遷上通信機關存置の必要を見さるに至りたるを以て九月十日限り之を廢止し琿春貿易要樞の地點たる同道慶興郡新阿山に郵便局を設置し同月十六日より事務を開始せり又湖南線羅州、京元線元山及福溪各鐵道停車場に於て乘降客竝附近住民の利便を圖らむ爲公衆電報取扱開始の必要を認め九月一日より何れも電信取扱所を設置せり

二　郵便

（イ）遞送　九月二十五日より京元線福溪より劒拂浪迄延長せるに伴ひ京城洗浦間の鐵道郵便線路の遞送回數を毎日一回つつ增回し京城と元山方面發著郵便物の速達を計れり又朝鮮郵船株式會社か新に開始せる元山水源端間隔日發船航路に依り元山、通川、長箭、高城各局所間の水路遞送を開きたるの外全州裡里驛間遞送を馬車送に改め又天安より德山を經て瑞山海美方面に至る線路、洪州より藍浦を經て群山に至る線路、沙里院より載寧を經て安岳方面及松禾方面に至る線路の遞送聯絡を改正し何れも相當速達を來すに至れり

（ロ）集配　九月二十五日より京元線鐵道郵便線路の延長及增便に伴ひ京城市內各局及沿線各局所の市內集配時刻を改定せるの外遞送便の改良に伴ひ洪州外數局所の市內集配回數を增加せり其の他集配上の利便を增進せむ爲郵便區畫の組替を爲せるもの開城外十八局所市內外集配區畫を改正せるもの義州外三十五局所市外集配回數を增加せるもの元山外八局所あり

三　電信電話

（イ）電信及電話通話事務開始　忠清北道清風及丹陽は郡廳竝警備官署等の所在地忠清南道新灘津は停車場竝巡査駐在所等の所在地にして近時地況漸次發展せるを以て清風及丹陽は九月一日より新灘津は九月十六日より何れも電信及電話通話事務を開始せり又北蒼坪郵便局廢止に伴ひ新阿山郵便局設置竝會寧慶源間に電線一條を添架したるを以て新阿山郵便局は設置と同時に電信及電話通話事務を取扱ふこととし慶興、慶源、穩城、鍾城は從來電信のみを取扱へるを以て此の際電話通話事務をも取扱ふこととし九月十六日より實施せり

（ロ）電話通話區域の擴張竝料金の規定　清風外七郵便局所に電話通話事務開始竝大田新灘津間電線架涉等に伴ひ清州大田間外九十四區間に一般公衆電話通話を爲し得ることとし何れも其の料金と共に告示し事務開始の日より之を實施せ

り

（ハ）停車場掲示電報の掲示を取扱ふ停車場追加　京元線元山福溪湖南線羅州各鐵道停車場へ電信取扱所設置と同時に停車場掲示電報の掲示をも取扱ふこととし九月一日より實施せり

（ニ）外國電報料金の改正竝後廻電報の取扱開始　上海及浦鹽線を經過し歐洲亞弗利加竝大洋州地方及亞細亞地方に發著する電報の料金を何れも九月一日より低減實施し同時に外國電報後廻電報の制を設け之に關する規定を發布せり而して之か取扱を爲すは別に告示する外國各地に發著する私報に限ることとし其の料金は特別取扱に關する料金及該電報に關する課金事務報の料金を除く他の料金は總て通常電報料の半額とし九月一日より之を實施せり

（ホ）電報通數及料金　八月中取扱に係る電報通數及料金竝其の前年同月分との比較左の如し

內國電報發信數十七萬四千三百八十七通同著信數十六萬九千八百八十三通外國電報發信數三百十六通同著信數九百八十五通此の總料金四萬四千百九十八圓三十一錢にして之を前年同月分と比較するに外國電報の著信數に於て一割八分七厘を增加したる外內國電報發信數に於て七分四厘同著信數に於て七分七厘外國電報發信數に於て三割八分二厘料金に於て二割一分三厘を何れも減少せり是れ主として先帝陛下崩御に關する電報前年同月分に於て著しく多數なりしに由る

（ヘ）電信電話工事

一　左記各郵便局所に於ける電信事務創設工事は孰れも本月中竣成を告け新阿山は九月十六日事務を開始し珍山は十月一日より又辰橋を除き其の他は十月十六日より事務開始のこととせり

新阿山、珍山、辰橋、懷仁、雲峯、渭原、高山鎭、滿浦鎭

一　電信線新設工事の內群山局群山停車場間及木浦局木浦停車場間は孰れも九月一日竣成を告け卽日通信事務を開始せり

第二　爲替貯金

一　郵便爲替金及郵便取立金

本年八月中に於ける郵便爲替金の受拂高は振出口數十一萬八千二十一、金額二百十二萬九千二百七十四圓、拂渡口數六萬七千七百三、金額百七十萬五千四百八十一圓にして之を前年同月分に比すれは振出口數に於て三步一厘、拂渡口數に於て九步六厘を增加せるも振出金額に於て二步七厘、拂渡金額に於て四厘を減少せり

同月中に於ける郵便取立金の受拂高は受入口數二萬六千三百四十七、金額三十七萬六千四百十一圓拂渡口數二萬三百

六十、金額二十四萬五千八百十圓にして之を前年同月分に比すれは受入口數に於て一割、同金額に於て二割六厘、拂渡口數に於て三割七歩八厘、同金額に於て四割二歩二厘を孰れも增加せり

二　郵便貯金

本年八月末に於ける郵便貯金現在高は內地人預入者十五萬百三十四人預金額四百六十二萬二千五百八十一圓、朝鮮人預入者三十九萬七百九十四人、預金額八十八萬五千二百三十一圓にして之を前年同月末に比すれは內地人預入者人員に於て一割二歩五厘、同預金額に於て六歩四厘、朝鮮人預入者人員に於て十六割七歩九厘、同預金額に於て四割二歩二厘を孰れも增加せり

三　郵便振替貯金

本年八月中に於ける郵便振替貯金の受拂高は口座受入口數一萬五千七十六、金額百三十四萬二千百九十圓、口座拂出口數一萬二千十五、金額百二十二萬六千九十一圓にして之を前年同月分に比すれは口座受入口數に於て四割二分一厘同金額に於て二歩六厘、口座拂出口數に於て三割一歩一厘同金額に於て九歩一厘を孰れも增加せり

又同月末現在口座加入者は千七百三十二人同現在預金額は二十四萬四千百七十六圓にして之を前年同月末に比すれは口座加入者人員に於て六割一歩七厘、現在預金額に於て一割四歩四厘を孰れも增加せり

第三　國庫金受拂

本年八月中に於ける國庫金取扱高は歲入金口數一萬千七百五十七、金額三十七萬八千二百七十六圓歲出金口數一萬千百十二、金額五十八萬八千八百九十五圓にして之を前年同月分に比すれは歲入金口數に於て二割七歩四厘、同金額に於て四歩六厘、歲出金口數に於て六厘、同金額に於て五厘を孰れも增加せり

第四　遞信局收入

大正二年八月中に於ける遞信局收入左の如し

		郵便電信及電話收入	印紙收入
本年度	本月分	円 一八五、九七〇・五五九	円 一〇八、五二一・九四五
	本月迄累計	一、三二四、二三八・九八六	五九七、〇三六・三三七
前年度	本月分	一八八、六八六・〇〇四	一〇二、二四九・三三四
	本年迄累計	一、二四〇、九二〇・一〇〇	五〇三、七八九・七七八
增加步合	本月分	減 割 ・二四	割 大一
	本月迄累計	・五九	一・八五

第五　海事

一　航運事業

滿鮮運送株式會社より監查役重任の許可を申請したるに依り九月十五日附にて之を許可せり

二　航路

一　命令航路　九月中命令航路に關し認可したる重なる事項左の如し

朝鮮沿岸命令航路各線自十月至十二月寄港順序、定期發著日時及配船に關する件(受命者朝鮮郵船株式會社)

大同江命令航路十月中寄航順序及定期發著日時の件（受命者鎭南浦汽船合資會社）

二 自營航路

(イ)朝鮮郵船株式會社自營航路仁川浦鹽線當分休航せり

(ロ)同上元山江陵線は高城迄航行を開始せり

三 暗礁發見

朝鮮西岸ベイジャー灣口廣巖附近に於て海圖に記載なき左記暗礁を發見せり

一 概位 忠清南道庇仁郡ベイジャー灣口廣巖の東方

該暗礁の經緯度左の如し

東經一二六度三〇分五秒

北緯三六度九分五五秒

一 水深 小干潮時約十呎

一 記事 暗礁の大さは長約九十呎幅約四十二呎にして南北に延長し其の表面は概して平坦なるも三呎乃至六呎の突起部三箇を有す

四 航路標識 九月中に於ける航路標識の異動左の如し

(イ)朝鮮東岸元山第二號浮標は八月二十九日流失せり

(ロ)同上西岸群山第三號浮標は九月十五日從前の位置に碇置す

(ハ)同上東岸元山第二號浮標は九月十六日從前の位置に碇置す

五 水路嚮導船數 九月中鴨綠江に於ける水路嚮導船數左の如し

國籍	出船の部		入船の部	
	船數	總噸數	船數	總噸數
日本	五	四、八〇八	九	九、一〇三

第六 電氣事業

一 自家用電氣事業の認可

大邱製紙工場より同工場及事務室內に點燈用として自家用電氣事業の經營を申請せるに依り九月三日附にて之を認可せり

二 電燈料金竝電氣供給條件設定

水原電氣株式會社より電燈料金竝電氣供給條件設定方申請せるに依り九月二日附にて之を認可せり其の主なる料金左の如し

一 工事費	新設工事	一燈	一・〇〇〇円
	取外工事	一燈	一・〇〇〇
	位置變更 同一室內	一燈	・八〇〇
	位置變更 同一建物內	一燈	一・五〇〇
二 器具損料	一燈に付一箇月十錢		

三 終夜燈料金

燭力	金屬線	炭素線
五燭光		・六〇〇円
十燭光	一・一〇〇円	一・三五〇
十六燭光	一・四〇〇	一・七五〇

十燭光	一・一〇〇	一・五〇〇
十六燭光	一・七〇〇	二・六〇〇
三十二燭光	三・二〇〇	二・六〇〇
五十燭光	四・七〇〇	三・八〇〇

四 計量燈料金　一キロワット時に付金二十五錢

三 工事設計明細書中の事項變更認可

日韓瓦斯電氣株式會社仁川支店より三百キロワットの交流發電機一基を設置すると共に電氣方式變更方を申請せるに依り九月十九日附にて之を認可せり尚該工事は九月二十日著手の旨届出てたり

四 變壓器設置竝電線路延長工事施行認可

東洋金鑛會社より變壓器設置竝電線路延長工事施行方を申請せるに依り九月十八日附にて之を認可せり

五 資本金增額許可

大田電氣株式會社の資本金は八萬圓の處四萬圓增資方の許可申請せるに依り九月二十七日附にて之を許可せり

六 電氣工事著手

水原電氣株式會社は八月二十五日電氣工事に著手の旨届出てたり

七 電氣工作物檢査

大倉喜八郎施設の電氣工事落成に付目下檢査中なり

二十五燭光	二・〇〇〇円	二・五〇〇円
三十二燭光	二・五〇〇	三・五〇〇
五十燭光	三・七〇〇	五・〇〇〇

四 計量燈料金　一キロワット金三十錢

清州電氣株式會社より現行點燈規則中に左記計量燈料金竝計量器損料追加方申請せるに依り九月十七日附にて之を認可せり

計量器の種別	最低使用電量	同上に對する料金	最低使用電量を超過せしとき一「キロワット」時に對する料金	計量器損料
十燈用	一四、〇〇〇ワット時	三・五〇〇円	・二五〇円	・五〇〇円
二十燈用	二八、〇〇〇	七・〇〇〇	・二四〇	一・〇〇〇
三十燈用	四四、〇〇〇	一一・〇〇〇	・二三〇	一・四〇〇
四十燈用	六〇、〇〇〇	一五・〇〇〇	・二二〇	一・七〇〇
五十燈用	七六、〇〇〇	一九・〇〇〇	・二一〇	二・〇〇〇

朝鮮電氣株式會社より電燈料金竝電氣供給條件設定方申請せるに依り九月二十七日附にて之を認可せり其の主なる料金左の如し

一 工事費
- 取附工費　一燈に付　一・〇〇〇円
- 廢燈又は移轉　同　一・〇〇〇
- 休燈工費　同　・一〇〇

二 器具損料　一燈一箇月　・一〇〇

三 白熱定額燈料金

燭光別	炭素線	金屬線
五燭光	・八〇〇円	一・〇〇〇円

○朝鮮に於ける水産罐詰業の状況

道名	製造者	所在地	創業年月	一箇年生産高 種類	數量	價格	主なる販賣先地名	一箇年輸移出高 數量	價額	備考
全羅南道	岡山養具會社鐘浦出張所	麗水郡内面鐘浦	大正元年十月	玉珧貝	四八,〇〇〇箇	八,〇〇〇円	―	―箇	―円	貯藏中
	岡崎罐詰會社	突山郡羅老島	明治四十三年六月	鰮	二四,〇〇〇	四,〇〇〇	大阪 内地	二四,〇〇〇	四,〇〇〇	
	青山島罐詰製造所	莞島郡青山島	同四十四年六月	鮑ボイル	四,八〇〇	二,二五〇	長崎 同	九,六〇〇	二,五〇〇	
	山口罐詰製造所	旌義郡城山浦	同年七月	蝶螺味付	七,二〇〇	一,〇五〇	大阪 同	三,八四〇	六〇〇	
	吉村罐詰製造所	大靜郡加波島	同四十二年五月	同	八,六四〇	一,三五〇	―	四,八〇〇	七五〇	
	植田助松	突山郡安島	明治四十四年五月	鮑ボイル	九,六〇〇	二,五〇〇	長崎 同	九,六〇〇	二,五〇〇	
				蝶螺味付	四,八〇〇	七〇〇	釜山 同	四,八〇〇	七〇〇	
				鯛田麩	四,八〇〇	八〇〇	同 同	四,八〇〇	八〇〇	
	丸一組製造所	智島郡大黑山島	明治三十六年五月	鮑ボイル	二五,二四八	六,二八八	長崎 同	二五,二四八	六,二八八	
	計	七	―	五	一三七,〇八八	二五,九三八	― 同	八六,六八八	一八,一三八	
慶尚北道	内村廣一	長鬐郡西面	明治四十四年十月	鰮	四八,〇〇〇	一五,〇〇〇	神戸 北米	四八,〇〇〇	一五,〇〇〇	
	太田美之吉	同内北面	大正二年三月	同	九,六〇〇	四,〇〇〇	大阪 同	九,六〇〇	四,〇〇〇	
	能勢伊三郎	同内南面	明治四十四年四月	鮑	五五,九六八	一四,〇〇〇	長崎 南支那	五五,九六八	一四,〇〇〇	
	岩本衛門	同外北面	同年閏月	同	一九,二〇〇	九,六〇〇	同 同	一九,二〇〇	九,六〇〇	
	計	四	―	二	一三二,七六八	四二,六〇〇	―	一三二,七六八	四二,六〇〇	
慶尚南道	合資會社淡盛會社	釜山	明治三十三年一月	鮑	九一,二〇〇	二〇,〇〇〇	長崎、神戸 京城 内地約半數	四五,六〇〇	一〇,〇〇〇	
				蝶螺	一九,二〇〇	二,四〇〇	釜山	―	―	
		蔚山郡長生浦	明治三十六年八月	鮑	五七,六〇〇	一二,〇〇〇	長崎、神戸 大阪 内地	五六,六四〇	一一,八〇〇	汽罐蒸釜ノ裝置アリ
				蝶螺	四,八〇〇	六〇〇	同 同	四,八〇〇	六〇〇	
	吉田兼吉	釜山	明治四十一年二月	鮑	九,六〇〇	二,七〇〇	長崎 同	九,六〇〇	二,七〇〇	
				蝶螺	一四,四〇〇	一,九八〇	釜山 京城	―	―	

道別	製造者	所在地	創業年月	一箇年生産高 種類	數量	價格	主なる販賣先地名	一箇年輸移出高 數	量	價格	備考
	今市友吉	釜山	明治三十九年三月	鮑	四,八〇〇個	一,一〇〇円	釜山、京城、支那	支那約半數	二,四〇〇個	五五〇円	
				蝶螺	二四,〇〇〇	三,〇〇〇	同	同	一二,〇〇〇	一,五〇〇	
	上野務	釜山	明治三十九年—月	鰻	五七,六〇〇	七,八〇〇	阪神、東京	內地	五七,六〇〇	七,八〇〇	
	計	五	—	三	二八三,二〇〇	五一,五八〇	—		一八八,六四〇	三四,九五〇	
江原道	山口磯右衛門	三陟郡莊湖里	—年—月	鮑	二三,〇四〇	六,七二〇	支那(天津)	支那	二三,〇四〇	六,七二〇	
平安南道	廣梁灣罐詰組合	鎮南浦府廣梁灣	大正元年十月	蛤ボイル	五,〇〇〇	八〇〇	鎮南浦、平壤		—	—	
				同味付	一〇,〇〇〇	一,六〇〇	京城、釜山		—	—	
				朝日蛤	七,五〇〇	一,三五〇	平壤、其の他		—	—	
				小蝦佃煮	五,〇〇〇	八五〇	同		—	—	
				竹蟶	一〇,〇〇〇	一,九〇〇	同		—	—	
				鱧	五,〇〇〇	五〇〇	鎮南浦、大阪	內地	二,五〇〇	二五〇	
				烏賊	五,〇〇〇	七五〇	平壤、其の他		—	—	
	計	一	—	五	四七,五〇〇	七,七五〇	—	內地	二,五〇〇	二五〇	
咸鏡北道	土井重吉	清津	明治四十年—月	鯖	三,一二〇	三九〇	清津		—	—	
				鰤	二四〇	三〇	同		—	—	
				鰮	一,四四〇	三〇〇	同		—	—	
	丸孝一	清津	同四十二年—月	雲丹	二,七〇〇	九三〇	清津		—	—	
	計	一	—	四	七,五〇〇	一,六五〇	—		—	—	
合計	製造者一九	箇所數二〇	—	—	六三一,〇九六	一三六,二三八	—		四三三,六三六	一〇二,六五八	

○鮮滿國境に於ける支那關稅輕減後の貿易狀況

第一　內地滿洲間出入貨物の狀況

三分一減稅か鐵道運賃の遞減と相俟つて日滿間貨物の輸送を增大したること著しきものあり今減稅實施後に於ける朝鮮通過貨物の狀況を見るに內地より支那向通過に在つては鐵道運賃特約改定の當月たる八月に於て多大の增加を示せり試に其の內容を檢するに增加の大部分は綿布にして砂糖及綿絲等亦增加の顯著なるものなり而して綿布の六七兩月に於てよりも八月に於て突然に增加したる、砂糖の七月運賃特約の改定を待つて增加したる其の他一般貨物の八月に於て增加の特に目立てる等其の消長は減稅竝に運賃改定と恰も符合せるの狀あり次に內地向通過貨物に在ては之亦多大の增加を示せるか此の增加は減稅か出貨を助長するの效力あるにも因るへけれと支那輸出稅は概ね僅少にて旁必すしも減稅を以て其の大原因と看做す能はさるか如し今內地向通過貨物の種類を窺ふに柞蠶絲、大豆及豆粕は其の重なるものにして又同時に增額の主因を爲すものなり此の內柞蠶絲は從來多くは鐵道便に依りて輸送せられたるものなるか其の輸出正稅は百斤に付三圓七十五錢を算し必すしも減稅の出貨を助長すること鮮しとなささるも果して今次の出增は之か爲なるや甚た疑問なき能はす蓋し本品は市價の變動常なきを以て短期間に於ける出貨消長を標準とし之を論すれは時に正鵠を失するの憾あれはなり況んや其の增加額は減稅後三箇月間に於て僅に一萬六千餘圓なるに於てをや、大豆は殆と皆關門に仕向けられたるものにして昨冬鮮鐵長距離運賃特定せられたる結果關門に至る海陸運賃は大差なきに至りたるに偶本年出貨期に當り船腹に不足を來し一方內地市況も頗る好況を呈したるを以て鐵路輸出を增加したるものなり尤減稅も其の額は僅に一擔に付き三錢に過きさるも亦出貨を助長するの效ありしならむ豆粕の汽車輸送は主として船腹不足と相場出合の關係ならむ

左に減稅實施後に於ける通過貨物の前年對照表を揭く

(一)　通過貨物總價額月別兩年對照表(圓)

月別	內地發支那向 本年	內地發支那向 前年	支那發內地向 本年	支那發內地向 前年
六月	一二九、三八四	三五、一五〇	八〇、六〇二	九、六九九
七月	一五五、一〇七	三六、四二三	六一、三九八	三〇、三八九
八月	六三九、五四七	三九、六一〇	一八、一五一	三六、六五三
計	九二四、〇三八	一一一、一八三	一六〇、一五一	八六、七四一

(二)　內地仕出支那仕向通過貨物品別兩年對照表

(單位圓)

品名	六月中 本年	六月中 前年	六月中 增減	七月中 本年	七月中 前年	七月中 增減	八月中 本年	八月中 前年	八月中 增減
穀類及種子	五	—	(十)五	—	—	—	二〇八	一、〇二〇	(一)八一二

品名	六月 本年	六月 前年	六月 増減	七月 本年	七月 前年	七月 増減	八月 本年	八月 前年	八月 増減
茶	七五三	四七三	(+) 二八〇	五四八	二六五	(+) 二八三	四三六	六三	(+) 三七三
穀粉及澱粉	六一	二〇	(+) 四一	三九	—	(+) 三九	—	—	—
食酢	一二五	九一	(+) 三四	一二六	一六六	(−) 四〇	一六〇	—	(+) 一六〇
味噌	—	一一六	(−) 一一六	—	—	—	一三六	一四	(+) 一二二
醤油	—	—	—	二五八	—	(+) 二五八	—	—	—
蔬菜	七三	四六五	(−) 三九二	—	一八一	(−) 一八一	二、〇〇九	一八四	(+) 一、八二五
果實及核子	八八三	一、四八三	(−) 六〇〇	二七三	一、四六五	(−) 一、一九二	一二	八三	(−) 七一
鹹乾魚	二九七	九五	(+) 二〇二	五一九	四三六	(+) 八三	二三一	一二五	(+) 一〇六
罐詰及罎詰食物	二六	九	(+) 一七	七〇	—	(+) 七〇	一一二	—	(+) 一一二
砂糖及精糖	二、九〇〇	—	(+) 二、九〇〇	一六、八〇四	—	(+) 一六、八〇四	三一、二八九	—	(+) 三一、二八九
糖菓類	一八九	五八	(+) 一三一	四九〇	二四四	(+) 二四六	一、九五八	五八	(+) 一、九〇〇
清酒	一、五九三	一、八九二	(−) 二九九	三、八九三	一、二〇〇	(+) 二、六九三	三、四一六	二、三〇四	(+) 一、一一二
麥酒及黑麥酒	四五〇	五八八	(−) 一三八	五〇〇	—	(+) 五〇〇	四一四	—	(+) 四一四
其他飲食物	四四七	四〇六	(+) 四一	一、八六九	三八二	(+) 一、四八七	二、五一六	九〇七	(+) 一、六〇九
藥材及製藥	三、五三八	二四八	(+) 三、二九〇	一、六五三	二	(+) 一、六五一	九一三	六一	(+) 八五二
染料彩料塗料	二六〇	—	(+) 二六〇	二五	—	(+) 二五	—	—	—
油及蠟	七	—	(+) 七	四五	八	(+) 三七	三三	五六	(−) 二三
綿絲及打綿	九一	一七〇	(−) 七九	七、六〇六	一、七六二	(+) 五、八四四	一、八八九	一、四四八	(+) 四四一
絲纜索及同材料	六、七九四	八、四一九	(−) 一、六二五	三、六六九	三、三五三	(+) 三一六	一九、二〇八	三、六九二	(+) 一五、四一六
綿布	七六、二六九	六、二二七	(+) 七〇、〇四二	八五、八三五	一四、三八二	(+) 七一、四五三	四八一、二〇八	一三、五一二	(+) 四六七、五九六
麻布	—	—	—	一〇〇	—	(+) 一〇〇	五八	—	(+) 五八
毛布	七六〇	一二〇	(+) 六四〇	一五〇	二六九	(−) 一一九	一、〇六六	一二八	(+) 九三八
絹布	—	七八七	(−) 七八七	—	一四八	(−) 一四八	四、〇一五	—	(+) 四、〇一五
其他諸布帛	四七六	二六三	(+) 二一三	一、〇七一	四八五	(+) 五八六	二、一九三	二、二七五	(−) 八二
諸布帛製品	二、四六八	一、七八九	(+) 六七九	四、一七〇	六三七	(+) 三、五三三	四、〇九一	一、〇三五	(+) 三、〇五六
肌衣	五八二	四五三	(+) 一二九	一、二二七	六〇六	(+) 六二一	一〇、三三九	一、二六三	(+) 九、〇七六
靴足袋	一四九	一一一	(+) 三八	五二七	一五	(+) 五一二	二一四	—	(+) 二一四
日本足袋	一七九	三二	(+) 一四七	一五三	一九七	(−) 四四	二三〇	七〇	(+) 一五〇
帽子	三、七七八	五一七	(+) 三、二六一	一九一	一二三	(+) 六八	五、一六〇	七七一	(+) 四、三八九

品名	六月中 本年	六月中 前年	六月中 増減	七月中 本年	七月中 前年	七月中 増減	八月中 本年	八月中 前年	八月中 増減
靴及履物	九七五	一,二〇五	(−) 二三〇	六四七	七七六	(−) 一二九	九七九	八六九	(+) 一一〇
衣類及附屬品	一,四八四	七四二	(+) 七四二	一,三〇六	一五五	(+) 一,一五一	一,五七八	一,四三四	(+) 一四四
紙類	一,〇三八	八一八	(+) 二二〇	一,九九七	五六二	(+) 一,四三五	一,八七五	六七二	(+) 一,二〇三
諸文具	三九八	三二六	(+) 七二	一八八	—	(+) 一八八	六七二	二三	(+) 六四九
書籍及雜誌	五〇五	一九八	(+) 三〇七	六八一	六八〇	(+) 一	五七九	四七六	(+) 一〇三
紙製品	三五二	一四二	(+) 二一〇	一,〇一九	一三六	(+) 八八三	八四五	一九七	(+) 六四八
鐵類	—	—	—	五六	四二四	(−) 三六八	五五	—	(+) 五五
其他金屬	一四	一二三	(−) 一〇八	二六〇	二九二	(−) 三二	三六,四二〇	—	(+) 三六,四二〇
鐵及鋼製品	九三六	三六三	(+) 五七三	一,一八一	二九五	(+) 八八六	八四七	—	(+) 八四七
其他金屬製品	七九九	二五三	(+) 五四六	九〇一	二九六	(+) 六〇五	八二二	一〇八	(+) 七一四
車輛及船舶	四,七九八	一二七	(+) 四,六七一	一,七八一	五二〇	(+) 一,二六一	一,二六二	一一二	(+) 一,一五〇
時計及同部分品	三〇	—	(+) 三〇	六五四	—	(+) 六五四	五一	一二五	(−) 七四
學術器及機械	一,〇〇〇	二〇	(+) 九八〇	八九七	一五九	(+) 七三八	一,七二三	七五	(+) 一,六四八
煙草	—	—	—	—	—	—	—	—	—
陶器及磁器	一二六	一二三	(+) 三	一一八	五	(+) 一一三	五六二	一九九	(+) 三六三
玻璃及同製品	一,三六一	三九四	(+) 九六七	四六〇	六七一	(−) 二一一	三三六	一八二	(+) 一五四
ランプ及同部分品	五二二	八一九	(−) 二九七	四〇二	一,一三七	(−) 七三五	一六六	二〇一	(−) 三五
叺及繩筵	四,五〇四	—	(+) 四,五〇四	一,四〇八	六	(+) 一,四〇二	三四六	三五三	(−) 七
疊表及花筵	五七四	六五二	(−) 七八	六六〇	二六八	(+) 三九二	一五八	四〇九	(−) 二五一
家具	四九〇	—	(+) 四九〇	六三三	八九	(+) 五四四	四一五	二六六	(+) 一四九
石鹸	二五	一二〇	(−) 九五	五八〇	五	(+) 五七五	一,八二八	五五	(+) 一,七七三
化粧品	二七三	二五	(+) 二四八	三四二	六九	(+) 二七三	四五八	一二三	(+) 三三五
柳行李及鞄	一五	一五	—	一八七	一八三	(+) 四	九八九	一四九	(+) 八四〇
傘類	九〇二	一,一一〇	(−) 二〇八	二四九	四八	(+) 二〇一	三〇八	一二五	(+) 一八三
其他雜品	五,〇九一	二,七四七	(+) 二,三四四	六,六八九	三,三二一	(+) 三,三六八	一二,九六九	二,九八三	(+) 九,九八六
合計	一二九,三八四	三五,一五〇	(+) 九四,二三四	一五五,一〇七	三六,四二三	(+) 一一八,六八四	六三九,五四七	三八,二〇五	(+) 六〇一,三四二

(三) 支那仕出内地向通過貨物品別兩年對照表

(單位圓)

品名	六月中 本年	六月中 前年	六月中 増減	七月中 本年	七月中 前年	七月中 増減	八月中 本年	八月中 前年	八月中 増減
柞蠶絲	四五,七〇〇	八,八五〇	(+) 三六,八五〇	四三,二一〇	三九,四五〇	(+) 三,七六〇	一〇,九九〇	三五,一〇〇	(−) 二四,一一〇

品名	六月中 本年	六月中 前年	六月中 増減	七月中 本年	七月中 前年	七月中 増減	八月中 本年	八月中 前年	八月中 増減
豆粕	一一,三五二	—	(+)一一,三五二	—	—	—	—	—	—
大豆	二二,一一二	—	(+)二二,一一二	一〇,五二〇	—	(+)一〇,五二〇	四,五〇〇	—	(+)四,五〇〇
小豆	一,三三〇	—	(+)一,三三〇	一,〇〇七	—	(+)一,〇〇七	—	—	—
引越荷物	四四三	三二四	(+)一一九	一,六〇四	四五八	(+)一,一四六	六九六	二九八	(+)三九八
雜品	六六五	五二五	(+)一四〇	五,〇五七	四八一	(+)四,五七六	一,九六五	一,二五五	(+)七一〇
合計	八〇,六〇二	九,六九九	(+)七〇,九〇三	六一,三九八	四〇,三八九	(+)二一,〇〇九	一八,一五一	三六,六五三	(−)一八,五〇二

第二　朝鮮滿洲間出入貨物の狀況

我輸出品の大宗たる米は支那に於ては無稅にして又我輸入品の大宗たる撫順炭は支那政府滿鐵社間の協約により正稅三分の二減免の既得權あり今回の減稅には與らす其の他の出入品に付ては減稅は賣價を低廉にし從て出入額を助長するの力あるは疑なき處なりと雖我出入取引上關係する對岸地域は多くは安東を主とし奉天以南に限られ其の以上に及ふは甚稀（但し粟は然らす）にして從て大連經由品を當港に羅致するの緣由に乏しきを以て當港出入對滿貿易の增進は寧ろ需給の自然的關係に俟つ所大なり今減稅實施後に於ける當港主要出入品の狀況を見るに左表の如くにして牛皮及紙は何れも殆と皆鐵路に依り輸出せらるるものなるか紙は增加したるも牛皮は却て減少し輸入品に在りては木材及板は增加せるも過半は水路輸送品の增加にして粟は前年に比し異常の增加なり元來本品は本年初春俄に多大の輸入を見たるものにして之を要するに當港出入對滿貿易は猶今後の狀況に徵するにあらすむは減稅影響如何を斷し難し

當港主要輸出入品價額對照表

品名	月次	單位	本年 數量	本年 價額	前年 數量	前年 價額
紙	六月	斤	七二,二八一	円 二七,五五八	三四,四九〇	円 一三,八一四
	七月	斤	五六,九〇三	二三,一四八	三二,五〇〇	一二,九九八
	八月	斤	二八,二〇九	九,五六五	三二,七二〇	一三,〇八八
牛皮	六月	斤	二一,〇〇三	七,九〇九	四七,〇五〇	一三,一四七
	七月	斤	一三,七九三	五,一〇九	三五,四三八	一〇,一二八
	八月	斤	一三,六九九	五,一五三	一六,八〇三	四,九四一
木材及板	六月	斤	—	三二,五〇七	—	二三,七四七
	七月	斤	—	二四,二五〇	—	二〇,三〇三
	八月	斤	—	二七,三〇八	—	二八,六八三
粟	六月	擔	二七,〇九六	一〇二,七六九	四八	一七二
	七月	擔	三九,二六三	一四九,六一一	一二八	四五一
	八月	擔	八,六六九	二九,八四八	五八二	二,〇四〇

（新義州稅關支署長報告）

○平壤税關出張所設備の大要

平壤税關出張所は明治四十二年八月一日の創設に係る之より先同四十一年四月一日を以て平壤保税貨物取扱所を設置し輸入貨物のみは平壤に於て通關免許を附與し來りしも廳舍倉庫の設備極めて不完全なると就務吏員の數少きに加へ輸出貨物は全然取扱を爲さゝりし爲年年偉大なる發展を爲す平壤貿易の趨勢には到底適應する能はさるに依り政府は地方商民の要望を容れ保税物貨取扱所を廢止すると同時に新に税關出張所を設け他開港同樣税關事務の全部を處理せしむることとせり税關出張所開設當時は適當なる廳舍倉庫なかりしを以て假に大同門外なる舊保税貨物取扱所の建物を襲用せしも構内狹隘にして出入貨物の一部分より收容する能はさるのみならす位置舊市街の一隅に偏し貨物の輸送上多大の失費を要し且鐵道と水運とは全然連絡を缺き運輸交通に關する支障頗る大にして産業の興隆を妨け貿易の發展を阻害する尠少にあらさるを以て政府は新に地を水陸交通の中心點たる新市街港町なる大同江岸にトし左記各項に説明するか如く水陸兩設備竝京義鐵道本線と大同江とを連絡すへき鐵道引込線を敷設することとし明治四十三年を以て工を起し本年九月全部の竣成を見たり而て税關廳舍は諸施設の大半成りたる同四十五年七月十一日を以て新構内に移轉し貿易界に多大の利便を與ふるに至れり

陸上設備

前記の如く當税關新構内は略市の中心に位置し市内何れよりするも交通便利なると直接大同江に臨み且鐵道本線との距離遠からさるを以て出入貨物の輸送に何等缺點を認めさる良好の地を占む今用地及地上諸建物を列記すれは左の如し

一　構内敷地

廳舍敷地は三百七十四坪八合八勺上屋倉庫用地六千二百〇五坪八合九勺此の合計六千五百八十坪七合七勺にして地盤の大部分は大同江堤防の背面に沿ひたる窪地なるを以て高平均八尺の埋立を行ひ堤防と併せて用地に充當したるものなり

二　鐵道引込線

引込線は平壤停車場と税關構内との連絡を取りたる本線同樣の廣軌軌條にして其の延長一哩十七鎖とす線路は停車場にて分岐南行し更に大同江岸に沿ひ北に走り税關構内に達す其の主線は單線なるも税關用地に入るに及ひて複線となり其の兩側に九十間つつのプラットホームを有す其の景狀は卷頭第一圖の如し

税關構内に於ける貨物列車發著時間は每日午前八時午後二時同四時の三回なるも是以外必要の都度臨時の運轉をなす驛税關間運轉に費す時間は八分にして運賃は引込料として一噸十錢の割を以て徵收せらる

三　江岸荷揚場

舊時に於ける當税關構内前面の大同江河床は一帶に遠淺にして其の江岸は砂濱を形成し貨物の積卸は不可能なりしを以て後に記す如く一面に於ては河床の浚渫を行ふと同時に其の掘鑿土砂を利用し江岸に沿ひ荷揚場を築造し以て船舶の出入貨物の積卸に便する事とせり而して當大同江は每年

七八月の雨期に際し少くも一回以上は量水標零點以上十五尺時としては二十七八尺の増水を見るも埋立地面の高を是等洪水位以上に定むる時は平時に於ける荷役に不便尠からさるを以て埋築地面は平時は最高潮に當り浸水せさる程度を標準とし零點以上十尺五寸乃至十一尺と定め起點を上屋倉庫構内沿岸に置き上流に向ひ延長三百間を埋築し且護岸石垣を築造せり其の埋築面積四千八百五十五坪にして明治四十五年六月工を起し本年九月竣成せり

荷揚場と廳舎及上屋倉庫構内とを連絡する爲緩傾斜幅八間の荷揚通路を築造せり此の面積八百三十五坪とす

荷揚場中廳舎前面の石垣には扛力五噸の鐵製手動起重機一基を据附たり

又上屋倉庫構内と荷揚場間の貨物輸送用に供するため荷揚場全面に亘り複線輕便軌條を敷設し之を各上屋倉庫まて延長し以て大同江水面と京義鐵道とを直接連絡せしむ此の總延長は九百三十三間とす

從來距離遠隔ならさる場所に於ける輕便軌條に據る貨物運搬は普通の脊肩體力を用ふる荷役に比し不便多く費用嵩み不利益なりと唱ふるもの少からす依て之か實否を判する爲當税關出張所に於ては前後數回に亘り兩荷役を實地に行はしめ比較試驗を爲せしに世説は全く誤りにて短距離輸送と雖軌條を用ふる方總ての點に於て便益多きこと判明せり

其の實驗の概要を擧くれは左の如し

實驗は江岸荷揚場より上屋まて百六十五間其の中間に五十間の坂路を含む場所に於て輕便貨車輸送と脊肩運搬との兩組に各同數の艀人夫竝に荷捌監督員等を配置し同一噸數の貨物に對し同時に陸揚を試ましめたるものにて其の成績は下記の如し

（イ）脊肩に據る荷役は多數の人夫入亂れて艀船と上屋間を往復出入し動作極めて不規律なるを以て多數の監督員を要するのみならす動もすれは受渡貨物に過不足を生し關係者一同奔命に勞るる狀態に在るも軌條輸送は一車每に積載箇數を點檢し之に數取棒を附し上屋内に送付するを以て其の間些の混雜なく受渡都て整頓して行はれ人夫監督等は何れも手隙を生し寧ろ無事に苦しむの狀を呈せるにも拘らす總陸揚數は一箇の間違もなく好成績を擧けたり故に本實驗に依り同一噸數の貨物を陸揚するには軌條運輸は脊肩運搬に比し人夫數を尙若干減少して可なること判明せり

（ロ）脊肩荷役に使用する人夫は體力極めて强大なるものにあらされは其の用を爲さすして普通の擔軍の如きは到底一日間の勞役に堪へさるを常とす然るに輕便車の運轉は坂路以外の場所に於ては劣等なる人夫一二人にて充分なるに依り勞役上兩者の難易に大なる相違あり

（ハ）從來の税關波止場人足は一種獨特のものに係るを以て之か供給者は平素專横を極め時に賃銀の値上を强要し或は同盟罷業を行ひ需用者を苦しむること少からす然るに輕便車用人夫は前記の如く普通のものにて可なるに依り隨時何れよりも傭入るるを得從て人夫の專横を防くと同時に將來賃錢率も幾分低下し得らるへき利益あり

（ニ）艀船より上屋内に至る貨物運搬時間は輕便車使用の方迅速に行はる今各種貨物に就き兩者使用時間を對照表示す

れは左の如し

品名	箇數	輕便車一臺押人夫	同上運轉時間	普通擔夫數	同上運送時間	前者の役者に比し運送時間の多少
	箇	人	分	人	分	分
マッチ	一〇	三	一四	三	一九・九	(−)五・九
參粉	四五	三	一四	三	二二・五	(−)八・五
陶器	一八	三	一四	三	一八	(−)四
清酒(大樽)	六	三	一四	三	一二	(+)二
清酒(小樽)	九	三	一四	三	一八	(−)四
サイダー	一五	三	一四	三	一五	(−)一
洋紙	三	三	一四	三	二四	(−)一〇
ビール	一五	三	一四	三	三〇	(−)一六

備考　所要時間は艀船上屋一往復に付て計算せしものなり

以上の如く各方面より觀察するも輕便貨車運搬の方有利なるを以て爾來當地仲仕組合は貨車のみを使用し只管其の利便を稱へ舊來の脊肩荷役は一切廢止するに至れり

前記各事項に關する實景は卷頭第二圖第三圖の如し

四　諸建物

廳舍は木造二階建一棟にして此の建坪三十一坪五合とす此の外上屋構內に貨物係事務室木造平家建十坪五合のもの一棟を有す

倉庫は引込線プラットホームに接し建造せる木造平家建十八坪一棟にして之を二戶前に分ち保稅倉庫と收容倉庫とに分割充當せり

上屋も亦プラットホームに沿ひ三棟ありて其の兩側の分木造平家建九十八坪一棟同上百坪のもの一棟は鐵道輸送貨物用として東側なる木造平家建此の建坪二百坪一棟は大同江水路運送貨物の藏置に充つ而して此の二百坪の分は最後の建築に係り特に考案を廻らし他の上屋と全然構造を異にして全部吹拔とし床は處處縱橫に石敷の車道を設け車道以外の部面はコンクリート叩きとし以て貨物積立場とせり

今本上屋の特色を擧れは(一)屋內自由に牛馬車を牽入れ得るを以て荷役に關する費用を節減し得(二)貨物積立場は車道石敷を以て數多の小區畫に分ちあるを以て貨物を各種類別に積立つるに便多し(三)各區畫の中間何れの所へも牛馬車を牽入れ得るに依り他の上屋に見る如く後方の貨物を取出す爲前方のものを亂雜に取崩す等の弊なし(四)各種の貨物小區分に積わるに依り檢査貨物の指定拔出しに非常に便利なり

大同江內施設

平壤より下流に於ける大同江の流域は到る所充分なる水深を有し鐵島錨地及兼二浦等には數千噸の巨船の出入に何等支障なく夫より上つて萬景岱附近迄は數百噸の船舶を溯江せしめ得へく尙溯行して平壤沿岸迄は吃水十數尺の小形汽船帆船の出入自由とす加之古來每年襲來する大洪水に際しても河床に何等の變化を及さす航路常に一定し又潮流の影響は平壤よりも遠く上流に及ひ干滿の差數尺に達するを以て之を利用する帆船の如きは鎭南浦平壤間四十一哩の航程を僅僅二潮又は三潮にて航行し得る等航運用の大河としては實に稀なる良好の河川たり然るに爰に一大缺點とも云ふへきは平壤市の南鐵道鐵橋の稍上流なる羊角島の上端に於て鳥灘の淺瀨と稱する一難所ありて遡望の滿潮時に於ては水深八九尺餘を保つも干潮の際は五、六寸乃至一二尺に減し場所に依りては河床露出し小廻船と雖通過する能はさるに依り偶小潮時に溯江し來りたる船舶の如きは現在目前に平壤市街を眺めつつ潮の下流に於

て時としては七八日間も假泊して次回の大潮を待たさる可らさる狀態にありて其の不便言語に絶し爲に貿易航運を阻害し市の繁榮に障害を及ほす實に尠少にあらす故を以て之か支障を排除し水都たる平壤市の面目を完ふせしめむとの議は古代よりの懸案に係り屢之か開鑿を試みたるも力足らす賫盡き遂に效果を生せす以て今日に及ひたる由にて現に夫等の顚末を序し後世其の遂行を期したしとの意を記せる鳥灘開鑿碑と題せる碑石今尙當江岸に存するを以て見るも該淺瀨掘鑿の擧たる平壤市に取り如何に重大問題たるかを知るに足らん玆に於て政府は前年本開鑿を斷行するの計畫を立て該淺瀨の中央に幅二十間の水道を設け平水面以下六尺に掘下け干潮時に於て吃水六尺以内滿潮時には十三四尺の船舶を自由に通行せしめ併せて其の上流なる曩記江岸荷揚場沖合一帶の遠淺を同上水位に浚渫し其の土砂を以て荷揚場の埋築をなすことゝし工費十二萬六千圓を計上し明治四十四年に工事を起し本年九月を以て豫定の通り工事全體の竣成を告けたり其の浚渫面積は二萬坪にして掘鑿土砂量は約九千九百四十五立方坪とす

今浚渫成功後に於ける船舶通航の狀況を調査するに豫定の吃水以内の帆船の如きは普通二潮にて鎭南浦より荷揚場に來著し舊時に比し航運時間に於て五、六日以上の短縮を見又吃水六尺以下のものは荷揚を了するや否や最干潮時と雖直に去るを得る等浚渫以前に比し其の利便霄壤も啻ならす加ふるに新荷揚場石垣の構造は殆と直立壁同樣にして各船舶は之に密接して維繫するも毫も危險なく且荷役用歩み板の如きは一間以内のものにて充分なるのみならす潮干滿の差は他の開港の如く甚しからさるに依り貨物の積卸敏速容易に行はる

工事の進行に伴ふ貿易額の增加

前記諸設備は起工以來工事の進行に連れ既成部分より順次公衆の利用を許せるを以て貿易界は起工當年より著著其の便益を享有するを得たり就中鐵道引込線の全通鳥灘淺瀨一部開通後の如きは商人の利便一層顯著なるものありて稅關構內と各商店との間の貨物運搬牛馬車賃は從前に比し一噸に付五六十錢餘の減額を來し又海路平壤大阪間の運輸日子は五六日以上の短縮を見たる等諸掛費の輕減と取引の敏活とは舊時に比し僅に一變革を生するに至れり故を以て商品の販路は年年擴張し需用者も亦安價の物品を購入し得るの結果となり從て輸移出入貿易額は逐年驚くへき發展增額を來し稅關出張所開設の前年卽明治四十一年に於ける元保稅貨物取扱所處理の分は僅に九十四萬六千五百七十七圓に過きさりしか翌四十二年には一躍百六十一萬一千九百八圓に進み四十三年は二百五十九萬一千四百九十五圓となり四十四年は二百八十五萬七千七百四十五圓に增し四十五年大正元年に至りては實に三百五十九萬七千八百六十六圓なる大增進を示せり又右の外當地方の名産たる金地金の輸移出額も年年累進し明治四十二年は八十二萬六千二百一圓なりしか其の次年卽四十三年は百八十四萬三千八百九圓に增加し四十四年は三百三十二萬五千九百五十五圓となり昨四十五年大正元年は三百五十九萬一千一百四十五圓を計上せり斯く年年偉大なる發展進歩を來せるは新政の施されたる前後一般産業貿易の勃興したるに因ると雖稅關設備の進捗も亦之か助成に預て大なる力あるは言を俟たさる所なり

○輸移出入品包裝に關する調査

五十七　鮮人向綿張洋傘(Cotton Umbrellas)

包裝の説明	摘要
包裝の形狀	長方形
包裝の强弱	稍强
外裝の方法	普通四分の三吋の木製箱にして其の兩端に鐵帶及木製棧を施し横部二箇所に三吋半の堅固なる木製棧を打付けたり
外裝の材料	松材にて作りたるもの多し
内裝の方法	一本宛綿布製袋に入れ六本宛を一括とし箱の内部に黄色紙を敷き詰め十五打卽ち三十括を箱内に納置し上部を紙にて覆ひ後ち蓋を釘付にせり
防濕の方法	黄色厚手の洋紙にて箱の内側を敷き詰め内容品全部を包み兩端内側には藁筵を塡充せり
内裝の材料	厚手の黄色洋紙及藁筵
總容積	長さ四十五吋幅二十二吋半高さ二十二吋總容積約十三立方呎
包裝と運搬及通關上便否	大なる不便なきものの如し
總重量	二百六斤
重量と運搬上の便否	一箇の貨物として重き種類に屬するも運搬上大なる不便なし
風袋の重量	四十八斤
正味の重量	百五十八斤
包裝内容品の箇數	十五打卽ち百八十本入
包裝と取引上の關係	日韓商人間には小賣を主とするか故に本品の包裝は大なる關係なし
拔荷の狀況	拔荷の虞なし
包裝の標記	表面に生產地名商標製造者店名等を記せり
船車運賃ノ標準呼稱	汽船は才、汽車は斤扱とす
貨物の主たる製產地及製造所	大阪林商店、大阪荒木商店
包裝に要する費用	一圓五十錢

五十八　黄燐マッチ(Phosphorus match)

包裝の説明	摘要
包裝の形狀	長さ三十吋高十一吋二分の一幅十五吋の長方形木製箱
包裝の强弱	强
外裝の種類	木製箱
外裝の方法	厚さ八分の五吋の板にて製したる釘付箱にして二箇合せとし横二箇所縱一箇所を中繩にて締む
外裝の材料	木板、釘、藁繩
内裝の方法	各十箇を紙にて包む
防濕の方法	黄色の包紙を以て内容品を包被すれとも尙其防濕の方法十分ならさる爲め往往收濕せるを見る
内裝の材料	包裝紙
總容積	六立方呎(30″×11½″×15″×2)
包裝と運搬及通關上の便否	過重ならす且つ内容品數量一定せるを以て便利なり
總重量	八十六斤
内容品數量	一箱内に小函二百打(二百四十包)を容る
内容品一箇の數量	一包小函十箇
取引單位	一箱を以て取引上の標準とす
船車運賃の標準呼稱	船積運賃は才を以て標準とす
貨物の主なる製產地	大阪

五十九　寫眞臺紙(Photo mount)

包裝の說明	摘要
包裝の形狀	長方形
包裝の强弱	强
外裝の種類	木箱
外裝の方法	箱は厚さ二分の一吋の板を以て作り釘は線釘を用ひ接合は芋繼にしてキ形に繩を掛けたり
外裝の材料	樅類似の木材及繩
內裝の方法	ボール紙製函の內部に包裝紙を敷き其中に間判は五十枚、大中判は二十五枚、中判は五十枚宛入れたるものを收めたり但し小判なれは百枚、四切判なれは二十五枚を納めたり
內裝の材料	紙函及包裝用紙
總容積	30″×18½″×19½″卽ち六・二六立方呎
包裝と運搬及通關上の便否	包裝堅牢なるを以て運搬上不便なしと云へとも數量一定ならさるを以て通關上不便なしとせす
總重量	百九十三斤
重量と運搬上の便否	過重ならさるを以て運搬上不便なし
風袋重量	四十三斤
正味重量	百五十斤
包裝內容品箇數	二千三百枚を一箱に收む(但し每箱一定せす)
包裝內容一箇の數量	間判(5″×4″)三百枚、大中(8″×6″)一千枚、中判(7″×5″)一千枚、但し箱に依り此の外小判(4¼″×3″)又は四切判(13″×10″)を收めたるものあり
拔荷の狀況	拔荷なし
包裝の標記	商標宛名等を記入せり
船車運賃の標準呼稱	汽船は才、汽車は斤
貨物の主なる製產地	大阪
包裝に要する費用	九十錢內外

六十　荷札(Paper tags)

包裝の說明	摘要
包裝の形狀	長方形
包裝の强弱	强
外裝の種類	木箱
外裝の方法	箱は厚さ四分の三吋板を以て造り釘は二吋の線釘を用ひキ形に繩を掛けたり
外裝の材料	樅板及繩
內裝の方法	箱の內部に古新聞紙を引き其中に荷札を古新聞紙に包みて排列せり又此內に別に荷札の數たけ細短なる針金を同紙に包みて收む
總容積	33½″×16½″×12″卽ち三・八四立方呎
總重量	八十七斤
重量と運搬上の便否	過重ならさるを以て運搬上不便なし
風袋重量	四十斤
正味重量	四十七斤
包裝內容品の箇數	一箱に六十二包を收め一包は五百枚入總數三萬一千枚なり針金も亦同數なり
包裝內容一箇の數量	一包五百枚及針金五百本
拔荷の狀況	拔荷なし
包裝の標記	貨主名、品名等を記せり
船車運賃の標準呼稱	汽船才、汽車斤扱
貨物の主たる製產地	大阪
包裝に要する費用	五十錢內外

雜錄

〇寺內總督の西鮮巡視　總督は客冬以降全羅南北道慶尙南北道を視察し今夏重ねて咸鏡南北道を巡視せられたるに依り今回更に關西海西地方を視察する爲十月一日午前七時四十分長春直行列車にて南大門驛を發車せられたり隨行員は明石警務總長立花駐箚軍參謀長小松外事局長佐藤一等軍醫正藤田副官藤波通譯官田中事務官村井憲兵大尉以下五名及新聞記者三名にして平壤よりは生田同旅團長及旅團副官乘車隨行したり川上平安北道長官大橋警務部長は總督一行を新安州に出迎へ安東縣居留民團長太田秀次郎氏は良策驛にて總督を出迎へ吉田安東縣領事の書簡を携へ新義州巡視の序を以て安東縣新市街を巡視あらんことを希望せり、午後五時總督一行は恙なく新義州に到著しそれより自動車四輛を列ねて午後六時義州に入り六時二十分道廳高等官以下文武官及地方有力者に接見し八時半より道長官官邸に晩餐會を開かれたり

十月二日總督は午前八時より平安北道廳、義州守備隊、憲兵隊本部、警務部等を巡視し統軍亭に登りて鴨綠江及對岸支那領を俯瞰し少時休憩の後公立小學校、公立普通學校、慈惠醫院、柞蠶株式會社、商品陳列場、義州憲兵分隊、郵便局を巡視し柞蠶工場に就ては特に注意して視察せられ奬勵の言葉あり午後は農工銀行農業學校種苗場を巡視し午後三時自動車にて義州を出發し四時新義州に到り直に鴨綠江岸に沿ふて營林廠製材工場、新義州稅關支署を巡視し鐵橋を渡りて安東縣領事館に到り吉田領事の案內にて公會堂に臨み安東縣に於ける日本側官民有志及錢採木公司總辦に面接し六時半新義州に歸還し夕七時半より新舊義州及安東縣官民の重なる人人二十餘名を招待して晩餐會を鐵道ホテル食堂に開き午後十時撤宴せり

十月三日午前七時臨時列車にて新義州を出發し沙里院に向ふ黃海道長官趙義聞同警務部長鹽澤憲兵中佐は總督一行を平壤に出迎し田中黃海道內務部長は黃州に出迎す沿道停車中宣川に於ては陰謀事件にて拘留せられ覆審法院にて無罪放免されたる李鳳朝を呼出して懇諭あり定州及平壤にては地方法院及支廳判檢事より情況報告書を提出せり沙里院に到著せしは午後一時にして直に鳳山郡廳を巡視し自動車にて載寧郡廳に到り執務情態を視察し午後五時十分海州邑に入り道廳前なる芙蓉堂にて一般官民に接見し午後七時より道廳會議堂にて重なる官民を招待し晩餐會を催さる

十月四日朝來風强く細雨到りしも正午前雨止み風力衰へたり午前八時より道廳、海州郡衙、監獄、慈惠醫院、守備隊、警察署、公立普通學校、公立小學校、憲兵分隊、憲兵隊本部、警務部、農業學校、種苗場、養蠶傳習所を巡視し正午道廳に於て一行會食の後農工銀行を巡視し焚字塔の古蹟を訪ひ地方法院、金融組合事務所を視察して南門に登り郵便局を巡視して一旦道廳に引返し道廳高等官を集めて一場の訓示ありたり黄海道は由來政府の威信下に徹底せす宗教の勢力此の間に樹植せられて政教混視の弊を生し之か爲に歳歳暴徒の擾亂あり故に能く注意して政府の命令を下民に周知せしむへしといふの意味なりき、午後四時海州を發して龍塘浦に出て税關汽船櫻井丸にて埠頭を發し午後七時延平島沖にて光濟丸に轉乘し仁川に向ふ

十月五日午前五時仁川港外月尾島沖に投錨したるか同七時檜垣京畿道長官藥師川同道警務部長久水仁川府尹持地土木局長阪出技師等光濟丸に出迎へ八時本船を離れて新式浚渫船江華丸の浚渫作業を視察し九時上陸して築港工事を巡視し其れより觀測所に至り轉して公立小學校内に開かれたる在鄕軍人會仁川分會の總會に臨場せられ正午前仁川府廳内にて一般官民に接見あり午餐後少憩して午後二時仁川發臨時汽車に搭乘し三時過南大門に歸還ありたり前後五日間に於ける巡視行程は鐵路五百餘哩海路八十餘哩自動車行約三十里なり

○政務總監の歸任　政務打合の爲東上中なりし山縣政務總監は十月十五日無事歸任せられたり

○湖南線鐵道開通式　十月一日より湖南線羅州松汀里間の運輸營業の開始を機とし鐵道局に於ては同日内外官民の重なる者を松汀里に招待し木浦松汀里間四十三哩九分の鐵道開通式を擧行せり、當日總督代理として河野武官臨場、大屋鐵道局長官式辭を述へ伊藤木浦出張所長の工事報告あり次て河野武官の總督告辭朗讀及工藤全羅南道長官の祝辭あり來賓二百五十名其他參觀人無慮一萬餘人にして同地空前の盛況を極めたり

鐵道局長官式辭

本日茲に官民各位の來會を辱ふし黄稻粲として沃野を飾るの好季節に於て湖南線の一部木浦松汀里間線路開通の式を擧行するを得たるは本官の深く光榮とする所なり抑も自然の盛寵に浴すること深き湖南の產業は新政以來頻りに惠澤を加へられ愈興隆振作して將に刮目の境に達せんとす

此の時に方り我鐵路は去る明治四十四年以來施工布設の計を定め日夜當面の作業に腐心し成るに從て順次運轉營業を開始し以て聊か其の發達に資し成果を擧くることの尙一日も速ならんことを期せり

夫れ恁の如きは我總督閣下深慮の結果に出つるものにして今や全羅の南北を通し其の大部分を完成し現在に於ては蘆嶺の工區を剩すこととなれるも而も之れか竣工愈近きにあらんと

す於是乎湖南の交通界は將に玆に一新紀元を劃すると同時に政治上將た經濟上更に新たなる生面を開くの時期に際會せるものと謂ふへきなり

小官乏しきを之れか任に承け北部方面に於ては曩に大田井邑間八十二哩弱を開通營業し南部方面に於ては本年五月を以て木浦鶴橋間を通し同しく七月を以て鶴橋羅州間の營業を開始す而して又玆に本日を以て羅州松汀里間の營業を開始することを得たり此哩數實に四十四哩弱とす

惟ふに本線の完全なる效果は素より全部開通の後に期せさるを得さるも本區間には全南著名の沃野と悠久無限の富を藏する南海及其の諸島嶼を控ふるあり是等方面の經濟的發展に資すること蓋し尠少ならさるものあらん

工事の功程は之れか施行の任に當る木浦出張所長をして報告せしむへし

終に蒞み從來工事施行上官民各位の寄與せられたる多大の好意に對し深く謝意を表す

伊藤鐵道局木浦出張所長

湖南線木浦松汀里間線路建設工事報告

本區間の線路は全羅南道木浦府木浦に起り鶴橋を經羅州郡に入り榮山浦の對岸を過き羅州より左折し光州郡松汀里に到るものにして概ね榮山江流域を通過するを以て特に難工事と稱すへきもの少く唯夢灘附近に於て三箇所九津浦に於て一箇所の小隧道を穿ちたると松汀里附近黄龍江に一千有餘呎の橋梁を架したるとを以て稍著しきものなりとす

本線路は總延長四十三哩九分最小半徑二十鎖最急勾配七十五分の一なるも速成の方針に依り隧道及少數の橋梁、溝橋を除くの外工作物は總て假構造となし假線の一部には最小半徑十五鎖最急勾配六十分の一を用ゐたる箇所あり

本區間は明治四十四年三月より測量に著手し木浦羅州間は同年六月羅州松汀里間は同年十月之を完了し引續き用地の買收を行ひたる後全區間を四工區に分ちて工事を進め幸にして水害其の他の障碍に遭遇することなく木浦鶴橋間二十一哩九分は本年五月十五日鶴橋羅州間十三哩三分は同七月一日既に營業を開始し更に本日を以て羅州松汀里間八哩七分の開通を見るに至れり

本區間に於ける用地其の他各種工事の大要を擧くれは買收用地八十二萬七千七百五十四坪國有引繼地二十六萬五千四百五十九坪合計百九萬三千二百十三坪土工三十九萬五千九十立坪橋梁四十四箇所此の延長三千二百四呎、溝橋六十六箇所隧道四箇所此の延長一千六百八十六呎、軌道敷設四十九哩五分電信電話線延長九十里八分停車場九箇所此の建物合計八百七十九坪九合五勺官舍其の他建物合計二千六百七十七坪にして建設工費の支出額は監督費及他線の不用品を使用したるレール、鐵桁代を除き合計約二百二十一萬五百圓今後改築に要す

る見込額百十六萬八千七百圓を合し總計約三百三十七萬九千二百圓なりとす

總督告辭

湖南鐵道の一部木浦松汀里間の工事竣功を告け玆に本日を以て開通式を擧行するに至れるは本總督の滿足する所なり

惟ふに湖南の野は實に半島の天府にして人文產業の開發を要すること甚た切なり故を以て曩に鐵道急設の計を樹てて工程を進めしめ今や未成區間は纔に蘆嶺の嶮數里を剩すに過きす全通の期將に近からむとす本區間は固より其の一小部分なりと雖其の經過する所全南の要樞に當れり若し之か利用を怠らすむは地方交通の狀態を一新し殖產興業の振作刮目して見るへきものあらむ

斯の如きは獨り沿道各地の福祉のみに止まらす洵に邦家の慶事たらすむはあらす宜しく官民一致協力して此の鐵道に賴り以て地方の開發を企圖すへし

工藤全羅南道長官祝辭

湖南線鐵道工事著著進捗を告け曩に木浦羅州間の開通あり今玆に羅州松汀里間の開通を見而して全線開通の期も亦將に近きに在らんとす

惟ふに人文の發達殖產の振興は先つ之を運輸交通機關の完備に俟たさるへからす由來本道の地たる氣候溫和にして地味亦肥沃前面多島海に臨み所謂半島の寶庫を以て目せらる海に陸に遺利の埋沒せるもの又少しとせす今や交通の便日に開け運輸の設備正に成る官民一致奮勵努力能く之を利用し以て開發經營に遺算なからんか人文に殖產に將來の大成期すへきなり

謹て祝す

○第十回上水協議會概況　本府に於て開催したる第十回上水協議會は十月六日より景福宮勤政殿に於て開會八日豫定の議事を終了し九日より十四日に亙り京城市內各所の視察及纛島水源地、仁川水道、鷺梁津水源地、仁川松林山配水池、仁川築港、平壤水道水源地、同乙密臺配水池及平壤鑛業所等の視察を了り歸途開城司稅局出張所を參觀して解散せり今回來會の各所は東京市、京都市、横濱市、長崎市、佐世保市、新潟市、岡山市、廣島市、門司市、小倉市、臺灣總督府、關東都督府、南滿洲鐵道株式會社、釜山居留民團、木浦居留民團及本府の十六箇所にして事故の爲に不參の箇所は大阪市、函館市、秋田市、神戶市、下關市、青森市、吳市、堺市、名古屋市、小樽市、甲府市、仙臺市、高崎市、長崎市、宇都宮市、德島市、高知市、富山市、福山町、玉島町の二十箇所外に今回より新加盟の福岡市熱海町を加へて計二十二箇所なり而して本協議會に提出されたる諸問題は宿題十七題前回の研究題にして今回報告の分六題前回に於て委員附託の分六題新問題三十八題新報告十八題合計八十九題なり因に該會出席者を擧くれは左の如し

東京市	東京市常務員	松崎權四郎
同	同技師醫學博士	遠山椿吉
同	同事務員	永森哲二
京都市	水道事務所主事	福田峯造
同	同技師	塚本一郎
横濱市	水道局總務課長	戸井重平
同	横濱市十全病院藥局長水道水質試驗主任	齋藤繁朗
長崎市	水道課長	堀見章
同	技師	中島四方三郎
同	技師	中山貞次郎
佐世保市	主事第三課長	足立正人
同	技手	小島米助
新潟市	市長	吉田眞次郎
同	技師	清水新吉
同	市參事會員	櫻井市作
岡山市	助役	中山寬
同	技師	太田歸一郎
同	技師	片平周三郎
同	書記	尾崎文吉
廣島市	水道課長	横山亮一
同	技手	山本太郎
同	技師補	橋本安吉
門司市	水道課長書記	田中敬二
同	上水檢査所主任技手	大原喜代太
小倉市	助役	吉加江貢芳
同	書記	旗生武憲
臺灣總督府	技師	濱野彌四郎
同	研究所技師醫學博士	堀內次雄
關東都督府	技師	倉塚眞夫
同	技師	村田昇清

南滿洲鐵道株式會社	藥學博士	慶松勝左衛門
釜山居留民團	水道課長書記	稻田大吉
同	技手	多賀誠吉
木浦居留民團	民長	高根信禮
同	技手	原綱之輔
朝鮮總督府	鐵道局技手	永屋昌雄
同	平安南道技手	大越丑二郎
同	京畿道囑託	佐治修三
同	技手	秋田金治
同	技手	樋下田謙治郎
同	技手	松田耕作
同	書記	佐治爲敬
同	警務總監部衞生課長	中野有光
同	事務囑託	山根正次
同	警察醫務囑託	島崎龍一
同	技師	瀬川平造
同	技師	高野親雄
同	技師	兒島高里
同	土木局工務課長	坂出鳴海
同	調理課長	岡今朝雄
同	技師	鈴木坂鐵
同	地方局事務官	今村武志

〇京元線鐵道一部開通　大正二年十月二十一日より京元線の內龍池院高山間鐵道運輸營業を開始す新設停車場及哩程左の如し

停車場名	哩程
龍池院(既設停車場)	
高山	龍池院高山間四哩

○近著歐文雜誌論文要目

（一）　英文雜誌

一　國民評論(The Nationa Review)(倫敦月刊)　九月號

- A　軍備と政策　陸軍大佐エロール伯
- B　東阿弗利加の興隆　ヂローヂ・ロイド
- C　關稅改革と最低賃率の限定　一統一黨員

二　同　上　十月號

- A　統一派の位置　ブローク卿
- B　世界政策＝獨逸と英國　ウオッチユマン
- C　林伯の機密發表(日英同盟に關する)　時事月評中の一節

三　隔週評論(The Fortinghtly)(倫敦月刊)　十月號

- A　死後の生活(二)　モーリス・メーテルリンク
- B　「キッチエナー」卿の埃及　シドニー・ロー
- C　墨西哥の危機　パーシー・エフ・マーチン
- D　英國に於ける勞働交換　エーチ・ダブルユー・ストーン
- E　葡牙利と羅馬尼亞　キヤプテン・シー・バッチン
- F　英國土地制度の進化　ゼー・エー・マリオット
- G　土地制度と次期總選擧(英國)　一自由統一派員
- H　國營保險制度と勞働の不安　チオザ・マニー

四　時事評論(The Contemporary Review)(倫敦月刊)　十月號

- A　印度に於ける文官勤務　サー・ヘンリ・コッツン
- B　社界的新實驗　ゼー・ホワード・ホワイトハウス

五　評論の評論(The Review of Reviews)(倫敦月刊)　九月號

- A　平和殿　社　論
- B　人物管見＝故獨逸社界民主黨首領「オーガスト・ベベル」＝其の他　同　上
- C　萬國友交協會　ダブルユー・チー・ステッド
- D　婦人被選擧權＝「フォーセット」夫人の「ロイド・ヂョーヂ」氏に對する答辯書

六　銀行雜誌(The Bankers' Magazine)(倫敦月刊)　十月號

- A　米國銀行制度の改革　社　論
- B　日本の財政上及經濟上の位置　社　論

七　教育雜誌(The Journal of Education)

- A　師範學校と起原　ダヴイッド・オーコンノル・オーコンノル
- B　「ロバート・オーウエン」と其の教育事業　ダヴイッド・ビーアソン
- C　英國文學と「ケムブリッヂ」　シドニー・ウオルトン
- D　英國民の實業教育　ゼームス・ベーカー

八　同　上　十月號

- A　人物教練の力としての實生活　ゼロールダイン・イー・ホッジユソン
- B　歷史教授ト國際的平和　ヘレン・ノーデンハウス及ヘレン・エム・マデレー
- C　人格表現主義の學校　ヒルダ・ウイルソン

九　銀行雜誌(The Bankers' Magazine)(紐育月刊)　九月號

- A　貨幣法改革の盲動　社　論
- B　銀行業と商法　同　上
- C　農業者の補助　同　上
- D　近代的財政機關と其の設備　同　上

十　政治學季刊雜誌(The Poritical Science Quarterly)(紐育季刊)　九月發行

- A　關稅賦課の規準　エフ・ゼー・グッドノー
- B　米國に於ける革命的勞働組合主義　ルイス・レヴアイン
- C　獨逸の理想派　ダブルユー・エー・ダンニング

十一　季刊亞細亞評論(The Asiatic Quarterly Review)(倫敦季刊)　十月號

- A　巴爾幹問題
  - (1)　土耳其敗軍の原因　マーダリ
  - (2)　小亞細亞に於ける土耳其民權の將來　故アーミニアス・ヴアムベリー教授遺稿
  - (3)　巴爾幹最近混亂の顯著なる結果　チエドー・ミヤトウイチユ
  - (4)　土耳其近時の事變と印度回敎徒　シヤー・モハマッド・ナイマツラー
  - (5)　土耳其と英國との妥協　アーサー・フイールド
- B　支那共和國　イー・エーチ・パーカー
- C　印度に於ける特惠(關稅上の)　ゼー・ビー・ペニントン
- D　印度と英帝國の特惠(關稅上の)　ヂー・エルドン・マニスチー

E 印度に於ける英國人　通信

F 印度に於ける英國人の治績　メヘルバン・ナラヤンラオ・ババサヒブ

G 印度の建築術

十二 「エコノミスト」(The Economists)(倫敦週刊)　八月三十日發行

A 墨西哥と米國大統領の教書　社論

B 世界の收穫　同上

C 土耳其の國債と巴爾幹諸國　同上

D 軍器の秘密＝日本の註文に係る機密的新意匠の水雷　同上

E 伯剌西爾と北米合衆國　同上

F 一九一二―一三年の印度棉花の收穫　同上

G 米國の金融及貨幣政策　通信

十三 同上　九月六日發行

A 日本の財政　社論

B 勞働組合大會　同上

C 米國の棉花收穫　同上

D 「バグダッド」鐵道　同上

十四 同上　九月十三日發行

A 保險と內亂　社論

B 印度貨幣と財政　同上

C 海外投資の危險　同上

D 一九一二年に於ける露國の貿易と收穫　同上

E 日本と支那との軋轢　同上

F 米國の關稅率　同上

十五 同上　九月二十日發行

A 瑞典の富源と開發　社論

B 伊太利の財政　同上

C 獨・佛・墺匈・日本　通信

十六 「アウトルック」(The Outlook)(紐育週刊)　九月二十七日發行

A 加那陀の一都市の委員(コムミション)政治　社論

B 食料品の騰貴　同上

C 土耳其の「アドリヤノープル」保留　同上

D 國會僞造　同上

E 眞正ノ宣敎師＝「グリーン」博士(過般日本にて物故せる)　同上

F 子女扶養の義務ある寡婦に對する國家の補助　同上

G 合衆國南部に於ける社界的進步　同上

H 佛國里昂に於ける萬國都市博覽會(都市經營及生活發展の狀況を示すもの)　同上

I 種族自滅の獎勵金　シオドーア・ルーズヴエルト

J 東京市中觸目　エーチ・ダブルユー・メービー

K 比律賓總督の勵精　オー・ガーフイールド・ジエンス

L 紐育州知事　シオドーア・ルーズヴエルト

十七 同上　十月四日發行

A 支那の政黨　社論

B 日本と支那　同上

C 狂犬病菌の發見　同上

(二) 獨文雜誌

一 「ダス・エッホー」(Das Echo)(伯林週刊)　九月十一日發行

A 物品請求權の消滅時效に關する各國の實例
(英國・蘇國・佛國・希國)

B 「ナイル」河の水力利用

C 獨逸に關する外國の判斷
(獨國に關する外國の惡聲を鎭壓する爲め政府補助の下に一大通信機關を作らむとする企圖の反對論)

D 論爭多き萬國博覽會
(北米桑港博覽會の加入に關し議論多し英國其の他は各理由あるへし我獨逸國は之に參加するを利とするの趣旨を論す)

E 佛國の外國人傭兵制度に對する防禦策
(佛國の外國人傭兵制度は奴隸賣買婦人賣買と比すへき不法制度なり獨逸人は其の五割以上を占む實に國辱なり之を防く方法如何)

F　伊國ミ佛國

（地中海の競爭者にして三國同盟あるか爲佛國は其の壓迫に堪へす）

G　墺國の內政外交

（巴爾幹半島事件の善後策ミ其の態度及ボヘミヤガリシヤの紛擾に對する善後策）

H　國際德義

（加那陀「モントリール」市に於て開催せられたる合衆國及加那陀の法學者大會席上に於ける英國內大臣ハルデン子爵演述の要領英佛・露佛・獨墺の現狀關係を標準とする趣旨なり）

I　一大欺瞞

（「カーネギー」の平和殿寄附四千萬弗は北米「トラスト」の利益の爲なり）

J　北米合衆國の中部亞米利加經營策

（羅典人種の中部諸國は北米ミ親和難し北米の中部經營難い哉）

K　日本の移民政策

（太平洋の沿海白人種諸國は北米加那陀、濠洲を始とし一齊に日本人排斥の擧に出つ已に國際問題にあらすして人種問題たり日本人か憤慨する丈け益其の度を高む唯僅に「ブラジル」移民あるのみ結局日本人は出世間的陰遁的に安するの外なきか）

L　小亞細亞に於ける獨逸の文明事業

二　同　　上　　　　九月十八日發行

A　物品請求權利の消滅時效に關する規定

（諸外國の實例—獨逸商業關係の利害）

B　「エーナー」市民主黨大會

（首領「ベーベル」死後黨の覺悟及增兵費一時課金に對する態度）

C　獨國希國の親和佛國の人心

（兩國皇帝の歡會は巴里人心を刺戟したること甚しく佛國人は地中海に於ける勢力の消長に付き甚しく悲觀せり）

D　伊國の獨墺關係

（伊國は獨逸の强大を認め且つ國境隔絕して事故の發生少きを以て終始變することなきも墺國とは國境を接するか爲事故の發生多く動もすれは相反目するの機會を生ずることなきにあらざるも中央政府互に同盟を確守す）

E　佛國の外國人傭兵制度を論す

（傭兵制度は奈翁一世の遺物にして佛國之を以て外國占領の用に供する不法制度なり之を撤廢せしむる方策如何）

F　佛伊の背反

（地中海の勢爭は兎に角兩國外交部面に於て常に面到なる事故の絕へざるは北亞弗利加に於ける領土なり）

G　英國の殖民地艦隊

（從來英國の全世界領土の海上防備は悉く本國人に於て之を負擔せしも一八八七年濠洲か其の一少部分を分擔したるより漸漸他に及ほし昨年に於ては各殖民地公平に海軍費を分擔することゝなれり）

H　葡牙利の將來

（葡牙利土耳古の同盟か）

I　「バクダッド」鐵道

（獨逸の競爭）

J　獨逸ミ「チグリス」航路

（「バグダッド」鐵道ミ關聯せる有望の航路權なり）

K　支那ミ日本

（南京事件に關し日本の態度を論し日本の支那に對する野心は年來勃勃たり恰も露國は蒙古に、米國は墨西哥に有力なる防害者か他に牽制せられあるを機とし今回亦た支那分割か又は他に得る處あらむとせしも獨政府か案外軟弱なりし爲果すを得ざりきと云云）

三　日獨郵報　（橫濱週刊）　　　十月四日發行

A　支那の現狀

（南京張勳謝罪の手續を逃へ一段落付きたるも自餘の要求尙實行されず日本の兵未た南京より撤退せざるも支那政府反抗の力なし日本も兵力を用ゆるに至らすして止まむ只た長江一帶の事は日本の自由行動を許さずと英國より警告したりと云へは日英關係多少の困難あるを免るへからざる理由を論す）

B　日本ミ北米

（加州問題は日本の視察員三名か歸國以後鎭靜したる觀あるも未た解決したるにあらす要するに是等の事件は將來日米間に起るへき大問題の豫報に過きす大問題とは東西の覇者たる日本と太平洋の制海者たる米國とか近き將來に於て一大競爭を爲すことなり云云又歸化權要求を云爲するは愚の極なり一等國たるまでに隆興したる日本の臣民は他國に歸化を希望するまてに非愛國者に非さることは世の認む所なり外形の歸化に止り精神上に歸化せさる日本人を容るるまて寬大なる米國人にあらす）

C　日本の教育制度の改革（學校と宗教）

四　同　上　十月十一日發行

A　獨逸の外國通信事業

（獨逸の通信か最も不完全なるは東亞なり僅に日獨郵報東亞ロイド及ウォルフ通信あるのみ東亞の事を獨逸に、獨逸の事を東亞に紹介すること遺憾多し到底英國の夫に匹敵すへくもあらす特に獨逸政府の盡力を希望す且つ本國に於ける通信業者は一大團結以て之に當るを要す云云）

B　破壞的祕密結社

（露國日本の皇室を倒し英人を印度香港より佛人を安南東京より蘭人を東印度諸島より米人を比島より獨人を膠州灣より放逐し以て亞細亞大共和國を建設せむとする結社なり固より齊東野人の夢想に過きさるも之に米國人の參加する者ありと云ふに至りては驚くの外なし云云）

C　獨逸の巴奈馬博覽會加入

（政府か公然加入せさる爲め米國人の運動盛なり加入の利害に關する論なり）

D　外國に於ける獨逸人の保險契約

（外國に於ける保險契約は其の國と獨逸との間に一朝開戰の場合總て無效實に危險極れり國際平和會議に於て救濟の方法を講せさるへからす）

五　東亞「ロイド」（Der Ostasiatische L'loyd）（上海週刊）　十月三日發行

A　獨逸は支那に於て岐路に迷ふ

（五國借款團成立解散の顚末理由各國の支那に於ける經濟關係の現狀を論述し獨逸は今支那に於て經濟事業を分擔することを希望せす又分擔することも能はさる境遇に在りと雖進取か退嬰か其の一を取らさる可らす）

R　林伯爵の日英同盟顚末日記

（獨逸中傷日獨離間を目的として發表したるもの信するに足らす云云）

C　廣東省の不穩

（徹頭徹尾北部と和せさる理由あり人心恟恟近き將來變なきを保し難し）

（三）　佛文雜誌

一　「外交及殖民雜誌」（Questions diplomatiques et Coloniales）（巴里發行）　八月一日發行

A　勃牙利の悲劇　トマソン小佐

B　亞非利加「ツーアレー」の平和　ラペリーヌ將軍

C　對波蘭露國政策、其の市町村制度　タデー・ジヤンコースキー

D　摩洛哥の軍事的行動　アルマツト

二　同　上　八月十六日發行

A　「ビカレスト」の平和　トマソン少佐

B　在獨逸外國人　ルネー・ル・コント

C　支那軍隊に就て　マルタン・サン・レチン

D　「バルカン」半島の變遷と「サロニツク」港　イ・エム・ゴプレー

E　摩洛哥に於ける軍事的行動　アルマツト

三　同　上　九月一日發行

A　東方諸國分亂と歐羅巴の外交政策　トマソン少佐

B　「バルカン」の劇遷と在墺「スラーブ」人　アルベール・ツーゼード

C　埃及と「フエダン」に關する法律　アンドレー・ヂユボツク

D　「バグダツト」鐵道の現況　デー・カチール

E　印度支那の防備　ア・デー

四　同　上　九月十六日發行

A　改造せられたる希臘國に就て　イ・エム・ゴプレー

B　佛國殖民地防備に對する觀察　エム・ヴエー

C　阿片と殖民地一士官の記錄　ヅホン大佐

D　摩洛哥に於ける軍事上の狀態　アルマツト

辭令

自九月十五日至十月十六日

九月十五日

任朝鮮總督府府書記　朝鮮總督府郡書記　戸田　正
給五級俸

九月二十五日

任朝鮮總督府道書記　朝鮮總督府郡書記　石田　鶴藏
給六級俸

九月三十日

依願免本官　朝鮮公立小學校訓導　甲斐田イヨ
依願免本官　京城公立高等女學校教諭　須田　明三

十月六日

依願免本官　朝鮮總督府判事　奇　東衎

十月七日

任朝鮮公立小學校訓導　茨城縣結城郡大形尋常小學校訓導兼校長　川田　和平
給十級俸
任朝鮮公立小學校訓導　仙臺市荒町尋常小學校訓導　大友　喜幸
給九級俸

十月八日

任朝鮮總督府稅關監吏　青木　卅吉
給月俸二十三圓
依願免本官竝兼官　清州公立農業學校教諭兼清州公立農業學校書記　貴島　巖
任朝鮮總督府稅關監定官補、給九級俸　池龜　正生
　陸軍憲兵軍曹勳八等　原口　平作
　陸軍憲兵軍曹　横田　專助
(各通)
任朝鮮總督府警部

十月九日

依願免本官　朝鮮總督府道書記　今井延太郎
任朝鮮總督府醫院書記、給四級俸　都筑　能悌
任朝鮮總督府技手、給十級俸　水上　登三
任朝鮮總督府郡書記　朝鮮總督府道書記　松岡小三郎
給六級俸

任朝鮮總督府道書記　朝鮮總督府郡書記　上田　長吉
給八級俸
依願免本官　休職朝鮮總督府檢事　佐藤　金助
兼任朝鮮總督府參事官　朝鮮總督府書記官正六位　大塚常三郎
敍高等官四等
任朝鮮總督府判事　判事正七位　松尾　孝憲
敍高等官六等

十月十日

任朝鮮總督府遞信書記、給六級俸　朝鮮總督府航路標識看守兼朝鮮總督府遞信書記補　大河原保藏
　朝鮮總督府航路標識看守兼朝鮮總督府遞信書記補　木下　規
(各通)
任朝鮮總督府遞信書記、給八級俸　朝鮮總督府航路標識看守兼朝鮮總督府遞信書記補　澤入　愛助
　朝鮮總督府遞信書記補　板橋　紫好
　朝鮮總督府遞信書記補　猪俣　清三
(各通)
依願免本官　朝鮮總督府公立普通學校副訓導　許　均

十月十一日

任清州公立農業學校教諭　川西　信藏
給七級俸
任清州公立農業學校教諭兼清州公立農業學校書記　清州公立農業學校教諭　川西　信藏
給九級俸
任朝鮮公立普通學校副訓導、給月俸十二圓　李　龍在
　朝鮮總督府府書記　林田茂七郎
　朝鮮總督府道技手　劉　永熙
(各通)
依願免本官
任朝鮮總督府遞信書記補、給月俸十九圓　古賀義太郎
　佐藤　英
(各通)
　松本已之助
任朝鮮總督府郵便所長、給十級手當

任朝鮮總督府遞信技師　朝鮮總督府遞信技手勳六等　國友　信
敍高等官七等

十月十三日

任朝鮮總督府道慈惠醫院醫員、給六級俸　小川　寧二
　朝鮮總督府鐵道局書記　田中武四郎
　朝鮮總督府稅關監吏　佐柳　熊市
　朝鮮公立普通學校副訓導　金　應弼
(各通)
依願免本官　朝鮮總督府檢事　安住時太郎
依願免本官

十月十四日

依願免本官　朝鮮總督府監獄技手　横山　武
　陸軍憲兵曹長勳八等　大塚周太郎
　陸軍憲兵軍曹勳八等　西澤茂市郎
(各通)
任朝鮮總督府警部　朝鮮總督府臨時土地調査局書記　具　翊書
(各通)　朝鮮總督府臨時土地調査局技手　金　明欽
依願免本官

十月十五日

任朝鮮總督府道慈惠醫院助手、給七級俸　李　膺五
任朝鮮總督府稅關監吏、給月俸十四圓　山本　彥
依願免本官　朝鮮總督府臨時土地調査局書記補　齋藤　逸司

十月十六日

任朝鮮公立普通學校副訓導、給八級俸　金　明淑
　朝鮮公立普通學校副訓導　崔　炳奎
兼任朝鮮公立簡易實業學校副訓導
　朝鮮總督府道技手　小林安三郎
　朝鮮總督府郡書記　高橋虎一郎
　朝鮮總督府郡書記　井上　茂和
　朝鮮總督府臨時土地調査局書記　洪　理燮
　朝鮮總督府臨時土地調査局書記　秋　敎錄
　朝鮮總督府臨時土地調査局技手　平松　千七
　朝鮮總督府臨時土地調査局技手　柳谷　正因
(各通)
依願免本官
任朝鮮總督府郵便所長、給十一級手當　勳七等　古屋　貞幹
依願免本官　朝鮮總督府郵便所長　浦田　仁吉

○列國貿易額對照

各國外國貿易の大勢一斑

既往三年間の一月より六月に至る六箇月間の世界各國に於ける外國貿易の趨勢は別表の示す如く其總額に於ては我內地及朝鮮を始め其他各國共に逐年增加を示し其中顯著なるは本年に於ては內地(一割九分)を第一とし西班牙(一割七分)、英領南亞(一割五分)之に亞き朝鮮(一割四分)は其第四位に相當す昨年度に於ては米國(一割六分)を最とし內地(一割五分)第二位を占め伯剌西爾、墺匈國(各一割四分)、獨乙(一割二分)之に亞き朝鮮(一割一分)は第五位に當れり

又總額に於て減少したるは僅かに數箇國にして臺灣(昨年は一割、本年は四分)及昨年度に於て露國(一割一分)なるのみ本年に入りては埃及、墺匈國及白耳義の三國あるも何れも四分以下にあり結局貿易の總額に就て概論する時は各國共に增進の大勢を示すものと稱し得へし

輸入貿易

各國輸入貿易の大勢も亦概して著しき增加にして本年に於て減少したるは僅かに墺匈國(八分)及米國(七分)の二國、昨年に於ては臺灣(二割二分)外埃及、露、佛、伊及西班牙の四國ありと雖其割合は九分乃至二分の少額に過きす之に反し輸入增加は各國共に著しきものあり其重なるものを擧くれは左の如し

大正二年 國名	百分比例	四十五年 國名	百分比例
西班牙	三二・三	朝鮮	一九・四
英領印度	二二・五	墺匈國	一七・八
朝鮮	一八・五	米國	一七・六
伯剌西爾	一六・二	獨乙	一三・四
內地	一五・七	內地	一三・一
臺灣	一三・六	伯剌西爾	九・九

輸入貿易に於て二年間引續き增加を示したるものの內著しきものの百分比例を擧くれは左の如し

國名	大正二年	四十五年
英領印度	二二・五	九・四
朝鮮	一八・五	一九・四
伯剌西爾	一六・二	九・九
內地	一五・七	一三・一
英本國	八・〇	六・〇

輸出貿易

各國輸出貿易の趨勢を觀るに前項輸入貿易と正反對の現象を呈するものあり卽ち輸入に於て本年減少を示したるは米、墺

匃の二國なりしに輸出に於ては臺灣(二割八分)、埃及(一割三分)及白耳義、伯剌西爾(各五分)及露國(三分)の五國減少を示し亦昨年度に於ては輸入の減少は臺灣外埃及等の五國なりしに輸出に於ては露(一割四分)及朝鮮(約一割)の二に過きす而して朝鮮の輸出減少は主として前年度に見たる切斷葉錢の輸出なかりしに因るものにして若し之を除外するときは前年度に比して其增加を示すを知るへし

輸出增加の著しきものを擧くれは左の如し

大正二年

國名	百分比例
英領南亞	三一・三
內地	二四・〇
獨乙	一八・三
英本國	一四・一

四十五年

國名	百分比例
伯剌西爾	一九・〇
米國	一四・〇
臺灣	一三・一
英領南亞	一二・六
內地	一二・〇
埃及	一〇・八

輸出貿易に於て二年間引續き增加の著しき國を擧くれは左表に示すか如くにして就中內地か昨年度に於て一割二分なりしに本年は其二倍乃至二割四分の增加を示し亦朝鮮も本年に入り其增加を見たるは大に喜ふへき現象と稱し得へし

國名	大正二年	四十五年
英領南亞	三一・三	一二・六
內地	二四・〇	一二・〇
獨乙	一八・三	九・三
英本國	一四・一	〇・七
朝鮮	二・五	

列國外國貿易價額對照 (自一月至六月)

國名	輸	大正二年 千円	四十五年 大正元年 千円	四十四年 千円	增減額 大正二年 千円	增減額 四十五年 千円	增減千分比例 大正二年	增減千分比例 四十五年
日本	入	四〇四,九八二	三五〇,〇五三	三〇九,三八〇	五四,九二九	四〇,六七三	一五七	一三一
	出	二八四,五五四	二二九,四七六	二〇四,八九九	五五,〇七八	二四,五七七	二四〇	一二〇
	計	六八九,五三六	五七九,五二九	五一四,二七九	一一〇,〇〇七	六五,二五〇	一九〇	一二七
朝鮮	入	三五,一八五	二九,六九〇	二四,八六四	五,四九五	四,八二六	一八五	一九四
	出	九,八五二	九,六一一	一〇,六七〇	二四一	(−)一,〇五九	二五	(−)九九
	計	四五,〇三七	三九,三〇一	三五,五三四	五,七四六	三,七六七	一四六	一〇六
臺灣	入	一〇,五〇八	九,二五四	一一,八九六	一,二五四	(−)二,六四二	一三六	(−)二二二
	出	四,九五六	六,八五八	六,〇六二	(−)一,九〇二	七九六	(−)二七七	一三一
	計	一五,四六四	一六,一一二	一七,九五八	(−)六四八	(−)一,八四六	(−)四〇	(−)一〇三
英本國	入	三,一九七,〇五〇	二,九六〇,六六〇	二,七九二,三六〇	二三六,三九〇	一六八,三〇〇	八〇	六〇
	出	二,五七〇,五六〇	二,二五三,一三〇	二,二三六,六八〇	三一七,四三〇	一六,四五〇	一四一	七
	計	五,七六七,六一〇	五,二一三,七九〇	五,〇二九,〇四〇	五五三,八二〇	一八四,七五〇	一〇六	三七

本欄の說明は輸入出に通するものなり

輸出入の價額は商人の申告價格に據る

國名									備考
獨逸	入	二,六四八,五〇〇	二,六〇五,八八〇	二,二九八,三八〇	四二,六二〇	三〇七,五〇〇	一六	一三四	
	出	二,四三〇,七七〇	二,〇五三,九一〇	一,八七九,八一〇	三七六,八六〇	一七四,一〇〇	一八三	九三	
	計	五,〇七九,二七〇	四,六五九,七九〇	四,一七八,一九〇	四一九,四八〇	四八一,六〇〇	九〇	一一五	
佛國	入	一,七二六,〇一〇	一,六六四,九六〇	一,七三六,四六〇	六一,〇五〇	(−)七一,五〇〇	三七	(−)四一	
	出	一,三五四,六二〇	一,二八九,六六〇	一,一八七,八五〇	六四,九六〇	一〇一,八一〇	五〇	八六	
	計	三,〇八〇,六三〇	二,九五四,六二〇	二,九二四,三一〇	一二六,〇一〇	三〇,三一〇	四三	一〇	
白耳義	入	九二〇,七六〇	九〇九,三九〇	八四五,六八〇	一一,三七〇	六三,七一〇	一三	七五	重要品の價額を示す
	出	七〇三,八三〇	七四一,一五〇	九七八,六二〇	(−)三七,三二〇	六二,五三〇	(−)五〇	九二	
	計	一,六二四,五九〇	一,六五〇,五四〇	一,五二三,四三〇	(−)二五,九五〇	一二六,二四〇	(−)一六	八三	
合衆國	入	一,五五八,二七〇	一,五七〇,〇四〇	一,三三五,二九〇	(−)一一,七七〇	二三四,七五〇	(−)七	一七六	以下の各國は一月より五月に至る五箇月間の貿易額を示す
	出	二,〇五四,三四〇	一,九七二,五五〇	一,七二九,九〇〇	八一,七九〇	二五二,六五〇	四一	一四〇	
	計	三,六一二,六一〇	三,五四二,五九〇	三,〇六五,一九〇	七〇,〇二〇	四八七,四〇〇	二〇	一五六	
露國	入	四七四,一一〇	四一〇,九九〇	四三八,一六〇	六三,一二〇	(−)二七,一七〇	一五四	(−)六二	露本國、芬蘭土及黑海沿岸の貿易額を示す
	出	四八七,一九〇	五〇〇,七八〇	五八二,四七〇	(−)一三,五九〇	(−)八一,六九〇	(−)二七	(−)一四〇	
	計	九六一,三〇〇	九一一,七七〇	一,〇二〇,六三〇	四九,五三〇	(−)一〇八,八六〇	五四	(−)一〇七	
西班牙	入	二一一,〇八〇	一五九,五七〇	一六二,九四〇	五一,五一〇	(−)三,三七〇	三二三	(−)二一	
	出	一七七,五一〇	一七三,七四〇	一五六,七九〇	三,七七〇	一六,九五〇	二二	一〇八	
	計	三八八,五九〇	三三三,三一〇	三一九,七三〇	五五,二八〇	一三,五八〇	一六六	四二	
墺匈國	入	五七〇,四七〇	六二二,九九〇	五二九,〇一〇	(−)五二,五二〇	九三,九八〇	(−)八四	一七八	銀地金の價額を含む
	出	四五四,六一〇	四三一,七四〇	三九七,二〇〇	二二,八七〇	三四,五四〇	五三	八七	
	計	一,〇二五,〇八〇	一,〇五四,七三〇	九二六,二一〇	(−)二九,六五〇	一二八,五二〇	(−)二八	一三九	
伊太利	入	六一四,六一〇	五八五,五八〇	六〇〇,九七〇	二九,〇三〇	(−)一五,三九〇	五〇	(−)二六	地金を含む
	出	三九一,八六〇	三八一,一八〇	三六一,三八〇	一〇,六八〇	一九,八〇〇	二八	五五	
	計	一,〇〇六,四七〇	九六六,七六〇	九六二,三五〇	三九,七一〇	四,四一〇	四一	五	
埃及	入	一一二,四一〇	一〇一,五五〇	一一一,五八〇	一〇,八六〇	(−)一〇,〇三〇	一〇七	(−)九〇	
	出	一二九,三〇〇	一四九,一一〇	一三四,五七〇	(−)一九,八一〇	一四,五四〇	(−)一三三	一〇八	
	計	二四一,七一〇	二五〇,六六〇	二四六,一五〇	(−)八,九五〇	四,五一〇	(−)三六	一八	
伯剌西爾	入	二八七,〇〇〇	二四七,〇四〇	二二四,八一〇	三九,九六〇	二二,二三〇	一六二	九九	
	出	二四三,八三〇	二五五,八九〇	二一五,〇二〇	(−)一二,〇六〇	四〇,八七〇	(−)四七	一九〇	
	計	五三〇,八三〇	五〇二,九三〇	四三九,八三〇	二七,九〇〇	六三,一〇〇	五五	一四三	
英領印度	入	五二五,四三〇	四二九,〇二〇	三九二,一七〇	九六,四一〇	三六,八五〇	二二五	九四	
	出	七一二,五七〇	七〇八,七五〇	六七七,三八〇	三,八二〇	三一,三七〇	五	四六	
	計	一,二三八,〇〇〇	一,一三七,七七〇	一,〇六九,五五〇	一〇〇,二三〇	六八,二二〇	八八	六四	
英領南亞	入	一七四,六六〇	一六四,八二〇	一五八,七九〇	九,八四〇	六,〇三〇	六〇	三八	
	出	一二〇,五六〇	九一,七九〇	八一,五一〇	二八,七七〇	一〇,二八〇	三一三	一二六	
	計	二九五,二二〇	二五六,六一〇	二四〇,三〇〇	三八,六一〇	一六,三一〇	一五〇	六八	

備考　イ　本表は八月二十一日倫敦發行「ボード、オフ、トレード、ヂャナル」に據り且内地、朝鮮、臺灣の貿易月表に參照して調製す
ロ　英貨一磅を十圓に換算す
ハ　各國貿易額は特に明記ある外金銀貨及地金を含ます
ニ　毎年更正する鑑定價額を以て貿易額を表示する國は墺匈國、白耳義、佛國、伊太利、西班牙にして亦獨逸及瑞西は輸入額に於て然りとす但輸出額は申告價額を以て之を示す
ホ　露、獨、白、佛、瑞西、伊、墺匈、埃及、英本國の輸入額は各内國消費品のみを示す
ヘ　輸出額は成るへく内地產のみを擧くることとせり

○土地所有者一人當結數、税額及筆數竝一筆當結數及税額表

（大正二年一月一日現在）

道名	結數	税額	筆數	土地所有者人員	土地所有者一人當 結數	土地所有者一人當 税額	土地所有者一人當 筆數	一筆當 結數	一筆當 税額
	結	円	筆	人	結	円	筆	結	円
京畿道	七三、八八七	五二七、八六四	一、六九七、二〇二	二五七、五六二	・二八六	二・〇四九	六	・〇四三	・三一一
忠清北道	五二、二一一	三六六、三三九	七二一、九〇一	一四六、四六八	・三五五	二・五〇一	四	・〇七二	・五〇七
忠清南道	九五、九九三	七六〇、二九七	一、二六二、八〇七	二三〇、二一五	・四一六	三・三〇二	五	・〇七六	・六〇二
全羅北道	一〇九、八九二	八六四、四五六	一、三七一、〇四一	二七〇、六〇四	・四〇六	三・一九四	五	・〇八〇	・六三〇
全羅南道	一三五、五〇〇	一、〇八五、三九〇	一、九八一、四六七	三八九、九七二	・三四七	二・七八三	五	・〇六八	・五四七
慶尚北道	一三七、三二八	八九八、四八四	二、五九三、四五〇	四七九、七〇七	・二八六	一・八七二	五	・〇五二	・三四六
慶尚南道	一一三、七五五	八五二、七六二	二、一九六、四五一	三九〇、五七三	・二九一	二・一八三	五	・〇五一	・三八八
黄海道	八四、二七七	六三九、七九二	一、二五七、五八〇	二六五、八五三	・三一七	二・四〇六	四	・〇六七	・五〇八
江原道	二四、二九三	一四七、五四七	九七五、九五六	一九三、七一三	・一二五	・七六一	五	・〇二四	・一五一
平安南道	六八、〇五〇	二六六、七二二	一、〇五三、七一二	二一〇、八六九	・三二三	一・二六四	四	・〇六四	・二五三
平安北道	四三、〇三六	一五三、一八一	六八三、一一五	一八〇、三四七	・二三八	・八四九	三	・〇六二	・二二四
咸鏡南道	六四、九六四	一七六、三五四	八二七、三九五	二〇八、三五一	・三一一	・八四六	三	・〇七八	・二一三
咸鏡北道	四六、五七一	六三、七〇八	五三二、六三三	九八、二三〇	・四七四	・六四八	五	・〇八七	・一一九
計	一、〇四九、六六三	六、八〇二、八九一	一七、一五四、七〇九	三、三二二、四六四	・三一五	二・〇四七	五	・〇六一	・三九六

備考　一　結數、税額、筆數及土地所有者人員は結數連名簿の本年一月一日現在に依れり而して結數は結未滿を税額は圓未滿を切捨てたるに付各道の集計額は合計に符合せす、土地所有者人員に於て土地の共有に係るものは其の所有者を一人とし又同一人にして甲乙二面に土地を所有するものは各別に之を揭上せり

○釜山稅關棧橋使用規則中改正 大正二年九月 總督府令第九十一號

釜山稅關棧橋使用規則中左ノ通改正ス

第三條第三項ヲ左ノ如ク改ム

鐵道院關釜連絡船ニ對スル棧橋使用料及其ノ納付方法ニ付テハ稅關長ハ朝鮮總督ノ認可ヲ得テ適宜之ヲ定ムルコトヲ得

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○沿岸貿易又ハ漁業ニ從事スル戎克船ニ關スル件 大正二年九月 總督府令第九十二號

沿岸貿易又ハ漁業ニ從事スル戎克船ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　沿岸貿易又ハ漁業ニ從事スル戎克船ハ左記各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ貿易ノ爲外國ニ往來シ又ハ朝鮮ト內地、臺灣及樺太トノ間ニ通航スル戎克船ニシテ開港間ニ於ケル沿岸貿易ニ從事スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　船員漁夫其ノ他總乘船員ノ半數以上ハ內國人ナルコト

二　內國人タル船長ヲ乘組マシムルコト

三　船體ノ外部周圍上緣ニ白色「ペイント」ヲ以テ幅五寸ノ白線一條ヲ畫スルコト

四　船首兩舷及船尾兩舷ニ於テ白線ヨリ下方一尺間ノ部分ヲ黑色「ペイント」ヲ以テ塗リ其ノ部分ニ白色「ペイント」ヲ以テ左ノ事項ヲ標示スルコト

甲　總噸數五噸以上又ハ積石數五十石以上ノモノハ船首兩舷ニ船名、船尾兩舷ニ船籍港名

乙　前記噸數又ハ積石數未滿ノモノハ船首兩舷ニ船ノ名稱又ハ記號、船尾兩舷ニ船舶所有者ノ氏名又ハ稱號

五　前號標示ノ文字ハ方三寸五分以上ノ國字ヲ以テ船首ヨリ船尾ノ方向ニ橫列ニ配置シ且各文字ノ間ニ八寸以上ノ間隔ヲ存スルコト

六　檣ハ其ノ頂上ヨリ下方六尺間ノ周圍ヲ白色「ペイント」ヲ以テ塗ルコト

七　夜間及風雨ノ場合ヲ除クノ外漁船ハ第一號樣式其ノ他ハ第二號樣式ノ旗章ヲ檣頭ニ揭クルコト

第二條　前條ノ規定ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則

本令ハ大正二年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年朝鮮總督府令第八十八號ハ之ヲ廢止ス

（第一號樣式）

青

白

旗寸法

流　五尺

竪三尺五寸

（第二號樣式）

赤

白

旗寸法　第一號樣式ニ同シ

○陸軍刑法等ヲ朝鮮ニ施行ノ件　大正二年九月勅令第二百八十三號

朕朝鮮ニ施行スル法律ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

左ニ掲クル法律ハ之ヲ朝鮮ニ施行ス

一　陸軍刑法
二　陸軍刑法施行法
三　海軍刑法
四　海軍刑法施行法
五　海軍治罪法
六　陸海軍軍法會議私訴裁判強制執行法
七　陸軍軍人軍屬違警罪處分例
八　海軍軍人軍屬違警罪處分例
九　戒嚴令
十　軍機保護法
十一　軍用電信法

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○要塞地帶法ノ一部ヲ朝鮮ニ施行ノ件　大正二年九月勅令第二百八十四號

朕要塞地帶法ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

要塞地帶法ハ第十八條及第二十八條ヲ除キ之ヲ朝鮮ニ施行ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○臨時土地調査局測量規程及同調査規程ニ定ムル地籍圖　大正二年九月總督府訓令第四十九號　臨時土地調査局

大正二年四月朝鮮總督府訓令第二十一號朝鮮總督府臨時土地調査局測量規程及同年六月朝鮮總督府訓令第三十三號朝鮮總督府臨時土地調査局調査規程ニ定ムル地籍圖ハ別表圖式及圖例ノ通之ヲ定ム

（別表略）

○朝鮮總督府及所屬官署雇員採用ニ關スル件中改正　大正二年十月總督府令第九十三號

朝鮮總督府及所屬官署雇員採用ニ關スル件中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ通信ノ現業ニ從事スル者ハ事務ノ種類ニ依リ總督ノ認可ヲ經テ男子ハ十四歲女子ハ十三歲以上ノ者ヨリ之ヲ採用スルコトヲ得

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮總督府道慈惠醫院助產婦及看護婦養成規程　大正二年十月總督府令第九十四號

朝鮮總督府道慈惠醫院助產婦及看護婦養成規程左ノ通定ム

朝鮮總督府道慈惠醫院助產婦及看護婦養成規程

第一條　道慈惠醫院ニ助產婦及看護婦養成ノ爲助產婦科、看護婦科及速成助產婦科ヲ置ク

第二條　各科生徒ノ定員ハ道長官ノ認可ヲ受ケ院長之ヲ定ム

第三條　助產婦科ノ修業期間ハ一年トシ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

看護婦科ノ修業期間ハ一年半トシ四月一日又ハ十月一日ニ始リ翌年九月三十日

又ハ翌翌年三月三十一日ニ終ル
速成助産婦科ノ修業期間ハ五箇月以上トシ其ノ期間及始期ハ募集ノ都度道長官ノ認可ヲ受ケ院長之ヲ定ム

第四條　各科ノ學科目ハ左ノ如シ

助産婦科
修身　解剖及生理　胎生學
消毒法　助産法　育兒法
實習

看護婦科
修身　國語　算術　解剖及生理
消毒法　看護法　衞生大意　實習

速成助産婦科
修身　解剖及生理　消毒法　助産法　育兒法
實習

第五條　助産婦科、看護婦科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ年齢滿十七歳以上三十歳以下ノ身體健全品行方正ナル女子ニシテ入學試驗ニ及第シタル者ナルコトヲ要ス
速成助産婦科ニ入學ヲ許可スヘキ者ノ資格ハ道長官ノ認可ヲ受ケ院長之ヲ定ム
看護婦科ヲ卒業シタル者ハ助産婦科ニ、尋常小學校又ハ修業年限四年以上ノ普通學校ヲ卒業シタル者ハ看護婦科ニ試驗ヲ行ハスシテ入學ヲ許可スルコトヲ得

第六條　入學試驗ハ助産婦科ニ在リテハ看護婦科卒業程度、看護婦科ニ在リテハ尋常小學校又ハ普通學校卒業程度ニ依リ左ノ科目ニ付院長之ヲ行フ

助産婦科
國語　算術　解剖及生理　看護法

看護婦科
國語　算術

第七條　入學志願者ハ第一號書式ノ入學願書ヲ差出スヘシ
入學ヲ許可セラレタル者ハ保證人二人ノ連署ヲ以テ自費生ニ在リテハ第二號書式ノ在學證書、給費生ニ在リテハ第三號書式ノ誓約書ヲ差出スヘシ
保證人ハ身元確實ニシテ相當ノ資産ヲ有スル滿二十五年以上ノ男子タルコトヲ要ス

第八條　院長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル生徒ニ對シ退學ヲ命スルコトヲ得

一　性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
二　成業ノ見込ナシト認メタル者

第九條　卒業試驗ニ合格シタル者ニハ第四號書式ノ卒業證書ヲ授與ス

第十條　速成助産婦科ノ卒業生ニシテ滿二年以上助産婦ノ業務ニ從事シ本人ノ願出アルトキハ院長ハ其ノ技倆ヲ考査シ第五號書式ノ助産婦適任證書ヲ授與スルコトヲ得

第十一條　助産婦科又ハ看護婦科生徒ニハ一人月額七圓以内、速成助産婦科生徒ニハ一人月額八圓以内ノ學資ヲ給與スルコトヲ得
學資ヲ給與スヘキ定員、給與額及其ノ支給方法ハ道長官ノ認可ヲ受ケ院長之ヲ定ム

第十二條　給費生ハ助産婦科又ハ看護婦科生徒ニ在リテハ卒業ノ日ヨリ滿二年間速成助産婦科生徒ニ在リテハ卒業ノ日ヨリ滿一年間道長官ノ指定スル職務又ハ業務ニ從事スヘキ義務アルモノトス

第十三條　給費生ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退學シ又ハ退學ノ處分ヲ受ケ若ハ前條ノ義務ニ違背シタルトキハ院長ハ在學中給與シタル學資ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトヲ得

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式

入學願書

本　籍
住　所
族籍、戸主又ハ戸主トノ續柄
氏　　名
生年月日

右者貴院助産婦科(看護婦科)(速成助産婦科)ヘ自費生(給費生)トシテ入學志願ニ付御許可相成度此段相願候也

年　月　日

右　氏　　名　印

朝鮮總督府何道何慈惠醫院長宛

學事經歷概要

一 年月何校入學

一 年月何校卒業又ハ退學

一 年月ヨリ年月ニ至ルノ間某ニ付何修業

第二號書式

在學證書

本籍

住所

戸主又ハ戸主トノ續柄

氏名

生年月日

右者貴院何科ニ入學御許可相成候上ハ在學中規則及命令ヲ遵守スルハ勿論本人身上ニ關スル事件ハ保證人ニ於テ一切處理可致候也

年　月　日

住所　本人　氏名

住所　保證人　氏名

住所　保證人　氏名

朝鮮總督府何道何慈惠醫院長宛

第三號書式

誓約書

私儀

今般何科生トシテ入學致候ニ付テハ在學中規則又ハ命令ヲ遵守スルハ勿論若中途退學シ又ハ卒業後何年間助產婦(看護婦)ノ業務ニ從事セサルトキハ在學中支給相成候學資ハ御命ニ從ヒ本人及保證人ハ連帶ノ責ニ任シ速ニ償還可致候仍テ保證人連署ヲ以テ誓約候也

年　月　日

住所職業　本人　氏名㊞

生年月日

住所職業　保證人　氏名㊞

生年月日

住所職業　保證人　氏名㊞

生年月日

朝鮮總督府何道何慈惠醫院長宛

第四號書式

第　號

卒業證書

氏名

生年月日

朝鮮總督府何道何慈惠醫院ニ於テ助產婦科(看護婦科、速成助產婦科)ヲ修メ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

擔任學科　醫官　氏名

同　同　氏名

同　醫員　氏名

年　月　日

朝鮮總督府何道何慈惠醫院長　氏名

第五號書式

助產婦適任證書

氏名

生年月日

右者朝鮮總督府何道何慈惠醫院速成助產婦科ヲ卒業シ滿二年以上實務ニ從事シ其ノ技倆ヲ考査スルニ本院助產婦科卒業生ト同等ノ技能ヲ有スル者ト認メ本證書ヲ授與ス

年　月　日

朝鮮總督府何道何慈惠醫院長　氏名

○助產婦及看護婦養成ニ關スル訓令

大正二年十月總督府訓令第五十號

各道長官

各慈惠醫院長

朝鮮各道ニ於ケル助產婦及看護婦ノ分布ハ甚稀薄ニシテ其ノ普及ヲ圖ルハ方今ノ

急務トス是ヲ以テ過般地方官官制ノ改正ニ際シ朝鮮總督府醫院ニ於テノミ助産婦及看護婦ヲ養成スルノ制ヲ改メ道慈惠醫院ニ於テモ亦之ヲ行ハシムルコトトシ今般其ノ養成ニ關スル規程ヲ公布セリ就中助産婦ノ普及ハ焦眉ノ急ナルコトヲ認メ短期教育ヲ以テ其ノ急需ニ應セシムル爲特ニ速成科ヲ設置セシムルコトト爲セリ助産婦及看護婦ノ養成ハ風俗習慣竝修學ノ程度ヲ異ニスル内地人女子ト朝鮮人女子トヲ合同教育スルモノナルカ故ニ其ノ間自ラ格段ノ注意ヲ必要トス故ニ之カ教育ノ任ニ當ル者ハ宜シク此ノ意ヲ體シ智識技能ヲ授クルト同時ニ能ク實務ニ熟達セシメ特ニ此ノ種ノ業務ニ從事スル者ニ必要ナル著實温良ノ德性ヲ涵養スルコトニ努メ荷モ輕佻浮薄ノ風ニ陷ラシムルコトナク懇切善良ナル助産婦及看護婦ノ養成ヲ期セサルヘカラス

速成助産婦科ハ短期間ニ修業セシムルモノナルヲ以テ特ニ學科ノ按配ヲ考慮シ高遠ノ學科ヲ避ケ成ルヘク必須ノ智識技能ヲ授クルニ止メ實務ノ練習ヲ主眼トシ以テ卒業後能ク實地ニ就キテ其ノ任務ヲ遂行シ得ル者タラシメサルヘカラス

給費生徒ニ對スル卒業後ノ義務ニ關シ開業地域ノ指定ヲ爲スニハ住民多數ニシテ其ノ需要ノ急ナル地ヲ先キニシ然ラサルモノヲ後ニスヘキハ勿論其ノ指定ヲ濫ニシ又ハ之カ變更ヲ荷モスル如キコトナキ樣深ク留意スヘシ

各科生徒ニシテ所定ノ教科ヲ修了シ醫院ヲ辭シ各自其ノ任務又ハ職業ニ就キタル者就中助産婦科及速成助産婦科卒業生ニ對シテハ出來得ル限リ指導誘掖ト便宜トヲ與フルコトニ努メ以テ本教育ノ旨趣ヲ貫徹スルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ

○急行座席券規定

大正二年十月
總督府告示第三百二十四號

急行座席券規程左ノ通定メ大正二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十四年朝鮮總督府告示第三百十七號ハ之ヲ廢止ス

急行座席券規程

第一條 朝鮮總督府鐵道局線ト南滿洲鐵道株式會社線トニ直通スル急行列車ニシテ朝鮮總督府鐵道局長官ノ特ニ指定シタルモノニ乘車スル一等及二等旅客ハ乘車券ノ外急行座席券ヲ購求スヘシ

前項ニ依リ指定シタル急行列車ハ關係停車場ニ之ヲ掲示ス

第二條 急行座席料金左ノ如シ

哩程	一等（一人ニ付）大人	一等（一人ニ付）小兒	二等（一人ニ付）大人	二等（一人ニ付）小兒
二百哩未滿	五圓	四圓	三圓	二圓五十錢
六百哩未滿	八圓	六圓五十錢	五圓	四圓
六百哩以上	十二圓	九圓五十錢	八圓五十錢	七圓

前項ニ於テ小兒ト稱スルハ四年以上十二年未滿ノ者ヲ謂フ

第三條 第一號ニ依リ指定シタル急行列車ノ旅客ニ對シテハ夜間寢具ヲ供給ス

第四條 急行座席券ハ途中停車場ニ下車シタルトキハ前途無效トス

第五條 天災事變其ノ他ノ事由ニ因リ急行列車ノ運轉ヲ中止シ又ハ車輛ノ故障ニ因リ乘車ヲ繼續セシムルコト能ハサル場合ニ於テハ急行座席料金全部ノ拂戻ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ヲ除クノ外急行座席料金ハ一旦乘車シタルトキハ拂戻ヲ爲サス

第六條 前各條ニ定ムルモノノ外急行座席券ニ付テハ乘車券ニ關スル規定ヲ準用ス

○朝鮮關稅定率令中改正

大正二年十月
制令第六號

朝鮮關稅定率令中改正ノ件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ玆ニ之ヲ公布ス

朝鮮關稅定率令中左ノ通改定ス

第四條ニ左ノ一號ヲ加フ

六 修繕ノ爲輸入スル物品

第四條ノ二 加工又ハ製造ノ爲輸入シ輸入ノ日ヨリ一年内ニ加工品又ハ製造品トシテ輸出スル物品ニシテ朝鮮總督府令ヲ以テ指定シタルモノニハ輸入稅ヲ免除ス

第五條中「前條」ヲ「前二條」ニ改ム

附 則

本令ハ大正二年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮關稅定率令第四條ノ二ニ依リ加工又ハ製造ノ爲輸入スル物品ニ關スル件

大正二年十月
總督府令第九十五號

朝鮮關稅定率令第四條ノ二ニ依リ加工又ハ製造ノ爲輸入スル物品ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 朝鮮關稅定率令第四條ノ二ニ依ルコトヲ得ヘキ物品左ノ如シ

一 絲拔、絓、刺繡若ハ絲縫ヲ爲シ又ハ「レース」ヲ製作スル爲輸入スル布帛、布帛製品及絲縷

二 精練、漂白又ハ染色ノ爲輸入スル布帛、布帛製品及絲縷

三 鞣又ハ染色ノ爲輸入スル毛皮及獸皮

第二條 前條ノ物品ヲ輸入セムトスル者ハ輸入申告書ニ輸入ノ目的、加工又ハ製

造ノ種類及加工者又ハ製造者ノ住所氏名ヲ附記スヘシ
稅關ハ必要ト認メタルトキハ加工又ハ製造ノ爲使用スル物品ノ所要數量ニ付明細書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第三條　加工品又ハ製造品ヲ輸出スルニハ其ノ原品ニ對シ輸入手續ヲ履行シタル稅關ニ於テ輸出手續ヲ履行スヘシ

第四條　加工品又ハ製造品ヲ輸出セムトスルトキハ輸出申告書ニ加工者又ハ製造者ノ作成シタル加工又ハ製造證明書及原品ノ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ添附スヘシ
加工又ハ製造證明書ニハ加工品又ハ製造品ノ名稱及數量、原品ノ名稱、品物質及數量、加工品又ハ製造品ヲ構成スル原品ノ現數量及證明書作成ノ年月日ヲ記載シ加工者又ハ製造者之ニ署名捺印スヘシ
加工品又ハ製造品ニ付輸出ノ免許ヲ爲シタルトキハ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ニ輸出濟ノ旨ヲ記入シ之ヲ輸出申告者ニ交付スヘシ

第五條　稅關官吏ハ隨時加工場、製造場及藏置場ニ就テ原品、加工品、製造品、加工又ハ製造用器具、器械及帳簿書類ヲ檢査スルコトヲ得

第六條　本令中輸出入ニ關スル規定ハ朝鮮ト內地、臺灣及樺太トノ間ニ於ケル移出入ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正二年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

○銃砲火藥類輸移出入許可申請書書式中追加

大正二年十月
警務總監部告示第四號

銃砲火藥類取締令施行細則第八條ノ規定ニ依ル銃砲火藥類ノ輸出入又ハ移出入ノ許可申請書ニハ其ノ輸出入又ハ移出入ノ方法（小包郵便、鐵道便、汽船便、本人携帶又ハ他人託送等ノ別）ヲモ記載スヘシ

○朝鮮總督府巡查部長ニ關スル件中改正

大正二年十月
總督府訓令第五十一號

明治四十五年朝鮮總督府訓令第六十七號中左ノ通改正ス
第二條第一號ヲ左ノ如ク改ム
一　文官任用令第六條ニ依リ判任文官タル資格ヲ有スル者又ハ裁判所書記登用試驗規則ニ依リ及第證書ヲ有スル者
第三條中「規定ハ」ノ下ニ「總督ノ認可ヲ受ケ」ヲ加フ

○官公立學校職員ノ授業服

大正二年十月
總督府訓令第五十二號

道　府　郡
官公立學校

官公立學校職員ハ學校內ニ於テ授業又ハ平常服務ノ場合ニ限リ別表ノ授業服ヲ著用スルコトヲ得

（別表）

上衣　地質　適宜
　　　製式　詰襟脊廣形、黑四穴㯃釦、袖口紐括樣式如圖

備考
此ノ授業服ハ制服ノ上衣ヲ脫シテ之ヲ著用スルコトヲ得

○度量衡器ノ改善統一ニ關スル件

大正二年十月
總督府訓令第五十三號

道長官
警務總長
警務部長

朝鮮ニ於ケル度量衡ヲ改善統一シテ各種取引ノ正確ト安全トヲ圖ルハ最緊要ナルコトヲ認メ明治四十二年九月度量衡法發布以來先ツ之ヲ主要地ニ施行シ漸ヲ以テ各地ニ及ホシ昨年六月朝鮮全土ニ其ノ實施ヲ見ルニ至レリ其ノ間數數本府吏員ヲ各地ニ派シ度量衡ニ關スル講話ヲ爲サシメ以テ法令ノ周知ヲ圖リ各官亦能ク協力シテ之カ實施ニ努メタル結果改善ノ實漸ク見ルヘキモノアリト雖新器ノ普及未タ全タシト云フヘカラス又不正ノ器物ヲ使用シ或ハ計量ノ方法ニ不正ノ手段ヲ弄スル者其ノ跡ヲ絕ツニ至ラサルヲ遺憾トス向後本府ニ於テモ隨時各地ニ檢定官吏ヲ派シ度量衡器ノ檢定取締ヲ爲サシムヘキモ各官亦一層部下ヲ督勵シ新器ノ普及ト不正行爲ノ取締ニ努メ以テ速ニ朝鮮ニ於ケル度量衡器ヲ改善統一シ各種取引ニ障害ナカラシムルコトヲ期スヘシ

民　事

○損害賠償請求ニ關スル件　（明治四十五年民上第一〇〇號　明治四十五年六月二十八日判決）

判決要旨

一　父カ子ヲ扶養スヘキ義務ヲ負擔スルコトハ朝鮮ニ於ケル慣習ニシテ其子カ父ノ家ニ在ルト否ト又他ニ戸主ノ有ルト否ト又其子ノ母ノ存スルト否トニ依リテ其義務ニ區別ナキモノトス（上告理由第一點及辯明並補充理由）

一　私生子ノ認知ハ出生ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス（同上）

第一審　京城地方裁判所　第二審　京城控訴院

上告人　李　根　澔　　訴訟代理人　木尾虎之助

被上告人　金　召　史　　訴訟代理人　李　鍾　壁

右當事者間ノ損害賠償請求事件ニ付明治四十五年三月十八日京城控訴院カ言渡シタル判決ニ對シテ上告人ヨリ上告ヲ申立タリ依テ當院ハ判決スル左ノ如シ

主　文

原判決中ノ利子支拂ニ關スル部分中明治四十五年四月一日以後ニ該當スル部分ヲ破毀ス

上告人ハ被上告人ニ對シテ明治四十五年四月一日ヨリ判決執行ニ至ルマテ金壹千參拾圓ニ對スル年五分ノ利子ヲ支拂フヘシ

其餘ノ上告ハ之ヲ棄却ス

上告費用ハ上告人ノ負擔トス

理　由

上告理由第一點ハ原判決ニ於テ扶養義務ノ順位ニ付何等ノ說明ヲ與ヘス判決ヲ與ヘラレタルハ理由不備ノ判決ナルノミナラス扶養義務ノ第一順位者存在シテ其扶養義務履行ノ財産能力在リシニ拘ラス扶養義務ノ第二順位者タリシ上告人ニ扶養義務履行ニ基ク不當利得金ノ賠償ヲ命シタルハ失當ニシテ違法ナリ民法第九百五十六條ニ依レハ同順位ノ扶養義務者數人アルトキハ各其資力ニ應シ其義務ヲ分擔ス但家ニ在ルモノト家ニ在ラサルモノトノ間ニ於テハ家ニ在ル者先ツ扶養ヲ爲スコトヲ要ストアリテ本件ノ私生子タル長吉ニ對スル扶養義務者ハ母ナル吳召史ナリト斷定セサルヘカラス何トナレハ私生子長吉ハ明治三十四年五月出生ノ時ヨリ同四十二年八月ニ至ル迄ノ間ハ上告人ノ家ニ在リタルモノニアラス切言スレハ私生子長吉ハ吳召史ノ家ニ生レ其家（法律上家）ニ在リタルモノナレハ前記期限内ニ於ケル扶養義務者ハ其家ニ在ル母吳召史ナリシコト明白ナリ然ルニ原審判決ニ於テハ此點ニ何等ノ說明ヲ與ヘスシテ判決ヲ行ヒ第二順位ノ上告人ニ扶養義務ノ全部ヲ負擔セシムル結果ヲ來シタルノミナラス假ニ一步ヲ讓ルモ吳召史ト分擔シテ扶養義務ヲ負擔スヘキモノナルニ拘ラス原審カ右法規ニ違反シタル判決ヲ行ヒタルハ失當ニシテ違法ナリト云ヒ上告理由第一點ノ辯明並補充理由ハ原判決ニ於テ扶養義務ノ順位ニ付何等ノ說明ヲ與ヘスシテ判決ヲ爲シ本件ニ於テ上告人ヲ第一順位者トシテ扶養義務ニ基ク不當利得ノ損害賠償責任ヲ負擔セシメタルハ違法ニシテ失當ナリ蓋朝鮮ノ習慣ニ據レハ戸主ハ當然家族ヲ養フヘキモノニシテ他ニ扶養義務者アルト否トニ拘ラス其家族ヲ扶養スルコトヲ要スルモノナリ故ヲ以テ本件ニ於テ私生子長吉ノ扶養義務者ハ長吉ノ生マレタル吳召史家ノ戸主ナリト斷定セサルヘカラス然ルニ吳召史ハ被上告人家ノ先代方時容ノ妾ニシテ方時容ノ家族ニ外ナラサレハ吳召史ノ子長吉ハ被上告人家ノ家族ニ外ナラサルヲ以テ長吉ハ被上告人家ニ於テ扶養サルヘキハ當然ナリ從テ本件ニ於テ私生子長吉カ上告人家ノ家族トナリタル以前ノ扶養入費卽長吉カ被上告人家ノ家族タリシ間ニ於ケル衣食住ノ費用ハ法律上被上告人家戸主ノ負擔ニ歸スヘキモノニシテ上告人ノ負擔ニ歸スヘキモノニアラス然ルニ其費用ヲ上告人ニ負擔セシメントスル原審判決ハ到底失當ニシテ違法ナルヲ免レスト云フニ在レトモ〇論旨ニ揭記セル民法第九百五十六條ノ如キハ朝鮮民事令第十一條ノ規定ニ依リ朝鮮人ニハ其適用ナキヲ以テ上

告人ニ扶養ノ義務アルヤ否ヤハ一ニ朝鮮ニ於ケル慣習ニ從ヒ解決スヘキモノトス而シテ父カ子ヲ扶養スヘキ義務ヲ負擔スルコトハ朝鮮ニ於テモ顯著ノ慣習ニシテ其子ノ父ノ家ニ在ルト否ト又他ニ戸主ノ有ルト否ト又其子ノ母ノ存スルト否トニ依リテ其義務ニ區別ナキヲ普通ノ事例トスルヲ以テ奥召史ノ分娩シタル私生子長吉ヲ上告人ニ於テ自己ノ子ナリトシテ認知シタル以上ハ認知ハ出生ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生スヘキモノナルカ故ニ上告人ハ右長吉出生ノ當時ニ遡リ之カ扶養ノ義務ヲ負擔スヘキコト當然ナルヲ以テ原判決カ其扶養義務ノ存スルコトヲ認メタルハ相當ニシテ理由ニ不備アルコトナキハ勿論違法ノ點モ之レナキニ付論旨ハ其理由ナシ

上告理由第二點ハ原判決ニ於テ損害賠償金壹千三十圓ニ明治四十四年十一月九日ヨリ本件判決執行濟ニ至ル迄年二割ノ利子ヲ加ヘ支拂フヘシトノ判決ハ失當ナリ法定ノ損害利子ハ新法施行ノ結果年五分ナルコトハ明瞭ナリ然ルニ原審判決ニ於テ年二割ノ利子ヲ附加スヘキ旨ノ判決ヲ與ヘタルハ違法ナリト云フニ在リ○依テ按スルニ利息規例中法定利率タル年二割ニ關スル規定ハ朝鮮民事令施行ト同時ニ廢止ニ歸シタリト解釋スルヲ至當トスルコトハ當院ノ判例トシテ是認スル所ナルヲ以テ右民事令施行以後即チ明治四十五年四月一日以後ハ本件ノ如キ民事關係ニ屬スルモノノ法定利率ハ民法第四百四條ノ規定ニ從ヒ年五分ナリトス從テ原判決中明治四十五年四月一日ヨリ判決執行ニ至ルマテノ間モ亦年二割ヲ以テ計算シ支拂フヘク判決シタルハ失當ニ歸スルヲ以テ此部分ニ於ケル原判決ハ違法ニシテ破毀ヲ免レサルニ付該部分ニ對スル論旨ハ其理由アリ然レトモ右民事令施行前ニ在リテハ法定利率ハ利息規例ニ依リ年二割ヲ以テ計算スヘキハ當然ナルニ付明治四十四年十一月九日ヨリ通シテ年五分ヲ以テ計算スヘキモノトスル論旨ハ其理由ナシ

上告理由第四點ハ被上告人ノ先代方時容等カ私生子長吉ニ衣食等ノ物品ヲ給與シタルハ他人ノ子ヲ自己ノ子ナリト誤信シタル結果爲シタル無償給付即チ錯誤ニ依リテ爲シタル贈與ニ外ナラサレハ上告人ニ於テ之カ賠償ノ責任ニ負擔スヘキモノニアラス然ルニ原審カ上告人ニ其賠償ヲ命シタルハ失當ニシテ違法ナリ一般ノ慣例ニ於テ父カ子ニ衣食等ノ物品ヲ供給スルハ全ク無償給付ノ觀念ニ基クモノニシテ全ク一ノ贈與ニ外ナラス詳言スレハ私生子長吉ハ方時容等ノ自己ノ子ナリトノ錯誤ニ原因シテ衣食等ノ無償給付ヲ受ケ長吉モ亦錯誤ニ依リ方時容ヲ自己ノ父ナリト信シテ之ニ其天眞爛熳タル愛嬌ノ全部ヲ無償ニテ提供シタルモノニ外ナラサレハ方時容ニ於テモ無限ノ快樂ヲ取得シ決シテ損害ヲ受ケタルモノニアラス從テ上告人カ不當ノ利得ヲ爲シタルモノニアラス然ルニ原審カ不當利得ノ賠償ヲ命シタルハ失當ニシテ違法ナリト云ヒ上告理由第三點ノ辯明竝補充（上告理由第三點ハ上告人ニ於テ取消シタルヲ以テ上告理由第四點ノ辯明竝補充ト認ム）理由ハ戸主ハ家族ニ對シ當然扶養ノ義務ヲ有スルモノナルヲ以テ被上告人ノ先代カ其妾ノ子ナル長吉即チ家族ニ對シ衣食等ノ物品ヲ給與シタルハ全ク無償給付即チ贈與ノ觀念ニ出タルモノニシテ法律上當然ノ義務ヲ履行シタルニ外ナラスト云フニ在レトモ○原判決ニ依レハ方時容ハ長吉ヲ自己ノ子ナリト信シテ教養シ又方時容死後ハ其寡婦ニシテ後事ヲ管理スル被上告人ニ於テモ亦右長吉ヲ方時容ノ子ナリト信シテ教養シ居タルニ上告人カ自己ノ私生子ナリト主張シ之ヲ認知シテ自家ニ引取リタルモノナル事實ヲ認定シアルヲ以テ被上告人家ニ於テ長吉ヲ教養シタルハ全ク方時容ノ子ナリト信シタルニ由リタルモノニシテ他人ノ子ニ對シテ爲スノ意ニ出テタルモノニアラサルコト明ナレハ其教養ヲ目シテ無償給付ノ意ニ出テタル贈與ナリト主張シ被上告人ノ本件請求權ヲ否定スルハ結局原判旨ニ副ハサル攻撃ニ歸スルヲ以テ論旨ハ其理由ナシ

以上說明ノ如ク本件上告ハ一部其理由アリ其餘ハ其理由ナキニ付民事訴訟法第四百四十七條第一項第四百五十一條第一號第四百五十二條ニ則リ裁判スヘク又上告費用ニ付テハ上告ヲ一部理由アリトスルニ拘ラス別段ノ費用ヲ生シタルモノト認メサルニ依リ上告人ニ全部ヲ負擔セシムルヲ相當トシ主文ノ如ク判決スルモノナリ

（高等法院民事部）

刑事

○詐欺取財ニ關スル件（大正元年刑上第三八號 大正元年十二月二十三日判決）

判決要旨

一 刑法第二百四十六條第一項ト同條第二項トハ同一罪質タル同一犯罪ヲ規定シタルモノトス

（辯護士追加趣意第七點）

一　同條第一項ニ該ル罪ト第二項ニ該ル罪トアル場合ニ於テ各項ヲ區別シテ適用スルコトナク概括シテ單ニ第二百四十六條ヲ適用スルモ違法ニアラス（同上）

參　照

人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ（刑法第二四六條）

一　豫審終結決定書ニ方式其他ノ瑕疵アルモ之カ爲其確定ヲ妨ケラルルモノニアラス（同第八點）

一　豫審終結決定確定シ既ニ第一審及第二審ノ裁判ヲ經タル該決定書ニ豫審判事所屬官署印ノ押捺ヲ缺キタリトスルモ決定自體ヲ無效ナラシムルモノニ非ラス（同上）

第一審　京城地方法院仁川支廳　第二審　京城覆審法院

被　告　中村嘉兵衛　辯護士　中村時章　岡田榮

右詐欺取財被告事件ニ付大正元年十月十六日京城覆審法院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告ヨリ上告シタルニ因リ本院ハ朝鮮總督府檢事西内德ノ意見ヲ聽キ判決スルコト左ノ如シ

主　文

本件上告ヲ棄却ス

理　由

辯護士中村時章上告趣意第一點ノ要旨ハ原判決ハ被告ノ犯罪ヲ連續犯ナリトシテ刑法第五十五條ヲ適用シタリ連續犯ニハ連續シタル數箇ノ行爲ヲ要スルヲ以テ其數箇ノ行爲ヲ各別ニ觀ルモ犯罪行爲タラサルヘカラス從テ其各行爲ハ如何ナル日時方法ニ依リ何人ヲ欺罔シ如何ナル不法ノ利益ヲ得タルヤニ付事實ヲ確定スルニ非サレハ箇箇ノ行爲ヲ知ルヲ得サルナリ然ルニ原判決ハ明治四十四年七月八日ヨリ同年十一月六日マテノ間ニ於テ金完瑞外二十三名ヨリ金一千三百二十五圓七十九錢ヲ云云トシ各別ニ其行爲ヲ判示セサルヲ以テ連續シタル數箇ノ行爲ニ付テノ判示ヲ缺クモノト論セサルヲ得ス又三吉四郞外三名ニ對スル犯罪ニ付テモ同斷ニシテ漫然外三名ニ對シ金八十二圓九十四錢二厘ニ付支拂ヲ請求シ之ヲ騙取セントシタルモ同人等之ニ應セサリシ爲其目的ヲ遂ケサリシモノナリト判示シ數箇ノ各行爲ニ付テノ判示ナシ加之犯罪ノ日時ニ付明治四十四年七月八日ヨリ同年十一月六日迄ノ間云云ノ說示アルモ不法ナル利益ヲ得タル日時ハ何レノ時ナルヤ判文上瞭ナラス被告ヨリ支拂ヲ受ケサル者ニ對シ充當證據金ト差引計算ヲ爲ス旨ヲ通知シタル時ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得タリト爲スヤ其日時ハ前揭七月八日ヨリ十一月六日迄ノ間ナリト云フニ在リヤ將タ右日時ハ賣買ノ委託ヲ受ケナカラ附合ヲ爲シタル日時ノ意味ナルヤ不明ナリ殊ニ後段支拂ヲ請求シ騙取セントシタリト爲ス日時ニ付テモ判文上說示ナキカ如シト云フニ在ルモ○原判決ハ本件犯罪ノ日時ニ付テハ明治四十四年七月八日ヨリ同年十一月六日迄ノ間タリシコトヲ明示シ犯罪ノ方法ニ付テハ自家ノ帳簿上ニ於テ委託者相互間若クハ賣買ノ對手者ト爲リ指値若クハ當日ノ公定相場ヲ以テ其取引ヲ終了シ何レモ委託者ノ損失ニ歸セシメ置キ各委託者ヨリ手仕舞計算ノ申出アルヤ其都度右計算ハ何レモ制規ノ證據金ヲ納入シタル上取引所ニ於テ正當ニ取引ヲ爲シタル結果ニシテ又所定ノ手數料ヲ取引所ニ納入シタル如ク裝ヒ其損金及手數料ヲ從前委託者ヨリ證據金ニ充當スルヲ許容シテ未タ被告ヨリ支拂ヲ受ケサルモノニ對シ差引計算ヲ爲ス旨ヲ通知シテ該金圓支拂ノ債務ヲ免レタル旨ヲ明示シ被告カ財産上不法ノ利益ヲ得タルハ右差引計算ノ通知ヲ發シタル時ニ在ルコトモ判文上自ラ明瞭ニシテ原判決ハ違法ニアラス又連續シタル數箇ノ行爲ニ付箇箇ニ之ヲ判示セスシテ概括的ニ判示シタルモ之カ爲メ犯罪事實ノ認定ヲ不明ナラシムルモノニ非サルヲ以テ原判決ニ違法アルコト無ク論旨ハ理由ナシ

同上告追加趣意第一點ハ原判決ハ被告ノ犯罪ヲ連續犯トシテ刑法第五十五條ヲ適用セリ連續犯ハ明文ノ如ク連續シタル數箇ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ルル時一罪トシテ之ヲ處斷スルニアリ故ニ其數箇ノ行爲ハ各別ニ之ヲ觀ルモ犯罪行爲タラサルヲ得ス從而其各行爲ハ如何ナル日時方法ニヨリ何人ヲ欺罔シ如何ナル不法ノ利益ヲ得タルヤニ付事實ヲ確定スルニアラサレハ個個犯罪行爲タルコトヲ知ルニ由ナシ原判決ノ事實ニヨレハ明治四十四年七月八日ヨリ同年十一月六日迄ノ間金完瑞外二十三名ヨリ云云金一千三百二十五圓七十九錢五厘云云トアリテ金完瑞外二十三名ニ對シ各別ニ其行爲ヲ判示セサルヲ以テ連續シタル數箇ノ行爲ト云ヘル數箇ノ行爲ニ付テノ判示ヲ缺除シタルモノト論セサルヲ得ス三吉四郞外三名ニ對スル犯罪ニ對シテモ同斷ニシテ漫然外三名ニ對シ金八十二圓九十四錢二厘ニ付支拂ヲ請求シ之ヲ騙取セントシタルモ同人等之ニ應セサリシ爲メ其目的ヲ遂ケサリ

シモノナリト判示シテ各數箇ノ行爲ニ付判示ナシ加之犯罪ノ日時ニ就テハ明治四十四年七月八日ヨリ同年十一月六日迄ノ間云云ノ冒頭ノ說示アレトモ不法ナル利益ヲ得タル日時ハ何レノ時ナルヤ判文上明了ナラス被告ヨリ支拂ヲ受ケサル者ニ對シ充當證據金ト差引計算ヲ爲ス旨ヲ通知シタル時ヲ以テ財產上不法ノ利ヲ得タリト爲スヤ而シテ其日時ハ前揭七月八日ヨリ十一月六日迄ノ間ナリト云フニアリヤ將右日時ハ賣買ノ委託ヲ受ケナカラ附合ヲ爲シタル日時ノ意味ナルヤ不明ナリ殊ニ後段支拂ヲ請求シ騙取セントシタリト爲ス日時ニ就テハ判文上其說示ナキカ如シト云フニ在ルモ〇原判決ヲ閱スルニ被告ハ明治四十四年七月八日ヨリ同年十一月六日迄ノ間ニ於テ金完瑞外二十三名ヨリ金一千三百二十五圓七十九錢五厘ヲ定期米取引ヨリ生セル損金竝手數料トシテ差引ヲ爲ス旨ヲ通知シ該金額ノ債務ヲ免カレ依テ財產上不法ノ利益ヲ得又三吉四郎外三名ニ對シテハ同樣損金及手數料ノ如ク裝ヒ其支拂ヲ請求シ之ヲ騙取セントシタルモ同人等之ヲ拒絕シタル爲メ其目的ヲ遂ケサリシ旨ヲ概括的說示シアリテ連續ノ行爲ニ付各箇ニ說明セスシテ概括的ニ說明スルモ之カ爲判決ニ違法アリト謂フヲ得ス其日時ニ付テハ判文上明治四十四年七月八日ヨリ同年十一月六日迄ト說示シタルコト明白ナレハ原判決ニ違法アルコト無ク論旨ハ理由無シ

同第二點ハ原判決ノ事實ニヨレハ金完瑞外二十三名中四名ヲ除キテハ詐欺ノ方法ニヨリ債務ヲ免レテ不法ノ利益ヲ得三吉四郎外三名ニ對シテハ欺罔シテ金品ヲ騙取セントシテ遂ケサリシモノト判示シナカラ單ニ刑法第二百四十六條ヲ適用スルニ止マリ法ノ明記スル同條第一項第二項ヲ各別ニ適用セサルハ擬律ノ錯誤タルナリト云ヒ

辯護士岡田榮上告追加趣意第七點ハ原判決ハ被告ノ行爲ニ對シ刑法第二百四十六條ヲ適用セラレタルモ該條第一項ト第二項トハ其犯罪ノ體樣ヲ異ニセルモノニシテ原判決ハ漫然刑法第二百四十六條ヲ適用セルノミニテ同條中何レノ條項ヲ適用セルヤ之ヲ知ルニ由ナク從テ擬律ノ法條ヲ明示セサル不法アリト信スト云フニ在ルモ〇刑法第二百四十六條第一項ト同條第二項トハ同一罪質タル同一犯罪ヲ規定シタルモノナルヲ以テ原判決カ本件被告ノ行爲ニ對シ同條第一項ニ該ル罪ト第二項ニ該ル罪トアル場合ニ於テ各項ヲ區別シテ適用スルコトナク概括シテ單ニ第二百四十六條ヲ適用スルモ違法ニ非ラス論旨ハ理由ナシ

同第一點ハ原判決中仁川宮町三吉四郎外三名ニ對シ前敍述ノ如ク正當ノ取引ニヨリ生シタル損金及正當ニ要シタル手數料ナル如ク裝ヒ其仕拂ヲ請求シ之ヲ騙取セントシタルモ同人等カ之レニ應セサリシ爲其目的ヲ遂ケサリシモノナリト認定シ之ニ對シテハ之ヲ認メタル證據ヲ明示セサル不法ノモノナリ尤モ右事實ヲ認定シタル證據中被告カ未タ之ヲ受取ラサル旨ノ供述ノ記載アルモ之ノミニ依ルトキハ被告ノ意見ニヨリ止メタルモノニ該當シ刑法第四十三條後段ヲ適用スヘキモノナルニ拘ラス漫然看過シタル瑕疵アルノミナラス元來右事實ニ對シテハ刑法第二百四十六條ヲ適用シ刑法第四十三條ヲ適用セサルハ要スルニ理由不備ニアラサレハ刑事訴訟法第二百三條ニ違反シ且擬律錯誤アルモノナリト云フニ在ルモ〇

（一）　原院ハ第一審公判始末書中被告ノ供述及原院公廷ニ於ケル被告ノ供述竝美濃谷榮次郎等ノ豫審調書等ニ基キ本件犯罪事實ヲ認定シタルモノニシテ原判決ニ證據ノ明示ヲ缺クモノト云フヲ得ス（二）　原院ハ三吉四郎外三名カ被告ヨリ支拂請求ヲ受ケタルモ之ニ應セサリシ爲被告騙取ノ目的ヲ遂ケサリシモノト認定シ被告自ラ之ヲ中止シタリト認メタルニ非ラサルヲ以テ刑法第四十三條後段ヲ適用セサルハ相當ニシテ論旨ハ理由ナシ（三）　加之原判決ニ於テ本件被告ノ行爲中注文者ニ對シ取引所ニ於ケル正當ノ取引ヨリ生シタル損害又ハ手數料ナルカ如ク裝ヒ其支拂ヲ請求シ之ヲ騙取セントシタルモ之ニ應セサリシ爲其目的ヲ遂ケサリシ旨ヲ記載シアリテ其ノ證據說明中被告ノ供述ニ對當スルコトハ判文上明白ナレハ原判決ニ漫然之ヲ看過シタル瑕瑾アリト謂フヲ得ス而シテ該行爲ハ連續シタル他ノ數個ノ行爲ト共ニ刑法第二百四十六條ノ罪名ニ觸ルルモノナレハ一個ノ罪トシテ處斷スヘキコトモ亦明確ナレハ原院カ同條ヲ適用シテ處斷シタルハ固ヨリ相當ニシテ刑法第四十三條後段ノ適用アルモノニアラスシテ原判決ハ不法ニ非ラス論旨ハ理由ナシ

同第二點ハ原判決事實中右充當證據金ト差引計算ヲ爲ス旨ヲ通知シテ該金額支拂ノ債務ヲ免レ依テ財產上不法ノ利益ヲ得タリト認定シアルモ之ニ對シテハ何等ノ證據ニヨリ認メタル理由ヲ明示セス原判決ニ認メタル四十五萬千百五十石中二十五萬三千百石ハ取引所ニ提出セス客ノ指値若クハ當日ノ公定相場ヲ以テ計算シタリ右附合總石數ヲ其日其日ノ客ノ委託石數ニ按分シ損失ニ歸シタル客ノ附合石數及之レニ對スル損失ヲ計算スルトキハ判示金完瑞外二十四名分ハ千四百十圓二十五錢九厘トナルニ之カ記載ニヨルトキハ二十五萬三千百石取引所ニ提出セサルモ本件事實中ノ二千五百十九石二斗丈ハ按分比例ノ結果損害トナリタルニ過キスシ

テ其損失タルヤ委託當時ノ指値又ハ公定相場ト客ヨリ手仕舞申込アリタル當時ノ指値又ハ公定相場ニヨリ計算シ二十五萬三千百石中僅カニ二千五百十九石二斗ヲ控除シタル最大多數ノ委託者ハ利得シ居リテ此利得ヲ受領シタルモノニシテ被告ニ於テハ毫モ不法ノ利益ヲ得タルモノニアラス然原判決ハ單ニ不法ノ利益ヲ得タリトシテ刑法第二百四十六條ヲ適用セラレタルハ理由不備ニアラサレハ其認メタル證據上ノ理由ト矛盾スルモノナリト云フニ在ルモ〇原判決ノ認定ニ依レハ被告カ不法ニ利得シタル金額ハ漫然按分比例ニ依リ算出認定シタルモノニ非スシテ第一審公判始末書及原院公廷ニ於ケル被告ノ供述並美濃谷榮次郎等ノ豫審調書等ノ證據ニ依リ之ヲ認定シ又被告カ債務ノ支拂ヲ免レ依テ財產上不法ニ利得シタルコトモ判文上明白ナレハ原判決ニ所論ノ如キ違法アルコト無ク論旨ハ理由無シ

同第三點ハ仁川米豆取引所定款ニヨレハ轉賣買戻日仕舞ヲ認メアリ而シテ日本內地ニ於テモ法規上許容セリ而シテ取引所仲買人ハ普通ノ委託ニアラスシテ取引所ニ對シテハ獨立ノ資格トシテ取引シ決シテ委託者ノ行爲トシテ爲スモノニ非ラス隨テ客ヨリ委託ヲ受ケタルトキト雖モ客何某分トシテ取引セス本件ニ付原判決ニ於テ認メタル如ク四十五萬百五十石ノ取引ヲ包括的ニ被告ノ名ニテ爲シタルモノニシテ決シテ原判決摘示ノ如ク二千五百十九石二斗ニ付不法ニ利益ヲ得ルト云フコトヲ得ス事後ニ到リ按分比例ニヨリ犯罪ヲ創定シ得ルモノニアラス而シテ二十五萬三千百石取引所ニ出サスト云フモ之レハ轉賣買戻日仕舞ノ結果ニシテ取引所ニ出サスト云フコトヲ得ス要スルニ原判決ハ法規上認容セラレタル轉賣買戻日仕舞ノ行爲ヲ直ニ不法視シテ之ヲ基本トシテ本件犯罪ヲ認定セラレタルハ犯罪トナラサル行爲ニ付處罰セラレタル不法アリト云フニ在ルモ〇原判決ハ被告カ定期米賣買ノ仲買業ニ從事中右賣買ノ註文ノ幾分ニ付註文者ノ委託ノ趣旨ニ從ヘル取引所ノ賣買ヲ實施セサルニ拘ハラス手仕舞ヲ爲スニ當リ此部分ニ付テモ眞實之ヲ取引所ノ場ニ表ハシタルモノノ如ク裝ヒ各註文者ヲ欺罔シ損害金若クハ手數料名義ノ下ニ金圓ヲ不當ニ利得シ若クハ騙取セントシテ遂ケサリシ事實ヲ證據ニ依テ認定シタルヲ以テ被告カ仲買人トシテ自己ノ名義ヲ以テ正當ニ轉賣買戻日仕舞ヲ爲シタルヲ不法ナリト認定スルモノニ非サレハ原判決ニ所論ノ如キ違法アルコト無ク論旨ハ理由無シ

同第四點ハ詐欺取財ノ被害者ハ必ス特定スルコトヲ要ス然ルニ本件ハ被告ニ於テ知ルコトヲ得サルニ拘ラス唯按分比例ノ結果犯罪アリト云フハ全ク判決ニ於テ犯罪ヲ創定シタル不法アリト云フニ在ルモ〇原判決ノ認定ニ依レハ本件詐欺ノ被害者ハ毫モ不特定ニ非ラスシテ定期米賣買ノ委託者タル金完瑞外二十三名ト明示シタルヲ以テ論旨前段ハ理由ナク又被告カ不法ニ利得シタル金額千三百二十五圓七十九錢五厘ナルコトハ原判文ニ明示アリテ按分比例ニ依リ算出認定シタルモノニ非サレハ役段論旨モ亦理由無シ

同第五點ハ詐欺取財ノ被害者ハ自己若クハ他人カ欺罔セラレ騙取又ハ不法ノ利益ヲ得ラレタルニ付意思ノ阻却ナカルヘカラス然ルニ本件被害者ハ其錯誤ナシ換言スレハ被害者ノ意思ニハ毫モ齟齬ナク全ク豫期ノ結果ヲ來タシタルニ過キサレハ犯罪ヲ構成スルモノニアラス原判決ニ現明セラレタル被害者ノ調書ニヨルモ欺罔ノ結果不法ノ利得ヲ得ラレ又ハ騙取セラレタリト供述ナシ要スルニ原判決ハ罪トナラサルモノニ刑ヲ科シタルカ然ラサレハ不法ノ利得若クハ騙取ニ付何等ノ證據上ノ理由ヲ付セサル不法ノ判決ナリト云フニ在ルモ〇原判決ハ被告ハ定期米賣買ノ委託ヲ受ケナカラ註文者ノ委託ノ趣旨ニ背キ取引所ニ提出シテ正當ノ取引ヲ爲サス自家ノ帳簿上ニ於テ當日ノ公定相場ヲ以テ取引ヲ終了シ委託者ノ損失ニ歸セシメ置キナカラ各委託者ヨリ手仕舞計算ノ申出アルヤ右損失ハ何レモ制規ノ證據金ヲ納入シ取引所ニテ正當ニ取引ヲ爲シタル結果ナルカ如ク又所定ノ手數料ヲ取引所ニ納入シタルカ如ク裝ヒ各註文者ヲ欺罔シ損害金若クハ手數料名義ノ下ニ金圓ヲ不當ニ利得シ若クハ支拂ヲ請求シ之ヲ騙取セントシテ遂ケサリシ事實ヲ證據ニ依リテ認定シ委託者ニ對スル欺罔アルモノト認メタルコト判文上明確ナレハ之ヲ以テ委託者ノ豫期シタル結果ト論スルヲ得ス又原院カ被告ノ此行爲ヲ以テ詐欺罪ヲ構成スト判斷シタルコトモ亦論ヲ須タス論旨ハ理由無シ

同第六點ハ原判決ハ本件被告ノ行爲ヲ以テ詐欺罪ニ問擬セラレタルハ不法ナリ被告カ委託者ヨリ委託セラレタル註文石數ヲ取引所ニ提供セスシテ自己米又ハ客米附合ノ方法ニヨリ其計算ヲ爲シタルハ固ヨリ背任ノ行爲ナルモ其計算ハ當時ノ相場(取引所ト同一ノ相場)ニ準據シ毫モ計算上ニ詐欺ノ手段ヲ用キテ註文主ニ損害ヲ及ホシタルコトナシ此行爲タル取引所法違犯ノ行爲ニシテ決シテ詐欺取財罪ヲ構成スルコトナシ假リニ取引所ニ納付スヘキ手數料ヲ私シタルノ行爲ヲ詐欺取財ナリトスルモ其他ノ金額ニ付テハ何等註文主ニ損害ヲ及ホササルモノナルカ故ニ犯罪ヲ構成スヘキモノニアラテスト信スト云フニ在ルモ〇第五點ノ論旨ノ條下ニ說明セル如ク被告ノ行爲ハ刑法第二百四十六條ニ該當スル犯罪ヲ構成スヘク論旨ハ

理由無シ

同第八點ハ原判決ハ刑事訴訟法上許ササル公判手續ヲ許シタル第一審判決ヲ看過シタル不適法ノ判決タルカ若クハ公訴ヲ受理セラレサル公訴事件ヲ受理シタル不法ノ判決ナリ元來豫審終結決定書ハ刑事訴訟法第二十條ノ規定ニヨリ豫審判事ノ所屬官署ノ印ヲ押ササルヘカラサルニ本件記錄第三百四丁豫審終結決定書ニハ之レナシ從テ無效ナル豫審決定ニヨリ公訴ヲ受理シタルモノニシテ豫審終結決定ノ無效タル以上ハ豫審決定ナキ豫審經由事件ヲ審理シタル刑事訴訟法第二百三十五條ニ違背シタル不法ノ手續ニヨリ不法ノ判決ナク近時判例ニヨレハ豫審終結決定ニ瑕瑾アルモ其確定以後ニ到リ裁判所カ受理シタルニ不法ニアラス不法ナリトノ說ハ確定ノ效力ヲ忘却シタルノ誤解ナリト稱スルモ公判開始ハ直接公判ニ對スル起訴、正式裁判請求、公判ニ付ス豫審決定ノ確定又ハ上級裁判所ノ移送裁判ノ確定アリタル場合ニ於テ始メテ公判開始ノ條件備ハリタルモノニシテ此間不適法ナル手續ノ介在ヲ許ササルハ當然ニシテ右判例ノ如ク公判手續ヲ終了シタルトキハ右條件ノ欠缺ハ之レカ爲ニ補正完成シタルモノト解釋ハ明文アラハ兎モ角現行刑事訴訟法上到底容ルル餘地ナキモノト思料ス倘假リニ第一審公判手續終了セハ右豫審終結決定ノ補正セラルルモノトスルモ如斯不適法ナル豫審終結決定ヲ看過シ公判手續ヲ遂行スルコトヲ許シタルモノトノ解釋ヲ採ルヘキ理由ナク從テ之カ不適法ナル豫審終結決定ヲ其儘看過シタル第一審判決ハ手續不法ニシテ之ヲ認容スル第二審判決モ亦不適法ナリト思料スト云フニ在ルモ（）事件ヲ公判ニ付スルノ豫審終結決定ハ其決定書ニ方式其ノ他ノ瑕疵アルモ之カ爲メ其確定ヲ妨ケラルルモノニアラス而シテ該決定ニシテ一旦確定シタル以上ハ裁判所ハ之ヲ受理シ審理裁判ヲ遂行スヘキモノナルヲ以テ既ニ第一審第二審ノ裁判ヲ經タル本件豫審終結決定書ニ當該豫審判事所屬官署印ノ押捺ヲ缺キタル一事ヲ以テ決定自體ヲ無效ナラシムルモノニ非ス論旨ハ理由無シ

以上ノ理由ニ依リ本件上告ハ理由無キヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

（高等法院刑事部）

大正三年度

當用日記・懷中日記

博文館	當用日記	大形上製	五五〇	一四〇
博文館	當用日記	中形總革	八〇〇	一二〇
博文館	當用日記	中形脊皮	五〇〇	一〇〇
博文館	當用日記	中形上製	三八〇	一〇〇
博文館	當用日記	小形上製	三〇〇	八〇
積善館	當用日記	中形脊皮	四五〇	一〇〇
積善館	當用日記	中形上製	三五〇	一〇〇
積善館	當用日記	小形上製	三〇〇	八〇
春陽堂	新案當用日記	上製	六〇〇	一二〇
實業の日本社	重要日記	中形上製	五〇〇	一二〇
大倉書店	新式當用日記	上製	五〇〇	一二〇
東亞堂	修養日記	中形上製	五〇〇	一二〇
博文館	英文當用日記	上製	五〇〇	一二〇
博文館	家庭日記	中形上製	三八〇	一〇〇
金港堂	家政日記	中形上製	四〇〇	一二〇
羽仁もと子編	家計簿	中形	四〇〇	六〇
嘉悅孝子編	家計簿	大形	五〇〇	六〇
羽仁もと子編	主婦日記	中形	四〇〇	六〇
博文館	英文懷中日記	總革	三五〇	四〇
博文館	ポケット日記	A總革	五五〇	四〇

京城本町二丁目 日韓書房 電話一四五番 振替一一五五番

活版
石版 凸版
寫眞銅版製版
印刷及和洋帳簿美術裝釘
京城日報社印刷部
京城大和町壹丁目
(電話六六〇番三二六番)
京城振替口座三〇〇番
各號活字罫欄約物
インテル
製造販賣

○朝鮮總督府月報ニ關スル規程（四十四年五月總訓第四十一號）

第一條　朝鮮ニ於ケル施政、產業其ノ他各般ノ狀況ヲ蒐錄スル爲每月二十日朝鮮總督府月報ヲ發行ス

臨時調査事項ニシテ浩澣ニ涉ルモノハ月報附錄トシテ之ヲ發行スルコトヲ得

第二條　月報ハ官房總務局總務課ニ於テ之ヲ編纂ス

第三條　月報ニ揭載スヘキ事項ハ左ノ區分ニ依ル

一　農業及殖林
二　商工業
三　鑛　業
四　水產業
五　貿　易
六　運輸及交通
七　理財及金融
八　敎　育
九　社寺宗敎
十　衞　生
十一　救恤慈善
十二　地方行政
十三　司　法
十四　調査資料
十五　統　計

第四條　月報ニ記載スヘキ材料ハ關係ノ各部及所屬官署ニ於テ之ヲ蒐集スヘシ

第五條　材料ヲ蒐集セシムル爲各部及所屬官署（道ニ在リテハ內務部及財務部）ニ各一名ノ月報報告主任ヲ置ク

月報報告主任ハ奏任官又ハ判任官中ヨリ所屬長官之ヲ命シ其ノ官氏名ヲ總務課長ニ通知スヘシ

第六條　月報報告主任月報ニ揭載スヘキ事項ヲ調査シタルトキハ其ノ都度直ニ之ヲ總務課長ニ送付スヘシ

第七條　月報原稿締切期限ハ每月十日トス

第八條　總務課長ハ月報揭載事項ニ關シ月報報告主任ニ直接交涉ヲ爲スコトヲ得

第九條　月報原稿ハ別記樣式ノ原稿用紙ニ之ヲ記入スヘシ但シ統計圖表類及印刷ニ係ルモノハ便宜美濃十三行罫紙若ハ美濃白紙ニ之ヲ記入シ又ハ其ノ印刷物ヲ美濃白紙ニ貼附シ之ニ代用スルコトヲ得

第十條　月報ハ官房總務局印刷所之ヲ印刷ス

印刷所長ハ依頼ニ應シ月報ニ廣告ヲ揭載スルコトヲ得其ノ料金ハ印刷所長之ヲ定ム

（別紙樣式略）

○朝鮮總督府月報廣告揭載手續

一朝鮮總督府月報ニ廣告ヲ揭載セムトスル者ハ京城本町二丁目日韓書房ニ申込ムヘシ

一揭載シタル廣告ノ原稿ハ一切之ヲ返付セス

一廣告料ハ一頁金五圓トス

但シ廣告ニ圖畫又ハ計表其ノ他特殊ノ版式ヲ要スルモノハ別ニ其ノ實費ヲ徵ス

大正二年十一月十八日印刷
大正二年十一月二十日發行

定價金二十錢
郵稅金一錢五厘

朝鮮總督府編纂

印刷所　朝鮮總督官房總務局印刷所

汽車時刻表

大正二年十一月現行

京釜、京義線

黒字ハ午前ヲ示ス
赤字ハ午後ヲ示ス

									驛										
⊗ 9.50	×	—	—		×10.30				發 釜山棧橋 著	7.50	—	—	—	—	—	5.40	—	—	—
....	11.00	—	—	6.00	....	12.30	4.50	7.35	發 釜山 著	....	2.20	5.13	—	11.12	—	....	—	7.00	10.4
10.45	11.58	—	—	7.57	11.35	2.16	6.48	9.30	著 三浪津 發	6.57	11.50	3.27	—	8.56	—	4.37	—	5.51	9.1
10.46	12.03	—	—	8.10	11.38	2.28	7.03	—	發 三浪津 著	6.53	....	3.11	—	8.43	—	4.32	—	5.49	8.5
....	....	—	—	9.25	12.00	3.20	7.10	—	(馬山線) 發 三浪津 著	....	10.42	2.17	—	5.26	—	....	—	5.36	8.0
....	....	—	—	10.55	1.32	4.52	8.45	—	(馬山線) 著 馬山 發	....	9.05	12.40	—	6.50	—	....	—	4.00	6.3
....	12.17	—	—	8.38	11.53	2.54	7.32	—	發 密陽 發	....	—	2.52	—	8.24	—	4.19	—	5.35	8.4
12.16	1.37	—	—	10.48	1.18	4.58	9.45	—	著 大邱 發	5.24	—	12.20	—	6.00	—	2.56	—	4.10	6.4
12.21	1.44	—	5.30	11.25	1.23	5.40	—	—	發 大邱 著	5.19	—	11.14	—	—	10.00	2.49	—	4.05	6.2
....	2.19	—	6.27	12.16	1.55	6.34	—	—	發 倭館 發	....	—	10.26	—	—	9.12	2.18	—	3.33	5.3
1.36	3.02	—	7.55	1.34	2.47	7.56	—	—	發 金泉 發	....	—	9.12	—	—	7.52	1.37	—	2.46	4.1
2.38	4.06	—	9.51	3.01	3.57	9.42	—	—	發 永同 發	....	—	7.35	—	—	6.01	12.35	—	1.38	2.4
3.32	5.02	—	11.34	6.55	5.00	11.23	—	—	著 大田 發	2.00	—	5.40	—	—	3.55	11.34	—	12.30	12.4
3.39	5.08	7.20	12.28	—	5.05	12.00	—	—	發 大田 著	2.01	—	—	11.32	—	—	11.28	7.20	12.2	11.0
4.21	5.53	8.46	1.58	—	5.55	1.17	—	—	發 鳥致院 發	....	—	—	10.15	—	—	10.45	6.00	11.35	9.4
....	6.35	10.02	3.10	—	6.40	2.18	—	—	發 天安 發	....	—	—	9.04	—	—	10.08	4.30	10.53	8.3
5.14	6.53	10.39	3.52	—	7.00	2.46	—	—	發 成歡 發	12.29	—	—	8.37	—	—	9.53	4.01	10.36	8.1
5.59	7.47	12.39	5.38	—	7.56	4.14	—	—	發 水原 發	11.39	—	—	6.45	—	—	9.01	2.04	9.37	6.2
6.33	8.27	1.42	6.43	—	8.38	5.14	—	—	著 永登浦 發	11.05	—	—	5.22	—	—	8.16	12.43	8.56	5.12
6.34	8.30	1.50	6.50	—	8.42	5.24	—	—	發 永登浦 著	11.04	—	—	5.11	—	—	8.11	12.33	8.51	5.05
6.42	8.40	2.05	7.04	—	8.50	5.39	—	—	著 龍山 發	10.56	—	—	4.56	—	—	8.00	12.18	8.42	4.4
6.50	8.50	2.25	7.20	—	9.00	6.00	—	—	著 南大門 發	10.50	—	—	4.40	—	—	7.50	12.00	8.30	4.30
7.10	9.10	2.37	7.35	—	9.40	—	11.50	4.20	發 南大門 著	10.30	2.00	5.38		—	—	7.30	11.46	8.00	4.1
....	....	2.41	7.39	—	....	—	....	....	著 西大門 發	....	....	....		—	—	....	11.42	....	4.10
7.20	9.20			—	9.50	—	12.08	4.39	發 龍山 著	10.21	1.43	5.16	—	—	—	7.19	—	7.48	—
8.42	10.53	—	—	—	11.36	—	2.37	7.09	著 開城 發	8.53	11.10	2.45	—		—	5.48	—	5.58	—
8.48	11.03	—	—	6.05	11.43	—	3.00	7.29	發 開城 著	8.46	10.41	1.50	—	10.01	—	5.39	—	5.52	—
10.16	12.42	—	—	9.05	1.32	—	6.00	10.30	著 新幕 發	7.14	7.40	10.40	—	7.00		4.03	—	4.06	—
10.21	12.52	5.50	—	11.05	1.40	—	5.20	—	發 新幕 著	7.09	—	10.05	—	4.33	10.08	3.55	—	4.01	—
....	1.54	8.17	—	1.00	2.54	—	8.15	—	發 沙里院 發	....	—	8.19	—	2.00	8.22	2.53	—	2.53	—
11.40	2.20	9.02	—	1.47	3.24	—	9.00	—	著 黄州 發	5.44	—	7.26		1.00	7.28	2.26	—	2.22	—
11.41	2.24	9.17	—	2.40	3.27	3.51	9.15	—	發 黄州 著	5.43	—	7.13	7.50	12.41	7.13	2.22	—	2.18	—
....	2.35	11.50	—	2.35	8.00	....	....	—	(兼二浦線) 發 黄州 著	....	—	....	....	9.07	3.37	1.17		....	—
....	3.02	12.17	—	3.02	8.27	....	....	—	(兼二浦線) 著 兼二浦 發	....	—	....	....	8.40	3.10	12.50	—	....	—
12.23	3.10	10.30	—	3.51	4.14	5.04	10.29	—	著 平壤 發	5.01	—	6.00	6.40	11.20	6.00	1.39		1.33	—
12.31	3.20	11.15	6.30	5.45	4.21			—	發 平壤 著	4.51	—	—	—	10.38	5.26	1.30	10.05	1.27	—
....	4.20	11.22	....	4.20	6.50	—	—	—	(鎭南浦線) 發 平壤 著	....	—	—	—	10.42	3.12	10.42	....	9.02	—
....	6.00	1.02	....	6.00	8.30	—	—	—	(鎭南浦線) 著 鎭南浦 發	....	—	—	—	9.00	1.30	9.00	....	7.20	—
1.56	4.49	2.48	9.16	8.45	6.09	—	—	—	發 新安州 發	3.22	—	—	—	8.14	2.52	11.57	7.40	11.51	—
2.44	5.41	4.23	10.51	10.20	7.05	—	—	—	著 定州 發	2.28	—	—	—	6.20	1.00	11.04	5.55	10.49	—
2.49	5.51	4.38	11.15		7.15	—	—	—	發 定州 著	2.21	—	—	—	—	10.03	10.54	5.25	10.39	—
3.28	6.33	5.57	12.34	—	8.12	—	—	—	發 宣川 發	1.41	—	—	—	—	8.59	10.17	4.13	9.52	—
4.54	8.13	9.34	3.35	—	10.18	—	—	—	著 新義州 發	12.02	—	—	—	—	5.45	8.35	12.37	7.47	—
5.00	8.20	9.44	3.45	—	10.31	—	—	—	發 新義州 著	12.06	—	—	—	—	—	8.30	12.50	7.40	—
5.10	8.30	9.54	3.55	—	10.40	—	—	—	著 安東 發	⊗ 11.56	—	—	—	—	—	× 8.20	12.40	× 7.30	—

內地、朝鮮、滿洲連絡時刻表

				驛				
× 8.00	× —	⊗金.月.水.	12.10	發 ハルピン 著	※	2.00	5.45	—
10.45	—	※	7.00	發 長春 著	火.木.日	6.50	6.20	—
8.50	—		1.50	著 奉天 發		11.50	9.40	—
9.10	—		2.40	發 奉天 著		11.10	6.50	—
5.15	—		9.40	著 安東 發		4.40	※ 10.40	—
※ 7.30	8.20	※	11.50	發 安東 著		5.10	10.40	8.30
7.47	8.35	土.火.木.	12.02	發 新義州 發	(長春、釜山間一等ノミ)	5.00	10.31	8.20
1.33	1.39		5.01	發 平壤 發		12.31	4.21	3.20
7.48	7.49		10.21	著 龍山 發		7.20	9.50	9.20
8.00	7.30		10.30	著 南大門 發		7.10	9.40	9.10
8.30	7.50	(長春、釜山間一等ノミ)	10.50	發 南大門 著		6.50	9.00	8.50
8.42	8.00		10.56	發 龍山 著		6.42	8.50	8.40
12.30	11.34		2.09	發 大田 發		3.39	5.05	5.08
4.05	2.49		5.19	著 大邱 發		12.21	1.23	1.44
4.10	2.55		5.24	發 大邱 著	月.水.土	12.16	1.18	1.37
5.51	4.37		6.57	發 三浪津 發		11.46	11.38	12.03
7.00	5.40		7.50	著 釜山 發		9.50	10.30	11.00
9.00	6.40		9.[illegible]	發 釜山(連絡船) 著		9.10	9.00	9.40
8.00	5.40	日.水.金.	8.00	著 下ノ關 發		10.40	10.00	10.40
9.50	7.10	(下ノ關新橋間各等毎日運轉)	9.50	發 (門司) 著		9.38	8.24	8.40
2.57	12.09		2.57	著 廣島 發		4.40	3.07	2.15
7.14	4.20		7.14	著 岡山 發	日.火.金.	12.34	10.50	9.04
10.25	7.31		10.25	著 神戸 發		9.22	7.32	4.58
11.20	8.22		11.20	著 大阪 發	(新橋下ノ關間一二等毎日運轉)	8.33	6.38	3.56
11.32	8.28		11.32	發 大阪 著		8.25	6.26	3.44
12.24	9.17	月.木.土.	12.24	著 京都 發		7.38	5.35	2.47
4.25	12.41		4.25	著 名古屋 發		4.11	1.25	10.00
8.43	4.16		8.43	著 靜岡 發		12.39	9.03	4.50
1.02	7.47		1.02	著 平沼 發		9.08	4.37	12.00
1.50	8.25		1.50	著 新橋 發	⊗土.月.木.	8.30	× 3.50	× 11.00

⊗ ハ一週三回運轉ノ急行列車（連絡時刻表參照ノコト）
× ハ毎日運轉急行列車

※ 時差 日本時刻正午＝滿洲時刻午前 11.00
同 ＝ハルピン時刻午前 11.23
北京、大連方面行ハ奉天乘換

京仁線

	驛										
仁川行	西大門	發	—	—	9.52	12.14	2.26	4.50	—	—	10.10
	南大門	發	6.05	8.53	10.10	12.30	2.40	5.00	6.35	8.40	10.20
	龍山	發	6.18	9.00	10.30	12.46	2.51	5.08	6.51	8.57	10.32
	杻峴	著	7.56	9.54	11.56	2.11	4.06	6.06	8.19	10.22	11.43
	仁川	著	8.04	10.00	12.05	2.21	4.14	6.11	8.29	10.32	11.50
京城行	仁川	發	6.00	7.10	9.00	11.00	12.50	3.40	5.30	6.55	9.2
	杻峴	發	6.07	7.16	9.10	11.11	1.00	3.48	5.35	7.04	9.3
	龍山	著	7.13	8.12	10.48	12.39	2.28	5.02	6.29	8.28	10.5
	南大門	著	7.23	8.20	11.05	1.00	2.45	5.13	6.37	8.45	11.1
	西大門	著	7.34	8.31	—	1.14	—	5.27	6.46	9.09	—

京元線

			驛			
—	8.10	3.00	發 南大門 著	1.20	8.05	
—	8.26	3.15	發 龍山 著	1.03	7.45	
—	8.57	3.46	發 清涼里 著	12.32	7.18	
—	9.36	4.28	發 議政府 發	12.01	6.43	
—	12.10	7.00	發 鐵原 發	9.28	4.23	
6.35	1.25	8.20	發 福溪 發	8.15	3.12	著 9.4
7.10	2.00	8.55	著 劍拂浪 發	7.30	2.30	9.1
8.30		2.00	發 元山 著	12.45		6.1
10.06		3.36	發 龍池院 發	11.14		4.4
10.20		3.50	著 高山 發	11.00		4.3

湖南線

					驛					
—	—	6.10	1.00	6.40	發 大田 著	12.07	4.40	10.20	—	—
—	—	8.32	3.19	9.00	發 江景 發	10.00	2.30	8.12	—	—
—	—	9.26	4.13	9.56	著 裡里 發	9.00	1.30	7.10	—	—
5.10	—	9.40	7.05	....	發 裡里 著	8.45	....	4.03	10.25	—
....	6.30	9.50	4.23	10.40	(群山線) 發 裡里 著	8.38	1.13	6.47	....	12.2
....	7.13	10.33	5.05	11.22	(群山線) 著 群山 發	7.55	12.30	6.05	....	11.4
6.40	—	11.12	8.35	—	著 井邑 發	7.15	—	2.30	8.55	—
8.00				3.00	發 木浦 著		2.20			9.2
10.11				5.11	發 羅州 發		12.13			7.1
10.40				5.40	著 松汀里 發		11.40			6.4